

府中町議会議員政治倫理審査会会議録（第2回）

I 会議の概要

- 1 招集日時 令和6年1月23日（火）
- 2 招集場所 府中町議会議事堂 第1委員会室
- 3 出席委員 （9人）

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 力山彰 |
| 副委員長 | 木田圭司 |
| 委員 | 西友幸 |
| 委員 | 西山優 |
| 委員 | 川上翔一郎 |
| 委員 | 山口晃司 |
| 委員 | 二見伸吾 |
| 委員 | 益田芳子 |
| 委員 | 児玉利典 |
- 4 欠席委員 （0人）
- 5 委員外出席議員等 （1人）

| | |
|----|-------|
| 議長 | 梶川三樹夫 |
|----|-------|
- 6 府中町政治倫理条例第6条第5項の規定による出席要求者 （1人）

| | |
|----|------|
| 議員 | 田中伸武 |
|----|------|
- 7 付議事件
 - (1) 委員長の互選について
 - (2) 副委員長の互選について
 - (3) 審査会の確認事項について
 - (4) 政治倫理基準違反について
 - (5) 政治倫理基準違反の審査請求について
 - (6) 次回審査会の日程と出席要求議員の決定について
- 8 職務のため出席した者

| | | |
|-----------|----|----|
| 議会事務局長 | 森 | 太 |
| 議会事務局次長 | 田村 | 洋 |
| 議会事務局主任主事 | 宮田 | 優介 |

9 傍聴の可否（傍聴者数） 可（一般傍聴23人、報道関係4社）

10 議事の内容 別紙のとおり

<午前9時30分 開会前>

○梶川 議長

皆様おはようございます。政治倫理審査会の前ですが、議長から審査委員の皆さんに報告します。

先日1月15日に、事務局職員から診断書の提出がありました。

職員名を伏せますが、診断書の日付は1月13日、傷病名は不安神経症。令和2年10月ごろより、不眠、不安、動悸、頭痛、過呼吸、胸部閉塞感を認め、症状の訴えがあるときは、内服により加療ということです。

また昨日、田中議員の書面作成代理人から、申出書が届きましたのでご報告します。審査においては、申し出に記載のあることを参考に行われますよう、お願いします。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

<午前9時32分 審査会 開会>

○力山 委員長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は9名で過半数と認めます。

それではこれから第2回政治倫理審査会を開会いたします。

本日の審査会ですが、お手元の日程の通り進めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

ご異議なしと認めます。それでは、そのように進めます。

日程に入る前ですが、委員長から、田中議員にお話があります。

田中議員は、審査請求が行われた12月25日の夕方に議会事務局に来て、居座るなどの行動があり、二見議員から職員に対する圧迫に当たるという指摘があったというところですが、第1回審査会のあった9日午後にも、議会事務局で職員に対し審査請求の書類を作成したのは誰かと何度も問いただしたという報告を受けています。

審査請求を行ったのは、当然、審査請求議員で、事務局職員は関係がないことは言うまでもないことです。田中議員は、政治倫理についての審査対象議員という立場を理解し、そのような行動を厳に慎んでいただきたい。この点を審査会委員長から要求いたします。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

それでは、日程第1項、審査対象議員の説明に参ります。

本日は、対象議員に出席を求めています。

改めて、対象議員の田中議員にお伝えいたします。田中議員には、令和5年12月25日付をもって、府中町議会議員倫理条例第3条の第1号と、同条第4号に違反した疑いで審査請求が出され、この審査会が設置されました。

先日、第1回の審査会が開催され、審査請求に係る意見などについて、審査請求議員から伺っております。本日の日程第1は、これを踏まえて、府中町議会議員倫理条例第6条第5項に規定する審査対象議員に出席を求め、審査に係る事項の説明を行う機会となります。

審査対象議員は、審査に係る事項について説明を行っていただきます。

発言はすべて委員長に従ってください。

また審査会が、必要な書類の提出、意見の陳述を要求することがありますので、従ってください。

なお、説明において、議会事務局職員を対象とする場合、議会事務局職員、2名以上の場合は、議会事務局職員A、議会事務局職員Bなどと呼称していただきたい。対象議員にお伝えすることは、以上でございます。

それでは、審査対象議員に審査に係る事項について、説明を求めます。

田中議員。

○田中 議員

田中伸武です。

僕のお配りしとる資料で、それで見ながらいうことでいいですか。

○力山 委員長

はい、それでいいです。

○田中 議員

そうさせていただきますけど、今始まる前に力山委員長12月25日の夕方のことを、わざわざこの審査の始まる前におっしゃっていましたが、それについては、ちょっと二見委員の主張はかなり事実誤認と曲解があるので、後で、ちょっと訂正を求める方々、私が説明させていただきたいと思います。

それじゃこれ、お配りしとる資料に従って、私の説明をさせていただきます。

まず、審査そのものについてなんですけども。これは、最初の時からお願いしておりますけども、請求のあった、主には大きく三つで、その中で小さくは35項目ほどエクセルで資料いただいておりますけども、この事実の認定ですよね。

相手はこう言った、こっちはこう言った。事実認定をどうするかいうところをですね、手順をやはりしっかりしていただかなきゃいけない、というふうにお願いしておきます。

裁判で言えばその証拠調べみたいなのをですね、あるいは証人調べみたいなのがないと、言った、言わんになったりするわけですから、録音テープがあるならそれは、きちっとデータを一部切り取ったりすることのないようにですね。ちゃんとそれを、やりとりを聞くと。

あるいは、この審査請求関係者以外ですね、証人が得られそうな場合は、何人かおるわけですがね、そういうところからちゃんと、じゃあどうだったのと、話をですね、証言として聞くと。

そういうことをもって、まずはこの審査会は、こういう事実があったかどうかを調べるわけですから、そこのところをですね、きちっとやっていただきたいと、その手順を、きちっとしていただきたいというのが1点お願いします。

それからもう一つは、ここに書いてありますけど、審査委員の第三者性の確保、これなかなかもう難しいことだと思います。

審査請求された議員と、審査にあたる議員がほぼ9人中8人一致するということ、これはなかなか公平で第三者的な判断をするのが難しいと。

裁判で言うならいわば検察官と裁判官がほぼ一緒だというような格好になってしまうわけですから。

力山委員長最初の9日のときにおっしゃってですね、公平で慎重な審査というのを図る。これを工夫いただかなきゃならんな、と思うわけでありまして。

特に審査員の中にはですね、二見議員も、先ほど指摘ありましたが、ブログやあるいは街頭宣伝でですね、私のことをかなり訴えておられるわけですよ。

政治活動あるいは表現の自由として大いに街頭宣伝なり、ブログなりですね、やっていただくのは、それはすばらしいことだと思うんですけども、審査委員としてですね、第三者として審査に今から当たろうかというときに、その中身について、もうすでに、こいつはパワハラやったんだと決めつけてですね、けしからんというようなそういう中身でですねガンガンやっておられる。これは力山委員長もおっしゃったけども、公平で慎重な審査をする義務がある委員としてですね、果たしてふさわしいのか。

昨日も、私のところに電話がかかってきて宮の町の方の人からですね、朝から二見さんが大きな声で街頭宣伝しよってよ、ええんかね、とか、いやあの人、実は審査員なんよ、ええっ、とかいう話になってくるわけでありまして。

審査会ですね、力山委員長、公平性とか、慎重な審査をするにあたってですね、審査員が、本当にそういう立場でできるという、そういう形をですね、確保できるようにしていただかんといけんと思います。

それから、条例の6条4項にもありますが、委員がこれだけちょっと偏るわけですから、識見を有する者、第三者ですね。本当に立場離れた人たちのですね、参画もですね、今選定されておらんわけですが、ここもきちっとやっていただかんと、この審査に当たるそのものの審査ですね、正当性といいますかですね、ところを確保できないと思うわけです。

これをはじめに、訴えさせていただきたいと思います。

それから、審査請求書ですね。出していただいとる。

審査請求書ですが、これでいうと、別紙の1、田中議員は令和2年の府中町議会議員選挙当選以来、自らの主張に不都合な法や会議規則、規定を遵守しないよう、議会

事務局職員に要求し、それが受け入れられないと、強要またはパワーハラスメントを行った疑いがあると、これが別紙の2なんだと。

最初から言えばここもちょっと一方的に、自らの主張に不都合な法や会議、僕の主張って何なのか、僕自身もよくわからんのですけども。自らの主張に不都合な方や会議規則を遵守しないように要求なんて、もちろん私はそんなことしてません。

私の主張というのは、少なしここに書いてある限りで言うてですね、町民のためになる、いろんな規則やルールや、あるいは決まりごとになってるかどうか、あるいはそうするかどうかと。

そういう立場で、主張しとるわけですから、みずからの主張に不都合な私のエゴイズムに不都合な法や会議規則なんて、そんな視点を持って、それを守るな、なんていうことは言うておりません。求めておりません。

そういう法や会議規則をきちっと守ってね、町民のためになる議事運営をしましょうとか、あるいは会議を、いろんな議長選の改革にしても、委員会の公開にしても、そういう議会改革をやっていきたいと思います、そういう主張をしているわけでありませぬ。

議会と町民を近づけるね、そんな様々なそんな改善提案をいっぱい出してそれが、その過程が不当要求だとか言われるわけですけども、僕はそういう改善提案はです、出しながらいろいろ主張することをこれは不当な要求や、強要ではないというわけです。

別紙の1の最初のところですね、今のはね。

それからその次のところの参考1、これは事実経過をいろいろ書いておられるのでこの通りだと思います。

令和2年11月10日議長室、田中議員は、議会事務局職員に謝罪したと、これ言葉遣いできつい点あったことはこの時は謝りました。内容については別問題ですよと。言葉遣いがきついのは謝りました。

2番、議会運営委員会。

委員会冒頭に、委員長が、これこれと。威圧的な言動が繰り返されたことを問題としパワハラを疑われるような言動を行わないということ、また議会にこれらを許すものがないとの確認があったと。そうですね、委員長が確認したわけでありませぬ。

3番は令和3年1月21日議会運営委員会、これこれのパワハラと、もう一つは不当要求ですね。

これを、政治倫理条例に、拡大解釈として盛り込もう、という申し合わせですね。非常にややこしい。

もともと政治倫理条例は、政治倫理を規定するものですから、町民に疑われるような金銭のやりとりをしないようにしようとか、あるいは、行政に不当な圧力をかけるような、そういう政治的な、悪いことすまいという、そういう政治倫理の条例ですから。もともとパワハラとか、反社勢力が行うような不当要求だとかですね、そういう

ものは盛り込まれてないわけですが。それをわざわざ政治倫理条例の拡大解釈に入れようというのを、ここで申し合わせとるわけですよ。

かなり、珍しいやり方だとは思いますが。僕は反対したんですけどね。

日本全国で見ても政治倫理条例というのは、大体、政治倫理に関して規定している。先ほどの金銭のやりとりだとか、政治的にクリアにしときましょう、とかいうことを規定しておる条例ですけども。そこに、不当要求とかパワハラとかを、しかも解釈でおりませるなんて、多分、日本全国で府中町だけじゃないかと。こういう強引というかね、かなり、なんて言うんですかね、通常でない形で拡大解釈する、しかも申し合わせするというのは珍しいことをやるとるわけでありまして。これはその通りです。やったんですよ。かなり反対を押し切って。

それを、4番は、全員協議会で追認したと。これもかなり怒号の中の、強引な採決だったわけですよ。

今の申請書に書かれてる、この経緯でいってもですね、令和3年の2月19日の全協で、政治倫理条例にパワハラや不当要求を拡大解釈しようということを決めたわけですから、それ以前の決める以前は、当然政治倫理条例には、それを解釈できないわけでありまして、法的に言うと当然遡及できないということになるわけでありましてよ。

こないだの9日の倫理条例の時の話で、力山委員長は、決めてないことは議長と相談してその都度、判断して解釈することは可能なんですという言い方してましたけども、これも法律からいうとおかしいわけですね。

決めてないからその場合、これ盛り込んで解釈しようぜ、というのは絶対にあってはならないし、先ほどの、決める前のことも遡及して適用しようだというのは絶対にあってはいけないわけですね。

力山委員長の、いわゆる罪刑法定主義に挑戦するかのようですね、そういうことを言われるわけですけど、それは、ちょっと強引じゃないですかね。

やっぱり日本は法治国家ですし、もちろんこれ裁判じゃないですけども、罪刑法定主義っていうのは、やっぱり社会のルールなり、こういう物事を決める基本中の基本ですからね。

ましてや政治倫理という委員長の審査に当たる方であればですね、こんなことはできない、きちっと決めたルールの中で、きちっと慎重に審査するんだよ、という姿勢でですね当たっていただきたいと思うわけでありまして。

それから、この3番目、別紙の3。初当選議員間で共有されたライン上のやりとり。

これも、ここの申請書でいうと、この3ですから、この123が、当該違反を疑うに足る事実を証する資料と。つまり、パワハラや不当要求とかにあたる事実の一つとして、この別紙1の3も上げられとるわけですが、この3は、初当選議員が、ライン上でやりとりしとる、身内のやりとりでありますね。

これもパワハラなら、今後ともどんどんやりますと、僕書いとるわけですけども、これもパワハラなら、のこれって何なんですかね。

つまり、新人議員が自主勉強会をやったと。事務局が、特別委員会としてやるのを、この時期にはできないと言って断ったことを、それをおして、じゃあ自主勉強会でという。

つまり事務局の意に反してですね、我々が、自主勉強会やって大成功したこと、これがパワハラだ、というふうに、強引にやるな、という先輩議員がいたわけですけども、これがパワハラなら、じゃあ、どんどんやらにゃいけんよねと。

自主勉強会はパワハラなんかじゃないし、事務局の反対があっても自主勉強会は当然事務局が介入しようがどうしようが、やりますよと。

そういう意味の話であります。

これがなぜ、さっきの条例違反に該当する1から3の中の一つなのか。ちょっとまた無関係なわけでありませぬ。

この新人議員の私的なラインのやりとりをこうやって、引っ張り出して、わざわざ審査会に出すことはいかがなものかと。

事務局にも、抗議があったやにもお聞きするわけですけども、これ出してもこれ、全く今言ったように、これはパワハラじゃないよってっていう証明なわけですよ。

ちょっと不思議なことまで、上記、違反疑うに足る事実の1から3の中にこういうものまで入れていることは、まあちょっと私は理解しがたいことであると思います。

それから、別紙の2の概要が先ほど35項目ほどあるわけですけど、その前にさっき力山委員長からも指摘がありました、1月9日に、二見議員も、わざわざ隠し撮りしたテープを流しながら、説明しとったわけですけども、12月25日に、つまりこの審査請求を出した日に、私が事務局に押しかけて長時間圧迫したと。そういうことをおっしゃるわけですけども、事実は全然違うわけですよ。

12月25日、別にこれ、クリスマスプレゼントでいただいたわけでも何でもないんですけども、午後3時過ぎかどうか、全く僕は知らなかった。こんな請求が出ていることですね。当然請求出した人間以外の議員も誰も知らない。

で、私はたまたま用事があるって、市内におったんですけども、突然電話がかかってきて、田中さんなんかパワハラやったんですか、申請が出てますけどコメントください、とか何々テレビ局、ホームテレビさんだったですかね。え、何のことですか、全く何にもわからない。いや、そのやったとか何とか言われてコメントと言われても、とにかくそのそういう申請が出てることすら知らないんだから、どうしようもないです。私、何をすればいいんです、と大慌てですよ。何のことやら、と用事を済ませて、事務局に行ったのが4時過ぎ、4時半前ぐらいだったんじゃないかと思うんですけどもね。

一体何事ですかと。出てるんですよ、と。何が出てる、いやちょっと見せてくださいと。

そこで初めて、この審査請求が出てることを知って、この紙を事務局で貰って、そこでまずは見たんですね。テレビ局からコメントを言われたって、読まんことにはどうしようもない。

それを読んでいるところに、他のマスコミからもなんか電話がかかってきたりしてるんで、その電話、田中はここにおるから、その電話終わったら代わってね、って事務局に言いよって、確か読さんと共同さんだったかな。他にもあったかもしれない。

向こうは何か探してて、コメントを求めているんだろうし、僕がまさかそんな知らないだろうということは相手もわからない。

こっちも混乱して、慌ててる。で、事務局で電話代わってね、って言って、そこで代わって電話で対応する。

あるいは、途中で二見議員がやってきて、帰れ帰れというような、お引き取り願いますみたいなことを言うわけですけども。

事務局におったのはだから、結局4時半前から、5時半前ぐらいで、まあ1時間ぐらいかな。電話対応したりこれを読み込んだり、なんて全く知らないときでしたからね。あたふたとやっておったところですよ。

これは、二見議員の言うようなですね、また、驚くべきことに私たちが議長に審査請求をした当日にも、田中議員が議会事務局に来て長時間居座って圧力をかけた。マスコミの記者に対して自分がいかに正当なのか、長々と説明する。それ自体が威圧行為です。職員の勤務時間は午後5時15分までですがそれを過ぎても帰ろうとしません。帰るように促すとあんたも一緒に帰ろうよと。

僕はドアのところで帰ろうとしとるのに、二見さんは窓際でどかっと座って帰りなさいと。自分が居座っておきながら、事務局員を残らず気かなんて言ってるわけですね、かなり威圧的。

僕の了解もなしに、スマホの録音機をまわして、音声をとっておられる。

事務局員も、僕がこうやって読みよる時、横からいきなりカメラ出してパシャッと写真撮ったりするわけですね。なんで写真なんか取るんねってね言ってね。別にとかいう。いや、もう私も撮るで、というような話。すごい嫌がらせですよ。

全く唐突にこの審査請求が出て、しかもマスコミには、議員に4時頃一斉連絡しとるわけですけども、その何時間も前に、テレビ局には言って審査請求のシーンまで取らせて。コメントを求める電話が来て、それでも議員の方はまだ知らない。

で大慌てで行ってみると、そしたら、威圧する行為だの、録音を勝手に取られるだろう写真を撮るだの。

私はこの議員ですからね。自分の議会の事務局に行って、請求書を読んでもとるころへ、そんな嫌がらせを私の方が受けとるわけですね。

これ力山委員長その場に居合わせてなかったにもかかわらず、先ほど二見議員の言ってることをそのまま、さっき冒頭の注意だと言って、一方的におっしゃったわけですけども、もうちょっと慎重にですね、何があったんか、聞いた上で言うちゃったらどうですか。

二見委員はその時何ヶ月か前、何年か前か知らんけども、録音テープまで、テレビ局に提供してですね、それはニュースで流れていましたけどもね、聞いても何かよくわからん。何がパワハラなんかよくわからない。

聞いた人も、二見さんの声大きいけどあんたの声、ようわからんねと。そういうもんですけども。ただ、無断で録音したデータを、マスコミに提供して、しかも大慌てで行った私たちの前で、またそんな威圧的なことをやっておるわけでありませう。

事務局はですね、マスコミが、僕、電話を横でちょっと聞いてとったわけですけども、録音データはないんですかってテレビ局がかかってきた電話だろうと思いますけど、いや、うちからは提供しないけど二見さんから提供してもらってください、なんてあつせんしてるわけですね。

二見議員が無断で録音したことをちゃんと承知しておって、それをわざわざ仲介して、提供しなさいよ、ってしておるわけですね。

事務局と議員と一体になって、驚くようなことをさせておいて、慌てふためく議員のところを、それを威圧だと。

今日、また審査委員長がわざわざ、注意する。もうこれは著しく、事実反しておる。これはちょっと追加して、説明させていただきます。

それから、別紙2ですよ。概要、今日は前回の資料がないわけですけども、僕の資料は前回提供された別紙に沿って、このエクセルで横いちで作ってるわけですけども、この概要についてですけども。

これはご覧になったらわかると思うんですけども、私が求めておる、いろんな議会運営の透明化とかあるいは議論の活性化とか、あるいは迅速な議会の対応だとか、主に議会の運営とか、その内容ですね。これに対するいろんな提案、これ相当やってきたわけですけども。

このやる過程をこうやればできるんじゃないの。いやできません。

いやここは法的にこうできるんじゃないの。いやできません。

いや、こう工夫したりやりゃ、できるかもしれない。あるいはそういうできないいうやり方おかしいんじゃないのとか、そんな議論が多いわけでありませうけども。

そういったやりとりがですね、過大要求だとかあるいは不当要求だとか、あるいは言葉、私もかなりきつい言葉言いますからね、それは。

中身に対してはきつい言葉ですが、人間に対してきついんじゃないなくて、理屈っぽくやりますからね。それが、ハラスメントな言動だという指摘になつとるんだらうと思ふわけですけども。これは非常に、過剰な反応だと思ふませう。

実際事務局だけじゃありませんけども、他の執行部との職員との間でも、やっぱり議員は議論しますよね。何か変えていこうと、改善していこうと提案していこうと。

いろんなやりとりの中でそれはできません、いやこうやったらできるんじゃないの、いやこうやって工夫したらできるんじゃないと。

その中でいろんな知恵がでてきて、これはうまいこといくぞと。

そういうことは、たまにはあるわけ。たまにはって言ったら失礼か。あるわけですね。できんことも、もちろん多いけどね。

それはやっぱり粘り強くやらんと、物事は進歩しないし、改善できないわけでありますよね。

そうした多くがここに、記されておるわけです。

つまり、前向きないろんな提案。それを改革提案していく、出していく過程でのいろんな議論、これが主に書いてある。

もう一つはですね、主に2タイプあるんかなと思うんだけど。

もう一つはですね、議会運営や、議員の発言にストップかけられることが結構あるんですね。手を挙げても当てないとか、特に私の場合よくある。議長があてないとかですね。そのまま、今発言駄目です、と言って会議終わらすとかですね。

あるいは会議の採決のあり方にしてもですね、割と強引にやると。

僕は強行採決だと思うわけでありますけども。反対意見があっても、簡易採決に持ち込んだり。そういう決め方に対して駄目だ、あるいは発言を封じられることに対してやめてくれと、主に私の方が防御するといいますかね。そういう事も、かなりこの中に含まれていると。それが、その過程で、ハラスメントだというふうに言われるのかもしれない。

ただ私も相当いろんな暴言を受けてますよね。割と最近だと、まあ、ここにいらっしゃる方ですけども、会議の間際に懲罰とかって僕に向かって叫ぶ先輩議員もおられまして、懲罰って何ですかね。挑発じゃないと思うんですけどね。懲罰ですよ。

いろんな、そういう、強引な議事運営とかやりとりの中で、防御的に僕が反応することもたくさんある。

ですから、今から説明しますがけども、この中身は主に前向きな提案に対する、粘り強い提案に対する、それが不当要求扱いされてるのか。そして今みたいに、私が防御的に反応してることを、ハラスメント扱いしてるのか。

そういうものが結構あると思いますね。

お互い結構厳しい言葉のやりとりはあると思いますけどもね。

先だって二見さんも用意してくれとった、この厚労省のパワーハラスメントの3要素ですよ。いろんな緊張的なやりとりはあるけども、この厚労省定義に該当するような、ハラスメントは、私は少なくともしてない。されたことは相当ある。

してない、そう私は考えておるわけであります。

それからここで、ちょっとグラフ作ってみたわけですけども、審査請求書で35件ほど指摘いただいとるんですけども、この35件のうち31件が、3年前と4年前なんですよ、令和3年と令和2年。

しかもその先ほどの指摘でいうと、令和3年の2月以前の17件は、申し合わせ以前ですから、本来、審査の対象にはならない、条例の対象じゃないわけですよ。

この35件のうち半分の17件は、対象じゃないし、残りのうちの、もうほとんどもう3年前のものなわけですよ。

ここ1、2年のものが4件あるわけですけども、何で今になって審査請求を出されたのか。

二見議員はいまだにパワハラが止まないから、やむにやまれずだ、というようなニュアンスのことをおっしゃってましたけども、そうなんですか。

もともと、パワハラだとか、不当要求だとか、そういうのを受けたという場合であればですね、町にはちゃんと先ほどの要綱が、ハラスメントに関する要綱、あるいは不当要求に関する要綱が定めてあって、町の総務課長を窓口として、そこを受け付けて、それを処理して、解決を図る窓口があるわけですよ。

本当に解決を急がれるのであれば、そこも通してですね、やった方がその被害があるなら、本当にやった方が早いと思うわけですけども。

倫理請求自体はその被害の救済というよりはですね、対象議員への追求の方が強いわけですからね。どちらに重きを置いておられるのか、私はちょっと何かよくわからんわけでありまして。

ほんで今日になって、さっき1月13日付の職員の診断書が出されたということで、さっきそういうふうな話をお聞きしたわけですけども、土曜日か。

この審査請求が12月25日に出て、年が明けてから、そういった診断書を出していただいておりますというの、それは診断書ですからね。それはきちっと出していただいた方がいいと思うんですけども、私にはそういう、時系列でのですね、動きがよくわかりませんでした。なぜこうなったのか。

それから、この横のエクセルで書いてある、説明ですけども、これは前回の申請書で、出された項目に対応する形で私が作ったんですけども、左側が事務局の説明、(聞き取り?)と書いてありますが、これ事務局の説明なのかどうかちょっとよくわからないんですが。この少なし文書の書き方からすると、主語は、事務局員が私がこう受けたという書き方の日本語になってるんですね。そういう、事務局が説明をしたことを、聞き取りもしくは、事務局本人が記したものだろと思うざるを、まあそういう文章の書き方になってるということでもあります。

右側がそれに対して、私の、いや違うよこうだったよ、ということでもあります。

さっきの説明だと、何かよくわからんですね。あくまで申請者が作った資料だというわけですけども、申請者が作った資料には間違いはないんでしょうけども、その内容は主語が、午前中、田中氏から事務局へ電話、午後から新人連れ、議長立候補制を取り入れる申し入れをすることです承すると。これ了承するというのは、これ事務局が主語ということですよ。

これ、議員が作ったと言うけど、この文書は、事務局が主語になった文章。以下、全部そうなんですけども、田中議員が、怒っていたとかね、表情が厳しかったとか、なんかそんな状況描写まで書いてあるわけですけども。これは、事務局が作ったというかそういうふうな書き方になってるので、そう受けとめて僕はちょっと反論するしかないと思っております。

この左でいうと1ページ①のところですけども、令和2年9月28日。

これ令和2年9月28日というのは、我々が初当選して、まだ初議会が行われる前ですよね。議長選立候補制を求める申し入れと。

いきなりできるはずだから導入しろと声を荒げて一方的に要求、これ、田中がいきなりできるはずだと、議長立候補制がですね、できるはずだから導入しろと声を荒げて一方的に要求、という書いてあるわけですけども、そんなことはもちろん全然ないわけでありませぬ。

このときは、新人の議員3人と一緒に、事務局を訪ねて行ってですね。当時当選したばかりの新人議員が、現職からいろんな多数派工作を受けて、みんな不安がってたわけですね。初めて当選していきなり、仲間になりましたというような誘いをそれぞれが受けるわけですね。いやこれ一体何なんだと、僕も受けました。

いやそれは派閥とかグループはないはずだけど、いや、そうじゃない、人事についてのグループです、つまり議長選、副議長選について、一緒に行動を取るそういう仲間になりませんか。

僕は実際、ここにおられる、すぐに参加を受けたわけですね。新人議員が次とそういう誘いを。ある時はこの5階においでと言われてたり、あるいは自宅で受け取ると。

そういう不安の中でですね、じゃあどうすればいいかみんな勉強しながら考えようやいうことで、いわゆる議長選立候補制ですよね。

もちろん地方自治法で議長選の立候補なんてできないわけですから、これはいわゆる立候補制なわけで、実際には議長選の前、直前に休憩をとって、任意の時間で、議長となるべく人の所信をスピーチで聞くと。その上で投票すると。そういうやり方なわけですね。

これをじゃあ早速だから入れたらいいんじゃないのと。

県内23市町のうち15市町で既にやるとよと。府中遅れとるじゃない。

我々張り切った新人議員8人のうち、多くがですね、これを、現役の人にも訴えて、やろうじゃないかと。そういう話なわけですね。

だけど、もちろん全く、新人でルールも何もわからないわけですから、事務局のところへ行って、こういうのできるんじゃないんですか、やりたいんですけども、協力してお願いできませんか、と話に行ったわけですね。

兵庫の丹波市では実際に、初の臨時会で新人の提案で、実際にこの立候補制というか所信表明会を実施した例があったりしてですね。

我々としても、できるじゃないかという提案に行ったわけです。つまり、新人がいろいろ考えて、これはできるんじゃないかなと、おずおずと、議会事務局のところへ話に行ったわけですね。

いきなりできるはずだから導入しろと声を荒げて一方的な要求、なんてものは、もう、考えられない話ですね。なぜこういうふうを受けとめるのか僕は、理解できんわけですけども。

全く事実と違うことが、パワハラの一つとしてここでは挙げられておるわけであり
ます。

あん時、僕メモ残しとるわけですけどもね。

田中、議長選挙に当たり、誰に投票するか判断材料がないと。密室談合で決まると
町民に見られていると。開かれた議会の場で、いわゆる議長立候補制として所信表明
会を開きたいと。議会事務局には、各議員の呼びかけとか議事進行の協力をお願いで
きないだろうか。

事務局の方はですね、これまで何度も議論になったけど、議会ではちょっと難しい
という結論が出ている。議会運営の参考書を見ても、臨時議長は新制度を決定できな
い。

田中、これまでというのは、いつの委員会で議論した。議事録ではどうなってるん
ですか。

事務局、平成20年代ごろの前半の雑談の中で出たんです、議事録とかはない。

田中、雑談程度の話題で出ただけなのに、議論して今まで何度も議論して結論出
て、できないとなってるというのは、それはちょっと違うんじゃないんですか。

臨時議長のもとでできない新しい制度というけども、今回我々が他の前例見て調べ
たのは、新しい制度じゃなくて、休憩して任意の所信表明会を開くという、その議事
進行の問題ですね、丹波市の例はあるんですよと。

事務局、丹波市の例は今初めて聞いたと。

そのあといろいろ、誰に投票したらいいのかいろんな、新人はわかりにくいだとか
あるいは、さっきの5階に来てくれと、電話が入っていったら派閥みたいなのがある
とって不安があったりとかですね。そもそも議員にとってというのは、どういう役割な
んでしょうかとかね。新人らしいいろんな他のやりとりも、ちょっと事務局から話を
聞いてやりとりしとるわけですね。

で、いずれにしても禁止されとるわけでも何でもなくできる例があると。

このとき、事務局の2人のうちの1人の方は、事務局として、動議が出て成立した
らそれは、進行は協力しますよというようなニュアンスのこともおっしゃってる。

ちょっと微妙にあれなんですけど、違う声もあるんだなとは思ったわけですけども
も。こういう趣意書を持って回るので、現職の議員への連絡にも協力していただけま
せんか、と事務局にお願いしたわけですけども、それはできんということになったん
ですね。

経過としては、その後新人議員が手分けして趣意書を持って現職のところへみんな
あいさつ回りに行って、こういうことをやりたいのでご協力を、とってやってもら
ったわけですね。

結構、みんな張り切っているいろいろ、何とか町民にわかりやすい、あるいはその少し
でも密室でないようなね、わかりやすい、まずはしょっぱなの初議会のところで、良
い透明化、少しでもオープンに近づけるようなね、そういう形を作ろうじゃないかと
いう、非常に前向きな提案だったわけですけどね。

実際丹波市は、いや新人がそういうのをやるのは面白いじゃないかということで、現職が応じて、よしやっつたろういうんで、休憩を取って、所信表明会が実施された。非常に、良い例だったわけですが、府中ではそうはならなかった。

その後の初臨時会では、動議だの何だのいろいろ出て、普通に我々の提案を、粛々と否決する、そういう形にはならなかったわけですね。

かなり、シナリオも、次第書も、ちょっと混乱した格好で、うまくいかなかった。

この時、いきなりのしょっぱなですからね。

なぜこんなはなから、今から新しくみんなで頑張ろういうときに、何でこんなに、新しいことをやろうとすることに、議員が冷淡なのはいいけど、事務局がなぜなのか。

いや古いことを守ろうとする議員もおるし、新しいことやろうとする議員もおると。両方おるけど、そりゃどっちもちゃんと頑張ってやりなさいよね、というのが事務局じゃと思うわけですが。

片一方にはできんできんと。片一方にはできると。

しかも現職のグループは、もともとは木曜会というグループを中心だったわけですが、初臨時会の前の晩には、わざわざ木曜会は、ここの5階に集まって、次の日の議事進行の相談もされとるわけですね。

事務局はそれ、部屋を貸すように便宜も図っておるし、動議を出す内容のアドバイスまでしておる。後でそれ知ったわけですが。

普通なら今言ったように、いろんな議員がいていろんな提案があって、守りたいのもおる、変えたいのもおる。そういうのを、どちらにもきちっと機会ができるような、そういう努力をするのが私は事務局だと思っとったわけですが、偉い片っぴだけに肩入れするんじゃないかと。

しかも、この申請でいうと、一方的な要求だとかいわゆる不当な要求であるかのようここで説明し、それを審査請求のしょっぱなの第1号に挙げておる。

ちょうど4年、3年9ヶ月前ぐらいの話ですけどね。

もう不思議でならんわけですね、私はね。不当要求ではない。パワハラでもない。

2番目の項目も、これも今の初臨時会のことに関してですけども、9月29日、やる方法探せと興奮した様子で大きな声、これ僕ですよ。

できる方法を探せと興奮した様子で大きな声で、事務局に怒鳴ったらしいです。ありえないですね。声は多少は大きくなったかもしれませんが、それは。そうでもないかな。

さっき言ったように、新しい制度を何とかできないかと10月8日かの初臨時会に向けて、そうやって新人が一生懸命勉強して、制度もこうできるんじゃないかと、先輩の議員のところ回ってると。

その中で、事務局にももうちょっと協力してね、と呼びかけておるところですね。

だから、できんできん言うけども、さっき言ったように、できんできんじゃなくて、できる方法も探すと、もちろん合法的ですよ。禁止されとるわけじゃないわけですからね。

それを探そうじゃないかと、前向きになりましょうやという提案をしたわけですね。それをやる方法を探せと興奮した様子で大きな声。

いや、できる可能性を探る。そういうことを事務局頑張っってやりましょうねといったことですね。

これ全然パワハラでも、暴言でもないと思いますけどもね。そう思うよね。

この時、山口議員が居合わせとるんですかね。議運でこれから揉んで、全協でやろうと。最初のしょっぱな議会では、いきなりはやめとって、議会が始まってから、議運でやって全協でやりましょうと。山口議員はそういう話をしとる。個人的には不要と思うけど、議会改革の一つだろうと、そういう話もされてる。

3番目は、10月5日ですけども、初当選議員の研修会。

10月5日、何の脈絡もなく、今夜12時まで議論するか、など挑発的な発言、僕がですよ。突然何の脈絡もなく、今夜12時まで議論するかなどと挑発的な発言をしたんだそうです。そんなことするわけがない。

初当選議員の研修会これまだ初臨時会の前ですけども。10月5日ですからね。

いろんな議会のルールだとか、申し合わせだとか、あるいは議事の進め方でいろいろ初めてですから、決まりごとなり何なりの研修を受ける必要がある。その最初の日ですね。

だけど、結構みんな熱心に、新人が8人も通ったのは、近年では府中では、まれなことだし、もちろん8人いるから当然議論もいろいろ出てくる。声もたくさん出てくる。かなり会議としては盛り上がり、朝からやって午前中で終わる予定じゃったけどもこれはどうも終わりそうにない。熱心な議論が続いたわけですね。

だから僕が、いやこれは弁当とって午後もやろうや、言って話して、そうじゃのうということで、実際弁当をとったり。昼、家帰って食べる人もおったかもしれん。午後もやったわけですね。

いい研修だったと思うんですね。それだけ活発な、そんなにたくさんの議員が集まることも少ないし、そんなに多くの意見が出ることもない。

みんな前向きなんです。誰かをいじめるためではもちろんない。そういう時ですからね。多分僕こう言ったんだろうと思うね。これでも足らにや徹夜でやろうで、みんな、ぐらいのことは言ったはずじゃないかなと思う。

これを、おい今夜、徹夜でやるけど、事務局お前残業たっぷりやれよ、そんな挑発的な意地悪なことを言うわけない。

これが何の脈絡もなく、今夜12時まで議論するか、など挑発的な発言。それはちよっと、おかしいんじゃないですかね。

僕、昔、労働組合の役員なんかしたことありますけども、徹夜交渉いうの2回ほど経験したことがありますね。それは、議論が活発化して、徹夜になる。

いや何でやろうやって、いや、やりましょうよ、徹夜でもやろうや。朝になってでも決着しようや、というのをやったことがある。

別に、ほいじゃけん、ほんまに徹夜してやろう、っていうわけじゃないですよ。

多分、午後2時かそこらで終わったんじゃないですかね。このときはね。

で、今回使用する議事次第を出せと要求。これさっきも言ったように10月5日の研修会ですから、3日後に控えてる初臨時会、これに向けて新人もそうやって、新しい研修会の、休憩をとって動議をやる研修会のこととか、そういうこともやりたいと考えてて。その中で、多分次第書の参考として配られたのが、マニュアル通りのね、前回のか前々回の次第書のコピーだったんだらうと思うんですね。

だからもうちょっと実践的にね、3日後に迫ってるわけですからね。

それに近い資料を出して、そこで、初臨時会の次第をこう、検討した方が実践的じゃないかという話になったわけですね。

私が多分、今回使用する議事次第を出せと要求したと、そういうことだと。

このときは、多分私以外の議員からもね、そうよ、そっちの方がいいんじゃないう話が出て、何人かが、そのよりわかりやすい実践に近い資料を求めたと。

このとき、事務局の方は、他の議員との公平性があるので出せないということで資料が出なかったわけですけどね。口頭で説明する。

これはしかし不当要求なんですかね。

できるもの出してやねって、いや出せん、これが不当要求になるんですか。パワハラなんですかね。

この時、なお議会に日本語がわかる議員がいるとは思えん、などという発言もあって、これ僕が言ったんですかね。議会に日本語がわかる議員がいるとは思えん。日本語が分かる議員が議会におらん。僕がこんなこと言いますか。

日本語がわかる議員がおらんかったらどうするんですか。英語でしゃべるんですか、何するんですか。こんなこと言う田中の方がよっぽど大馬鹿もんだと、日本語がわかってない、ということになるんじゃないでしょうかね。

日本語がわかる議員がおらんというのは、よくわかりませんが。逆ならありうるかもしれんね。日本語がわかってない議員がおるかもしれん、いうことならあるかもしれんけど、逆じゃないですか。日本語がわかる議員がおらん。

日本語がわかる議員がおらんということは、日本語でやりとり出来んということになるわけですね。こんなことを言うわけないわけですね。田中の方がよっぽど日本語がわかってない。

僕も漢字読み間違えたりですね、日本語を誤って覚えたりすること、結構あります。他の議員さんだって結構あると思いますよ。議場でわざわざ漢字の読み間違えをですね、他の議員が本会議でわざわざ指摘したりして、そんなこともあるわけですよ。

それは誰だって、そのぐらいのことはありますよ。言葉を間違えたりね読み間違えたり漢字を。これパワハラなんですかね。

カ山さん、ちょっと休憩を。

○カ山 委員長

このページが終わったら休憩をとろうと思っています。

○田中 議員

このページいうは今の。

○カ山 委員長

③が終わったら、ここでちょうど1時間過ぎましたので、トイレ休憩をとりたいと思います。

○田中 議員

ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

終わりましたか。

では、休憩を。10時45分まで休憩します。

<休憩 午前10時35分>

<再開 午前10時45分>

○カ山 委員長

では、休憩を終わらして、委員会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

田中議員、続けて発言をお願いいたします。

○田中 議員

僕の資料って、ページ数が振ってあるんですよね。

4ページ目ですね。

紙には2ページで左に書いておりましたが。

4番、令和2年10月7日、初議会の前日、法に抵触する恐れがあることを不当に強要。法に抵触する恐れがあることを不当に強要というのが、これちょっと、何法の何に、抵触するのかわからんわけですけども。

さっきまでの説明にあるように初議会に至るまで、事務局とかなり、いろんなやりとりしてるわけですね。こうやったらできるんじゃない、いやここは事務提要でおかしい、そうは言っても、丹波市の例はこうやってやるとよと。

ここの地方自治法102条の件ですけども、これは結局、禁止規定でもないし、解釈だろうと思うわけですけども、抵触する恐れがあることを不当に強要してるというわけじゃないですよ。

今までも説明してるように、普通に臨時議長のもとで休憩をとって所信表明会を開く例というのは、実際に確認できるとるわけですし、次の日に迫った初議会ですから、当然シナリオというか次第書をですね作っておるわけですね。

たまたまですけれども、今回の初臨時会で、臨時議長になるのが最年長の齋藤議員なわけですから、新人の齋藤議員がいきなり臨時議長になることがわかっておるわけですから、事務局も齋藤議員のところへ行って、シナリオをご説明して、ここで、議長がこう言うて、次はこう言うていう、そういう次第書を説明しとるわけですよ。

その中で、さっき言った休憩をとって所信表明する、そういうシナリオ。これをも一つちゃんと用意しようじゃないかというのを提案してるわけだよ。

結局、そういう次第書は、田中の方で作ってくれということになって、私の方が、事務局仕事みたいですけれども、所信表明会でここで休憩をとって、こういうふうに、所信表明会を開く。そういうシナリオを作って、齋藤議員のそこへ説明に行ったわけですよ。まあ行かされたというか行ったわけですよ。

これは、法に抵触する不当要求なのかねえ。

偶然通りかかった山口議員が、そのいきさつを見てこれ出します、という話も聞いたことなんですけれども、こういうやりとりをして、臨時議長のそこへ、田中のほうで説明してくれというんで、僕が次第書を作って持ってって、説明したと。

これも別に、不当要求とかパワハラとかいうのに全然当たらんと思いますけれどもね。

これも後でわかったわけなんですけれども午後4時か5時ごろだったかな。

青崎の齋藤議員のところ私は行って説明しておると。

そのあと午後6時ごろは、さっき言った旧木曜会の人たちが、この議場に集まって、翌日の動議をどう出してこの議案を、審議させないようにするかという準備をしたことなんです、事務局はそこにちゃんと便宜を図って場所を提供し、動議の出し方なんかのアドバイスもされた。

これが初臨時会の前日の10月7日のことですよ。

何でこれがパワハラなんかね。一生懸命頑張ってるんですよ、みんなね。

私はむしろ、私の方が非常に嫌がらせを受けとるという気分が強かったですね。いろんな提案してできると。いやその可能性もじゃあ、ちゃんと準備しようじゃないか。

その代わり議場できっちりあなたたちの議案は否決されるかもしれないよと、可決されるかもしれないよと。

新人議員、みんな現職のそこへ、趣旨の説明に回るとるわけですからね。

はなからできない、そのシナリオは田中がつくれ。臨時議長のところ持ってけと。

西さんのところも回ったはずよね。あの時みんな回った。

これが、むしろ私の方としてはそういう一つのチャンスをですね、作るべきだろうところがされなかった。

我々新人議員としては、何かこうすごい抵抗を受けたなあ、嫌がらせまがいのですね。相当あっちいけだとか作るなだとかいう。

しかも当日の、議事は相当異様だったですね。

動議が出て、議案を、我々が出した提案を議案とさせないというような動議をでると。提案をそのまま否決するんじゃなくて、提案を、上程させないという動議が出る

と。かなり、本来やっちゃいけない動議ですけどもね。そんなのも出たり、当日したわけですからね。そういう準備も前日にはあったということですね。

それからその次の⑤。

初臨時会が、そうやってすったもんだやって、終わって。5日ほどたって、初当選議員研修2回目。

初当選議員の研修というのは、合計3回やっとするわけですよ。この時は2回目ですね。

法律なんか少々破ってもええなどと主張、これ僕が法律なんか少々を破ってもええなどと主張してた。こんなことを言うわけないと思いますね。

2回目のこの研修会の時、後で見たらわかるけど、一般質問を制限する府中独特の申し合わせ、これはどうなの言う、多分そういう議論だっただろうと思うんですね。

これ府中町独自の申し合わせで、県内では多分他にないんじゃないかと思いますけども。議員が一般質問するテーマは、自分の所属する常任委員会のテーマは一般質問できないという申し合わせなんですけどね。

これはおかしいんじゃない、一般質問というのは町政一般を、しかも全般をですね、調査する、質疑する場ですから。所属委員会とか関係なしに、あるいは当然所属委員会を含めた、もっと大きな横の連携の話、あるいは多くの分野にわたる、それをまとめたのテーマの質問、そういうことを当然やる場ですから、この質問制限はおかしいんじゃないのという話を、この説明の時やったんだろうと思いますね。

実際、この我々の初当選の4年前の議会では、やはり新人議員がこの申し合わせに反して、自分の所属する、常任委員会のテーマの質問を一般質問でやったと。

他の先輩議員が、あれはおかしいんじゃないかと言って、その時指摘があったけども、その当時の事務局長は、いやそうじゃけどこれは違法じゃないんじゃないか、許しちゃういや、ええ質問じゃないかと。

結局、その当時の事務局長のとりなしもあってその一般質問が成立して、申し合わせ破りじゃが、無事に、一般質問があったという出来事があるわけですね。

このときの僕もメモ見たんですけどね。事務局はですね、事務局として質問を止める、言って、わざわざ僕書いとるんですね、事務局として質問を止めるってね。

事務局が議員の質問を、そういう申し合わせに反してるから止める、いうことはできんじゃないのという話は多分、何回もしたるわけ。

結局このときは、事務局はとめることはしません、じゃったか、止めますよっていう発言を撤回して、事務局として質問を止めるということはないということになった。僕のノートにはそういうふうを書いてあるわけですね。

だから、ここで法律なんか少々破ってもええなどという主張は、やってないはずであります。

この時ちょっと僕もびっくりしたんですけども、事務局の方から、熱心にいろいろ質問してやりとりする中で、事務局の方がですね、田中が意見しすぎると。しゃべり

すぎると、ちょっとやり過ぎと思いませんか、同意する人は手を挙げてくださいって、何か突然挙手をみんなに求めたわけです。

いや、なんでこんなところで、新人議員の研修ですよ。新人議員8人が集まって、みんなで熱心にやりとりしとるところでね。多少しゃべり過ぎの人間もおるでしょう。黙ってる人間もおるでしょう。

それは口うるさく、わあわあ言う人間がおってもええじゃないですか。

田中がやり過ぎだと思う人、手挙げてくださいと言って、事務局が突然言い出すわけですね。みんなもびっくりして、え、いう感じで、誰も手を挙げんで、まあまあいうことで、多数決はそこでとられなかったわけですけどね。

こういうのも、僕は何かすごく意外で、事務局がいろんな、こういう権限がある。事務局としてこういうのができると、あるいは事務局として皆さんこうですという、かなりリードするわけですね。なんか学校の先生が生徒に向かってこれ、みたいな感じで。すごく意外だったけども、新人議員ですからね。力関係でいうと、何か、うーん、いう感じだったですね。

これも別に我々のパワハラでも何でもないと思いますけどもね。

それから6番目は、傍聴について突然怒りだし、怒鳴る。

僕、時々突然怒ったり、脈絡もなくなんかわけのわからんこと言うみたいですけども。これも、こんな行動は取るわけはありません。

これは臨時会が終わった後の事務局でのやりとりですね。

さっきのは、所属する委員会のテーマを一般質問で発言しないという質問制限の、府中独特の、僕はおかしなルールだと思うんですけど、そのルールについて。ここでは、所属する委員会以外の委員会に出た場合の扱いについての、申し合わせなりルールですね。これをちょっと話したんだと思います。

新人で皆張り切ってますからね。僕もそうです。

常任委員会で、自分の所属する委員会以外の他の委員会もぜひ覗きたい。

実際、僕は当選以来全部の委員会で全部覗いてきとるわけですけども、この所属する委員会以外の委員会に出席する場合の扱い、議員の扱いについての話なんですね。

いわゆる、委員外議員っていいですけども、委員外議員はどう扱うのか。一般の傍聴の人と、委員外議員が同列に扱われると困ることもある。

府中の場合この日、次に予定されとった委員会は、各常任委員会に、各担当の役場の部課長が出て、顔合わせをするという委員会だったわけですね。

だから当然、全委員会を覗けば、全課長の顔が、挨拶するところが見えて、より町の職員の人がよくわかるよと。

ところが府中の場合、一般傍聴だと部屋に入れない、おかしなルールがあるわけですね。

つまり委員外議員が一般傍聴と同じ扱いになっちゃうと、委員会室に入れない。よその部屋で聞かにゃいけん。そうすると、顔合わせの意味がなくなる。当たり前ですけどね。そうなっては困るわけですね。

だからせめて委員外議員というのは、一般傍聴とは違って、普通の議員と同じように当然のこととして傍聴できる、そうでしょ、というのを確認するというか、多分そんな話だったと思うんですね。

府中の場合、委員会条例の中にですね、委員外議員の傍聴規定がないんですよ。

準則とか他の議会にはですね、文言としては、委員外議員は当然として傍聴できるんだ、とか読み取れるそういう条文になってると。

これは参考書や何やら読んでも大体そうなってるわけですけどね。

だから、府中の場合には条文がなくても、よその例に倣って、日本の議会の常識として、当然として傍聴できるはずですよと、それを確認しようとして、ここの事務局と話したんだろうと思いますね。

だから、条文の規定、よその例、その解釈、参考書の例、多分そんなことをね、こうだろう、ああだろう、いやこうじゃないの、というやりとりを、かなり法律論議みたいなことを、やったんですね。

突然怒りだし怒鳴るなんてことはないわけですね。

結局この時も、この後も、結構今期の新人は熱心でですね、所属委員会以外の委員会を傍聴する議員が続出してですね、今も続いておるわけですね。

そういう意味でも、規定はないけども、そういう扱いをですね、確認したり、今後のことを頑張ろうとしとるわけですから。事務局も、なるほどなど前向きに考えてですね、それは委員長と話をしましょう、とかですね、こういう申し出でこうこうなんですよとやってもいいんじゃないんですかね。

僕実際細かいことは覚えてないけど、突然怒りだし怒鳴るなんてことは、3年前ですかね、は有り得ない話であります。

しかもこれが何で、パワハラなんですか。突然怒り出したんですかね。

実際には、全委員会出席しましたよ。今ももちろん出席して。ほぼ、議員の別室は今ちょっとね横着して、あそこの控え室だったらソファーにぐっとなつて、声が聞こえるもんだから、ちょっと横着するけども、それでも傍聴するわけですけども。委員外議員の傍聴の勉強熱心なのは、それまでの期よりはですね、今期は相当増えておるわけでありまして。

もっと前向きに見てもらってもいいんじゃないんですかね。これ、パワハラじゃないと思いますけどね。

7番、会議録作成用の録音について。血相が変わり、怒鳴る。興奮した様子。

これは僕、らしいですね。僕の血相ってどんなカラーなんかよく知りません。自分じゃわからんですけども、そんなことはないと思いますね。

これ事務局で、会議録の録音テープですね。これを聞き直そうとしたところですね。まだ初当選1ヶ月ですけどね。

議会の議事録は大体できるまで、会議終わって3ヶ月かかると。

この時はまだYouTubeもやってないから、もう1回あの議会のやりとりを反省しようとか、振り返って考えようとか、見直そうとするときに議事録ができるまで

は、録音データしか頼りになるものがないんですね。まああと自分のメモですけどね。

だからもう私は、この間なら録音データを聞かしてねって、事務局に行ったらはいはいて言うのかなと思ったんですが、いやできませんと。

ええっとか言って、何かその申し合わせがあって、議長の許可がいるんだと、ほいじゃあ議長の許可をとってやね。今、議長にちょっと電話してよね。

で、益田議長に電話したわけですけども、僕はその時、議長がすぐにね、それはあなたが勉強するのはどうぞ聞きなさいよ、ってすぐ許可が出るんじゃないかと思うた。そしたら、いや何か申し合わせがあるんじゃないのとか、ええっ、とか言って、粘りよるうちに、議長はちょっと待ってねって電話を、自分のお店のカウンターか何かにかちょっと置いて、席を離れちゃった。

待ちよったんですけどね。こっちはこうやって受話器持ってね。

おーい、もしもし、もしもし、おーいという感じで、30分経っても出てこん。

そのうち、議長のご主人が出てきて、あれ、受話器おいてすみませんでした、とかかって、議長どこ行ったんだって。いやもうおりませんとか、切れて。結局その時うやむやになってですね、録音データを、議長がきかせる許可を、僕はすぐ出して問題なかったと思うんですが、その時はうやむやになってしまった。

血相が変わって怒鳴ったり、興奮したりはないですよ。ちょっとよくわからん。

このとき、その録音データを出してねいうやりとりをしたらその電話、途中から無言になったわけですよ。

そこは事務局が録音しとるんですよ。聞いて見りゃわかると思いますね。どういうやりとりだったか。怒鳴ったり興奮したりしてないですよ。録音データはある。

この問題はその後議運でもやったわけですけども、結局今は録音データを開示する必要はないということで、オープンにしないということになって、私としては非常に不本意だなと思ったわけですけども、公開されない。

ただ、その後1年ちょっとたって、結局YouTubeで本会議はやろうということになったのでですね、YouTube配信が行われるようになったわけですね。

だから、本会議について言えば、今この録音非開示というのはほとんど意味がなくなってるわけですね。

8、令和2年11月10日、田中議員の謝罪。

これはさっき言ったように、正副議長室で田中、僕が呼ばれて、議長室で事務局として振る舞いについて謝罪を受けたと。

その通りですね。きつい言葉があったことは申し訳ないと謝りますよと。パワハラとは言っていないと思いますけどね。きつい言葉があったことは謝りますよと。謝罪しました。

ただ、やりとりしてる中身はもちろん別問題ですよ。こういう話をして、ははは、と議長らとも一緒になった覚えがありますね。

これ申請の説明によると、事務局としては法令等を勘案して議員の意向通りにならないこともありできません、と回答することがあることを了解して欲しい、と依頼するが、それは了承できないとのことだと。

これちょっと意味がようわからんですね。事務局ができんのなら、それしょうがないんじゃないすかね、できんと。できないことはできない。でも、私はできる方策を考えようやと要求するしかないわけですね。

できんことがあったことを、お前、それを何、了承できない。そんな言い方はしてないはずですね。できんことがあっても、それは頑張りましょうね、という意味じゃないですか。

僕はこのとき覚えてるのは、言葉がきついことは謝ります。しかし内容については別問題ですよという言い方をしたんですね。

法律がどうで、法律の意向通りにならないことを了承してくださいって、できない、とかそんなことはここでは言ってないですね。

田中議員の謝罪。これも別にパワハラでもないと思いますけどね。

9番、委員会事務調査申出の提出1、11月24日。

これで事務局は休む暇はないでと発言した。こんな意地悪な言い方はしないはずですね。

さっき徹夜でもいう言い方はしたんだろうけど、それほんまに徹夜でやろうって言うとするわけじゃないですからね。

事務局は休む暇はないで、と発言。

委員会の事務調査申出というのは、僕がいろんな改革を、張り切ってこの当選すぐですから、10本ほどまとめて、議会改革という項目で、いろいろ出したんですね。

たくさん出したわけですけども。休む暇はないでと。

そんな、張り切って初当選した議員がいきなり事務局に向かって、強制労働を強いるような、そんなことを言いますかね。

この時、実はかなり何日間かにやりとりして、その10項目をどう整理するかね、差し替えるかと、書き換えるか、という問題をやったわけですけども、結局、僕は1枚もの20枚で10本書いたのを、10本に分けて、しかも、やりとりだけちょっと細かくは覚えてないんですけど。一つは、これは委員会じゃなくて、一般質問に出そういうのにまわしたりとかですね、事務的にそんなやりとりを結構しとるわけですね。

中身としては、YouTubeの公開だとか、さっきの録音データの公開だとか、あるいは委員会の別室傍聴をやめようだとか、あるいは文章をもっとわかりやすくしようだとか、住民に議会を告知する方法をもっと改めようだとか、要するに議会と住民をどうオープンにつなぐかという提案をですね、10本ほど出したわけですけども。

それをいろいろ項目を整理したりテーマを整理して書き換えた、そういうやりとりなんですね。ここで言うと、その9、10がそうだと思いますけども。意地悪な言い方はしてないはずですよ。

僕は逆に提出した紙をですね、委員長なりがわかったと。これを事務局の方で一つ一つ整理して、あるいは委員会の中で、あなたの出したこれの一つずつ取り上げて、議論しましょうねというんじゃないかなと思ったんですけどね。

一つ一つこれを整理し直して、紙を全部書き換えて、一つずつ書き直しなさいと。僕としては別にパワハラでも何でもなし、逆になんか意地悪されとんじゃないか、という気を受けとるような感じではありますね。

10番の12月2日。これも、40分ほど押し問答ね、よくわからんのですけども今の分割して小出しにせよとかですね。全体で一つずつ議論すればいいじゃないかとか、そういう事務的なテーマをどうするかという話だったと思うんですけどね。

なんでそんな、1枚ずつの分割にこだわって出しなさい出しなさい、っていうのかなという僕が言ったところ、事務局の方はですね、1枚の紙に書いと思ったらそれを1日で全部やらにゃいけんと、そう思い込む議員がおるから困るんですって言うんですね。

いやそんなバカなことはないですよ、ユーチューブがあったり委員会の別室傍聴があったり、文章の書き換えがあったり、この紙に1枚に書いてあったけえって、それで1日で全部やらにゃいけんわけじゃなくて、今日はここまでやって、じゃあ次の委員会でここまでやりましょう、で済む話じゃないの。

いやそんなことありません。1枚ずつ書いとらんと。1日で全部やらにゃいけんのだと思ふ、そんな議員がいますからね。

いや議員だって馬鹿じゃないですよ、そんな馬鹿な議員おるわけじゃないじゃないですか。いや、じゃあそんなばかな議員はいない、とみんなに言ってもらえますかって言って、ああ言いますよとか言うて、何かばかばかしいやりとりまでしとるのを、それよく覚えとるわけですけどもね。

分割して書き直せという理由が、まずそこだったので僕はすごく理解できなかったよね。議員が分からないから、誤解するから、1日でやらにゃいけんと思い込むから書き直してくれと。これ、非常にわかりにくかったですね。

結局、最終的には僕、そこにあるように、12月7日には10本、整理して書き直して、事務局に提出したわけでありませう。

これが何かパワハラとか不当要求なんですかね。

11番目、12月2日、一般質問申出書の書式について。事務局の清書を拒否した。これもよくわからない。

一般質問の申出書っていうのは、今はちょっと変わったんですがこの時は、ワードに図形の下線が組み合わさった紙なんですね。

だからデータで受け取ってそれに打ち込んでいくと、ずれが生じることがあるんですね。

それ直すのはもう、行替えをなんか1個ずつ入れて、文章を区切らなきゃ何かややこしいことになるんですね。

これは事務局の方からもメールで、ややこしいことになるかもしれませんが、これでというメールが来とるんですけども。いやこれは、そんなややこしいことやめようじゃないね、分かりやすうしようや、手書きでもええじゃん。

実際手書きで出す方もおられるわけですけどね。という話を、ここでその文章の細かいことですけどもね、やり方をやりとりしたわけですね。

それで、でも事務局の方はこだわってですね、いや、いいですからこっちで清書しますから、あなたのデータを送ってくださいと。ええがにそのワードラップとか、行替えのどこ、ええがにしますけん、原稿くださいって言うわけですね。

ほいで僕は、いやいやそんなことしたら書き間違い、写し間違いのもとじゃけ、これでええよね、って、自分のものをそのまま、出したわけですね。

かなり、でもうちの方で清書しますからと、かなり言うてなんですよ。いや駄目、しませんしませんよ、というてね、それが事務局の清書拒否と。

これは何でパワハラなんですかね。

僕も多少言葉に携わる仕事しておりましたけどね、こういう転記ミスが一番危ないんですね。で、議長もおらんかったけ、このまま出します、文字の打ち直しはミスの元ですよいうてわざわざ手書きのメモ残して、注意を喚起して帰った覚えがあります。

これ何でパワハラなのかね。

ちょっとよくわからんですけどね。事務局の親切な申し出を拒否したからかもわからないですがね。

これ後日談というかあれですけども、案の定といいますかですね、別の日ですけども、ある議員は、一般通告書の名前がね、自分の名前を間違えて打ってあったわけですね。事務局がミスしたんだと思うんですけどもね。

その一般通告書はちゃんと配布されて、記録に残っとるわけですよ。一般通告の書類に名前が誤記されとるのがそのまま記録に残った。いかがなものかと思えますけどね。

僕は、あんた名前変えたんね、これ違うんじゃないって言ったら、しまった、よく見てませんでしたって。

だから、事務局が清書したり打ちかえたりするとね、こういうことが起きる。案の定というか起きてしまったわけですね。

結局この申出書はその次の次の年ぐらいからかな。ワードの下線付けはもう廃止して、普通に打って出せるように、直されたわけですけどね。

僕の言った通りということになるんかもしれんけども、これがなんでこのパワハラの一つの事項として、11番あるんですかね。よくわからん。

12番目は、12月9日議会運営委員会。わけのわからないことを言う、とさらに怒る。これ僕もわけわかりませんね。わけのわからないことを言って怒るんなら、わけわかりませんよね。

これ議運のですね、付議事件。

事前に配る、議題の予告書といいますかね。それに書いてあったテーマと、当日のテーマが突然追加になつとるから、何で追加になったんかと言って、出したんだと思うんですね。

その追加になった項目が、会議録作成録音の聴取問題。つまり僕が大分前に提起しとった問題が、この日当日になってポンと追加する。

1週間前に配られた案件には入ってなかった。

だから、1週間前に配られた議題であれば当然資料を用意したり、あるいは予習をしたりしてですね準備して備えるわけですけども、当日出てきたんならそれができんわけですよ。で困ったという話だったわけですね。

わけのわからないことを言う、とさらに怒る。僕はそれわからないんで、これ何で追加したんだって、いやそれは追加することもありますよ、みたいな話だったと思うんですけどね。

別にパワハラなんですかね。

これたまたまですけども、この後、議運の委員長もですね、いやまさか今日、付け加えるとは知らなかったと。

委員長本人も何かそんなこと言いよるわけですね。

だから、ちょっとミスだったんじゃないかと思うわけですけども、それが、何で僕のパワハラになるのかなと。不思議なわけですね。

13番は、手渡さなかった件ね。

これもちょっとよくわからんのですよね。なんか事務局員が、あなたのことは怖いんですよ、って発言したところ、田中議員は私は人格を否定されたといいました。人格、もう人間そのものが、あんた怖いと言われたらどうしようもないですよ。

あんたの物言いがきついとかなら、はい、ということになる。

あんた怖いで、お前ゴジラか。わしゃ妖怪人間ベムとかじゃない。あんたが怖いって言われたら、もうどうしようもない。

このときは、さっきの続きじゃないんですけども、梶川委員長、家が近いけ、寄ったい寄られたりするんですけども、調査申出書の10項目を整理して10本、出し換えたりそういう事務的なやりとりを結構やとったと。

梶川委員長とちょっと話したら、いや、10本でとるといのは聞いたけど、その10本手元がないんよ言ってじゃけ、いやあれだけ、あれしたんじゃけ、委員長ちゃんと手元に持つって見てください、と僕は自分の手持ちの資料を渡したんですね。

ただ、ここで渡すけど、事務局行ってやっぱりきちんとコピー取っというて、持つってくださいよという話をしたんですね。

それで事務局で事務調査申出書のあり方、あるいは議論の仕方、議運でどうやってテーマをやっていくかという、多分そんな、事務的な進め方の話をいろいろしよったんだらうと思う。

他の議員も居合わせた。だから、その時梶川さんに、その書類渡しとらんけ、本人は詳しくは分からんっていいよるよ。じゃけ、ちゃんと渡しといてね、という話を多分ここでやったんですね。

それが、しつこく言ってパワハラだとかいうことなんですかね。事務局員は、あなたのことは怖いんですと言い出した。

多分、ここでは事務局の、申請書類の方にはこの議会初日の、すったもんだのやりとりのことまで、ここでも、もう1回やりとりしたように書いてありますからね。

僕はやっぱり手続きのやり方とか準備の仕方をいろいろ、ここで議論したんだらうと思いますね。

で、そうこうしよるそのさなかに、梶川委員長来られてですね。

手元にないのでこのコピーちょうだいね、といって事務局からコピーを改めてとって、持って帰られたということです。これよくわからん。1時間ほど在室って書いてあってこれがパワハラなんですかね。

14番、不明。不明いうのは申請書類にわざわざ不明いう項目で書いてあるんですよ。

事務局は静まり返った異様な雰囲気。

さっきの日の午後、田中議員が再度来局と。

事務局で地方議会事務提要、議会の参考書ですよ。これを読んで貸してくれとのことで、そこでメモを取ったりしたと。

その様子が異様な雰囲気だったというて書いてあるんですね。

ここまで言われると、僕は本当に妖怪人間かと思うわけですけども。

静かに来て、参考書見せてねと。それで、窓際のところで、ここ、テーブルがないんでね。今、裏側に何か設けてくれましたけどね。

普段皆さんが雑談する椅子のところで、借りた本は、なるべく持ち出さないようにその場で読もうと思って、椅子のところ向いてそこでメモしながら、写したんですね。跨った形でね。

異様な雰囲気。これがなぜパワハラなんですかね。

僕は時々事務局行って、大体議事録なんか読んだり写したりするんですけどもね。

事務局はだいたい雑談する方のほうが多いと思いますね。

窓際に椅子が置いてあって。あそこに、椅子の上に座ってね、あるいは横の椅子とかで、雑談する、そういう和やかにいろいろ懇談する、そういう人が多いと思いますね。

確かに僕みたいに議事録見て、それ写したりコピー取ったり、あんまりお勉強する人間は少ないかもしれん。でも、それが静まり返るとか異様な雰囲気とか言われるとちょっと、困るわけですね。

7ページ。15番、委員会開催内容情報の事前収集、委員長と、これもなぜパラなのかよく分からない。

全員協議会終了後、田中議員が来客して、本日配布した1月21日開催の議会運営委員会の開催通知に記載されている付議事件について、これはどういう内容なのか教えろと言ってきた。

同席していた梶川委員長は、内容はまだよく把握してないと。

私はしつこく、いやわかってるはずだろうから教えろ、と言ったというふうを書いてあるんですね。

議長は議員公平の原則からして他の議員が知らない内容を委員会前日まで言うわけがない。

会議が決まって、一定のテーマがあって、事前打ち合わせされとるわけですから、もうちょっと中身何、ってわかってる範囲で教えてもらえりゃいいんじゃないですかね。

しかも後でわかるわけですけども、これは、テーマが倫理条例問題で、後に強引に拡大解釈になることになる、そのテーマだったわけですけどもね。

委員長や議長と、いやある程度話わかつとんじゃないのと。委員長は、いや議長と事務局長がとか言うばかりで、内容がないと。

これ、議員同士のいろんな話なわけですけども、何でこれがパワハラなんですかね。

ある程度わかってることなら、ちゃんと言えいいんだけどね。秘密だとか、いや、前議長と事務局長が言うけえとかね、いろいろ主体性のない話であれやこれや話したと、そういう議員同士の話だったということですね。

情報の事前収集いうたって、その委員ですからね、何か外部から秘密情報出せて言っとるわけじゃないですからね。

これもなぜパワハラなのか。

16番、失礼な発言。令和3年1月20日。

議運委員長は副委員長と事務局の操り人形だ、と発言した。こういうニュアンスのことは僕は言ったと思いますね。パワハラなんですかね。

委員長に、活を入れたんですね。

結構課題となつた倫理条例問題で、委員長席の片方に副委員長、片方に事務局長がおって、僕は手を上げたり議論するのに、僕の方を見ないんですね。次第書を両側の2人が委員長のところの次第書を指さして、ここ読めここ読め進行しろと。田中の方は、発言当てるなという、そういう指示を圧迫するように横からするわけですね。

それは僕は抵抗してちょっとちょっと委員長委員長とかって言うけど発言がされないわけですね。

だから休憩時間の時に、委員長そんなことせんと、あんた自分でちゃんと判断してね、いう要注意をしたわけですね。

さっき活いったけど、あの時は活というより、そばへ行って、あの時は割とやさしい委員長さん自分の判断でしんさいね、いう話をしたんだらうと思うね。

このとき木田議員は、そんなやり方したら失礼だらうって僕に注意したんですね。

僕が委員長を注意し、木田議員は僕を注意したんですね。

これ、こういう議員同士のやりとりなんですけど、これパワハラなのかしらね。

その下にちょっと書いてありますけど、梶川委員長は割と主体的に自分の判断でシヤンシヤン決めるというよりは、シナリオを割と重視したり、あるいは、異論よりも進行する方の意見を重視する傾向が強いんですね。

これ、2月18日について書いてるけど、僕メモ取っとるんだらうと思うんですけどもね。

さっきも言ったように、家はすぐ近くですから、寄ったり寄られたりはよくある。

梶川委員長と話して、この1月21日の、議運の結果を受けて、この2月19日。

17番に書いてありますけど、2月19日に全協があるわけですね。

だからこれはまた、そうなってはいけない、きちっとした議論をできるようにしようという意味で前の日に、梶川委員長と話をしたわけですね。

明日の全協で、委員長報告するときに、ちゃんと反対があったことを言ってくださいよと。もうあんた何もなくて、議運がすんなり結論出したけ、そのまま全協にかけるようなそんな言い方をせんといってくださいよ。そういう話をしたんですね。

委員長は、前の日ですからね、もう次第書ができとる。そうすると、次第書書き換えてもらわないけんって言うわけですね。

何、やっぱりじゃあ反対があったこと書いてないんじゃないね、いう話になって、いやそれはいけんじゃないと。そういうやりとりをしたんだと思うんですね。

反対論があったのに、全会一致のような報告されたらそれ虚偽報告ですよと。正直にちゃんと真面目にやってくださいよと、議論があったということを伝えてくださいよと。前の日に私は話したわけですね。

事務局に寄って次第書を書き換えてもらわんといけん、いやそんなことはあなたの判断でやればいいでしょう、いや、でもと。つまり、次第書をきちっと読まんといけんからという話だったわけですね。

僕はもうちょっと、きちっとやって欲しいなという思いを込めて、この時、わざわざ前の日に委員長とはそういう話をしたわけですね。

それで当日の2月19日ですね、全協。これはさっきの報告にあったように、すんなりではなかった。私に言わせれば、これは強行採決だったし、かなり強引な。全協ですからね、本来議決する機関ではないんですよ。

申し合わせを多数決で決める。全協でする申し合わせってのは、全会一致だからはい言って申し合わせするのが全員協議会ですよ。全員協議会というのは、協議や調整の場ですからね。

議決するのはあくまで本会議でないといけんのですね。

だから、かなり議事運営としてもおかしい、全協での申し合わせの、多数決採決という。しかも、結構怒号の中だったわけですけどね。こういうのは、おかしいんじゃないのと。

これが、17番、全員協議会とその後のやりとり。田中は不規則発言を行う。そりゃ不規則発言起こるでしょう、待て待て、駄目だよこれ、全協で採決しちゃいけないよ、とそういう話をしたわけですね。

この時もやっぱり、なぜそういう議事になったかという、児玉副議長が動議を出して、すかさず益田議長が、それを取り上げた。申し合わせが決められた、質疑や討論もぬきと。

実際この日賛成だけど討論したいと、準備しておいた議員もおったわけですね。

もちろん反対討論準備したという人間もいた。

そういう発言の機会も奪うような、かなり異様な異常なですね、議事進行だったわけですね。

これはだから、益田議長にかなり強い抗議をしたわけですね。

これはただ、申請書によると、この2月19日の全員協議会で、私が反対し不規則発言したこと。これが、とがめられとるわけですね。

あるいはその後、3月1日、正副議長室で面談し抗議したと。文書も抗議書を出したと。これがパワハラじゃいうんですね。

全協の場で、異論を述べたり反対し、その動議に反対したと。その後、議長室で抗議文を出して、抗議したと。

これが何で、事務局へのパワハラなんですかね。

議長に抗議したり議論したりすることを、事務局がパワハラだと思いうことは、議長と事務局は一心同体なんですかということになりますよね。そうじゃないんですよ。

何でこれが事務局へのパワハラになるんでしょうかね。

この時の、質疑討論を省略する動議なんていうのは、絶対にやっちゃいけない動議なんですね。

即決の動議と言うて、副議長は出したようですけども、議事録見ると、全くそれ書いてない。賛成とかいう発言だけしか書いてない。

何か議案が出て、それに賛成とか反対して、その前に質疑があつて、賛成反対があつて、最後に、多数決で決めましょうと。これが普通ですよ。

いきなり、質疑もなし、討論なし。いきなり採決しましょうというの、これは全く許されない。

許されないんですよ。どんな参考書を見てもどんな議事見ても、それは絶対やっちゃいけない動議だというふうに言われて、議長は即決動議を取り上げちゃいけないと書いてある。これをやっちゃったわけですね。

質疑、討論を省略する動議は絶対許されない。ところが、出したご本人らは、質疑、議長は省略したんじゃない、やらなかっただけだとかね、何かわけわからんことをいうわけですね。

やらなかった、だから省略したんでしょ、いや省略ではありません、やらなかっただけです。って益田さんはおっしゃる。一緒じゃない。いけんじゃん。

これは、僕は府中町の議会運営の歴史に汚点を残した出来事だと思いますね。

だから厳しくこんなこと二度とあっちゃいけんと、抗議文を出したし、質問書も出して、こんなことやっちゃいけませんよ、反省してくださいということを出した。

これは後日になりますけども、益田議長が最初、文書で回答しますって言いよったけども、いや、そのうち、田中さんに反省しろと言われたので文章書くのをやめましたとかですね。抗議は、ご意見としては承りました。

でも会議規則にもルールにも違反してるでしょ、っていうところは、皆さんがお決めになったのという言い方で逃げるわけですね。皆さんがお決めになったその動議を、あなたが取り上げたからこういうことになったわけですね。

そういう厳しいやりとりは、議長とは相当させていただいております。議長もかなり厳しく、これは違いますよねって、反論されて。議長室で何度もやりとりしたことがありますね。いろいろメモとか残ってるんです。

ただそれが何で、事務局へのパワハラになるのかな。ちょっとよくわからない。

18番は。

~~~~~〇~~~~~

○力山 委員長

田中議員、12時になりますんで、ここで1回昼休憩に入りたいと思います。

17番まで終わって、18番に行くところでちょっと休憩に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

再開は1時ということをお願いします。

<休憩 午前11時50分>

<再開前 午後1時00分>

○力山 委員長

再開前にですね、田中議員ちょっとお願いがあります。

説明をもう少し簡潔によろしくお願いいたします。

<再開 午後1時00分>

○力山 委員長

それでは休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○力山 委員長

続きを、18番からになると思いますが、よろしくお願いいたします。

○田中 議員

すいません。だらだら言って申し訳ありません。簡潔にやります。

18番は、委員会事務調査申出。さっきの、委員会いろんな改革案を出しとる調査申出書のそれを整理して、どう出すかということだったと思うんですが。

18番、令和3年3月25日。何でわからんのかと怒り出す、というふうに書かれてるんですが、これも僕もわかりません何が。

調査申出書で、人事案件に関するもので、事前に当該者の容貌の写真提供を求める申し合わせ。これも人事案件が議会に提案される場合、事前にその方の写真を提供することができる、というような申し合わせがあることについての、やりとりだったと思います。

なんでこういう申し合わせができたんかのいきさつとかが、なかなか調べてみるんだけどわからん。事務局に調べてもらってもですね、いろいろその趣旨、わかりにくいところがある。

議会が教育長とかいろんな委員を選任同意する時に、大体質疑、討論せず、省略して、その人物についての評価はあまりその場ではしなくて、賛成か反対かだけするわけですけども。その時何故か、いきなり人事案件が出てくるわけじゃなくて、事前に写真を提供することができる、というような申し合わせがあって、ちょっとわかりにくいんですね。じゃあ、いつその人事案件の事前説明があったから写真提供ができるのかどうか、あるいはいきなり写真だけちょっと先に出してねって、名前がわからずに提供できるのかどうか。多分そういう、いきさつについてのやりとりだったんだろうと思います。

この中で何でわからんのかと怒り出す、って僕は書いてあるんですが、怒り出したんかどうか、僕は、こんなことで怒るわけないのになと思うわけであります。

たまたま来客していた児玉副議長に会議規則48条と第50号を知っているかと聞いていた、意味は不明。17時過ぎまで事務局で会議録を見ていたと。椅子をすすめたが座らなかったとのこと。

これが何でパワハラなのか、僕にはわかりません。

会議規則の48、50条というのは、先ほどもあった全協のときに、ルール違反の動議を出したことについて、私は、改めて居合わせた児玉議員に話したんだろうと思います。

会議規則知つとるか知つとらんのかみたいな話をして、副議長は、今あなたに聞いて初めて知ったみたいなことだったので、この議会規則を知らずにその会議規則に該当するような動議を何で出したんかと、呆れたねというような話をしたのは覚えております。

児玉副議長に呆れられて結構、って言われたんでこれはよく覚えてるんですね。

呆れたねって言われて、呆れられて結構言われて、うーん、なるほどなと思ったんですけども。こういう議員のやりとりが何でパワハラなのかよくわかりません。

19番、4月2日。議運終了後、議長室でいろいろ議長と、先ほどの件について話したと。30分程度して帰ったと。

議長と話をして帰ったと。これが何で事務局へのパワハラなのかちょっとよくわかりません。

資料Bって書いてますけども、これは僕の手持ち資料です。その時のやりとりとか、いろいろ渡した抗議文とか、いろいろ議長と話したのがあります。

これも議員同士の話であってパワハラではありません。

20番、文書提出し、30分程度在室。これも総務文教委員会終了後、議長室で入り、先ほどの件です。

全協の、僕にすれば強行採決問題なんですけども、については、何度か議長と会って話して、その都度、今日はちょっと時間ないのでここまでとかですね、あるいはじゃあ続きはまた話しましょうということがあったので、時々議長室でこうやって話をして、もちろん他の話題もしてたと思いますけども、話して帰ったわけでありまして。

基本は、私は民主的な議事運営しようねと、議員の発言機会はとにかく、嫌な議員でもちゃんと発言して、質疑討論きっちりやろうねと。そういう議会やりましょうね、いうことをたびたび議長と話していた問題であります。

これが30分ほどして、議長室から帰ったのが、何で事務局パワハラなのかちょっとよくわかりません。

21番、令和3年6月21日。監査請求と同じ内容の一般質問、この中に事務局員失格じゃあと怒り出す、ということがあるわけですが。これは、一般質問の私が出したテーマが、固定資産税の課税誤りという、いわゆる執行部が、えの宮の土地問題で、固定資産税課税について、チョンボがあったわけですね。長年誤ったと。それで住民監査請求が出て、監査も勧告が出たわけですけども。

ちょうどその問題が出たときなので、一般質問としても私も、議会としても当然これは、質しておかないけんということで出したわけでありまして。

僕はこのとき、なんかみんながこの件の質問連発するんじゃないかと思ったら、どうも僕しか出してなかって。事務局に、これ提出したら、事務局の方から、この問題について答弁がええがに出来ますかね、というような口出しがあったため、議員の一般質問に事務局が口出しするようなことしちゃいけません、と行って怒ったわけです。

特に、一般質問、私もぬるい質問しよっちゅう出して、あまりいい質問出さんで申し訳ないんですけども。たまにはこういうちょっと執行部に厳し目の質問を出した時、そういう時に限って、これはいい答え出来ますかね、などと言って口出しされるので、議会としてはこういう時こそ本領発揮だろうと、きちっとやらにやいけんじゃないと。執行部に付度するようなことしちゃいけんよ、という注意をしたわけでありまして。

たまたま益田議長も出てきて、同じように、僕にしてみれば執行部懸念に付度するような、どうですかねようなことを言うので、議員だからこういう時こそ厳しくやらにや。執行部監視が最大の任務でしょというふうに、注意をしたということだろうと思います。

事務局員失格じゃというのは、言い方はちょっとあれですけども、議会人として、議会の事務局員としてあるいは議員としてですね、執行部を問いただすようなときに、それにブレーキかけるようなね、そういうことをするのはそれは事務局、議会人失格であり事務局員失格ですと、もちろん議員資格にもなるわけですけど。そういうことはちゃんと注意したと思うわけでありまして。

同じ時に、事務局員が容喙するかとまた怒る。これもなんかそういう表現が申請書に書いてあるわけですけども。議会としては、執行部の監視が最大の任務ですよということを注意したわけでありまして。僕は容喙なんて言葉、あんまり難しい言葉はよう使わんのですね、言ってないと思う。

このときだったと思うんですけども、議運の前の日に梶川委員長に会って話したことについて事務局の方からですね、前の日に議員が委員長と会ったんですかと、そんなことしないほうがいい、なんていうのでこれもまたびっくりしましてですね。

なんで事務局が議員活動にそうやって介入したり、やりとりしようとするのか。何か作ってるシナリオというか、次第書をまた変えてくれって言われるのが嫌なのかな、と思ったりするんですけども。いずれにしても、議員活動にそういうふうな発言しちゃいけませんということは注意したわけでありまして。

22番、7月29日。委員会のインターネット中継に関する意見で、これもこうやって書いてあるんです。委員会のインターネット中継に対する意見だといって申請書に書いてあって、厚生委員会終了後に、こういうことを議論したいという話をしたと。

インターネット中継をやろうという話は、大分この頃話が進んどったわけですけども、私は、本会議だけじゃなくて委員会もやった方がいいんじゃないかという意見を、多分会議ではないけど、議員同士の中で話をしたわけですね。

大竹市議会がこの頃なんか、コロナでなかなか相手先行くことができなかったんで、電話取材しかできんですが、大竹がすごい事例だったんですね。

カメラ5000円かなんかで中古で買って、委員会室にもつけたと。

で、本会議だけじゃなくて、委員会までちゃんと安くユーチューブで中継できたよというような、そういうエピソードがあったんでそれを聞いてですね。

いやこういうことがあるんじゃないか、検討しようねという話を、議員さん、山口議員と二見議員かな、とお話したということでありまして。別に、不当要求でも何でもないと思います。

この雑談の時に多分ですね、また問題になつとる2月19日の全協の、私に言わせれば強行採決の問題が、議論になったということでありまして。

いずれにしてもこれ、議員同士でいろいろ話して、事務局で話したこと。これはパワハラでも何でも不当要求でもないと思います。

23番、7月25日。個人情報目的外使用、邪魔をするなど怒りだす。

これは、私たちが勉強会を開こうとした時ですけども、事務局は開かんということ、残念だったんですけど。その部屋を一応予約して、その勉強会が日が迫った

んでですね、これが7月29日ですけど、8月5日に開くと。全員協議会のあと開こうという予定になったので、建設部の都合もあってこの日になったわけですけども。

連絡するのに、メールで一斉通知とかね、そういうのをやって欲しいというふうに事務局にお願いに行ったら、やらん、できんと。

議員の任意の勉強会には協力できんということで、いやほいじゃったらメールアドレス教えてね、こっちから一斉に連絡するよ、言ったらそれも教えられんということだったので、やむなくメール連絡はできずに、ボックスに通知書を入れたわけです。

これは、個人情報目的外使用って書かれたわけですけども、議員が勉強会をするために、メールアドレスを教えるとかあるいは流してないのが、目的外使用ですかね。議員活動の一つとしての勉強会だから、決して目的外使用でもないし、それを求めたことは、そんな不当要求になるとは到底思えないわけですけども。そういうふうに言われておるわけです。

これは先ほども最初にご説明しましたけども、勉強会を、本当は特別委員会として開きたかったけども、事務局が、駄目だということでできなかった。やむなく、建設部の方へ行ってやろうか言うたら、建設部もやりましょうやりましょう、ちょうどよかったです。

事務局の説明では、建設部の都合もあろうけできんじゃろうと言ったのに、建設部行ったら、おおやろうやろう、ということになったので、依頼し自主勉強会の形にしたわけですけども。建設部の方からですね、事務局に言って一斉メールで各議員に通知したらどうねという提案もあって、そうだねと言ってやったものであります。

これ、そういういきさつがあるじゃない、いう話をしたら事務局の方はですね、建設部長のアドバイスは出すぎた行為じゃいうて、何か急に怒り出すわけですね、ちょっと僕は理解できなかったですね。

これは全然私も不当要求でもないし、パワハラでもない。

むしろなんか、私の方が事務局がメンツつぶされたけ邪魔しとんかいね、いうぐらいに何かおかしいないう感じを受けた出来事でありました。

24番、7月30日。災害特別委員会の開催時期について。議論はしないと拒否したら、興奮して何か言っていた、僕がね。

興奮して何か、いやもうやらないよって、事務局が言うんで仕方なしに自主勉強会にしたわけですけども。

これよくわからないね。拒否したら興奮して何か、興奮することはないと思うんですけどね。

できんからしょうがないね、自主勉強会でしようね、と自主勉強会が決まったわけですけどね。ちょっと何が問題なのか。

25番、要望メールの転送拒否、9月27日。これ、同じ時期に、さっき言ったように、我々が自主勉強会やることについて、事務局を通さない自主勉強会だったからなのかどうか、連絡を事務局に拒否されたので、やむなく自主勉強会を開いたわけですが。それから1ヶ月後ぐらいにですね、我々のところに外部からメールが転送され

てくるんですね。事務局を通してね。このときは、発信者不明の何か環境団体でちょっとよくわからないものがあつたんですけども、転送されてきたと。一斉メールで来ると。

で、他にも、例えば中国のあれはまあ法輪功かなんかの反対運動か何かだつたと思うんですけども、そんなメールも、じゃんじゃんよそこから発信されたメールは事務局を通して、議員にPRで流れてくるんですよメールがね。

だから、この9月27日は、そうやって、私たちの議員の勉強会の連絡は、議員の自主勉強だから連絡しないと言いつきながら、今こうやって、よそからのメールはじゃんじゃん、垂れ流しで来るじゃん、おかしいじゃん。ちょっと事務局として、メールをどう一斉送信するかしないかの基準とかどうなつとるんね、いう話をしたんだと思いますね。

かなり曖昧なんですよ。基本的には、外からのメールについては、そのまま流して議員の判断を仰ぐけれども、議員からのメールは自主的なものは流さないというのが基本的な事務局のルールだということですね。

これは改めた方がいいという話をだいぶしたんだろうと思います。別パワハラでも不当要求でもない。

26番、これも多分同じことですね。要望メールの転送拒否2。便宜を図れと怒鳴って、怒鳴ったりはしませんよ。

そう、このときは何かやりとりがおかしいので、事務局の方は、いやそんなこと言つて、例え暴力団からのメールでも、外部からだつたらちゃんと便宜を図りますつて、ええっおかしいだろう、何でそんな、本当に暴力団であってもそんなことやるの、いうたらやりますつて言うけ、いやおかしい、議員のそこは、基準をちゃんと決めましょうという話を、やりとりした日だろうと思います。

別に、パワハラでも不当要求でもないと思います。

資料Cつて書いたのは、僕はその時こういう仕組みはおかしいだろうと言つて、全議員に問題提起して、このメール転送のルールをきちんとしましょうと呼びかけたものであります。

27番も同じです。これについて議長と話した。

こういう事務局のルールだと議員活動に支障をきたすし、逆に外部からのメールは垂れ流しで、おかしいんじゃないのというので、いろんな資料作つたりしてですね。

申請書類に、暴力団ならオッケーと書いてあつた、つてあるんですがそれは僕が作った資料なんですよ。事務局がそうやって言いよるけどおかしいだろ、いう資料を作つて、みんなに問題提起して、改めるよう話したわけです。

これは議題とか言うんじゃないかともう、事務レベルで解決できるだろうということでもやりました。

結局これ、何ヶ月後か知らんけど、議長との話で、外部からのメールは垂れ流ししないことになって解決した問題ですけど、以上27番。

いずれにしても、これパワハラでも何でもないと、不当要求でもないと思いますね。私が問題提起して、事態が改善された問題だろうと思います。

28番、10月15日。委員会等の日程開示について、できないと答えると怒りだす。

これはまたそれからしばらく経ってですが、別の社会福祉の勉強会を、我々、勉強会を計画して。日程を決めるのに、他の特別委員会とかが日程調整中だったものだから、ダブっちゃいけないので日程状況どうなってるねという話を事務局としたんだろうと。

ちなみに、私たちは議員勉強会するときは、全員にちゃんと案内を出して、行きましようね、いうのをずっとやってきておるわけですし、町内をトレッキングで一斉にまわる、町内踏査の勉強会みたいなものも全議員にちゃんと案内を出すわけですけども、だから特定の何々会だけで集まってやるとかそういうことじゃなくて、みんなに呼びかけるためにですね、日程を調整する必要がある。それを尋ねたんだろうと思います。

これは申請書によると、田中議員が来て日程教えろとのこと。まだ決まっていないと伝えると、検討している日にちを教えろとのことで、できないと答えると怒り出す。議長と話をすると行って座り込んだとか、再度来客してとか、日程教えろとか、大声を出すこともなく帰った、とかって書いてあるわけですけども。

これが、そういう日程調整を、ある程度、この辺にこういうのがあるから、予定されるんじゃないんとか、次の議会から考えたら、何曜日がこうなりそうなんじゃないんとかね、そういうことを事務的にやりとりしたんだと思いますけどもね。

別に怒ったりするわけではないわけで。ただ、僕これも後で聞いてびっくりしたんですけども、そこに、僕は事務局の嫌がらせじゃないかと思うけど、日程が決まったときにはですね、その委員会の委員長らに、田中さんには言うちゃいけないよ、と事務局が口止めしたりするんですね。情報漏えいになるよみたいなことを言うわけですね。ちょっとそりゃおかしいんじゃないですかね。

議員に対して口止めして。まあそういうことがありました。

29番、不明。これ不明いうのも、申請書類に不明って書いてあるんですね。

議運終了後に、議員が来て、議題について話しして。この時は、議員がいろいろ勉強するのに事務局執行部から資料を請求する時、無料でもらえるという申し合わせがあるんですよ。

ただその資料請求した時、その資料がどの程度どうやった場合に無料になるかというのが非常に曖昧で、無差別になんでも、ただで全部よこせというのなんか、紙が何枚なら、何円払いましょうということなのか、そこがちょっと曖昧な申し合わせなので、そこを確かめたんだろうと思いますね。

民間企業だったら大体、取材行って調査して、経費がかかったらコピー代の領収書取っというね言って、帰って精算して、その会社負担でそういう資料代を出して、勉強なりするわけですけども。

私は議会も同じようなそのルールがあるんだろうと思ったけども、この時は申し合わせで、何十枚だったから取って請求しようとしたら、ちょっとわからないという。

いや申し合わせにあるから、コピー代とりあえず払ったけど、これ経費出るんじゃないのという話をしたわけですね。

そしたら、その申し合わせ自体が一体なぜそういう申し合わせになったのか経緯が不明いうことで、これがまたややこしいことになって。あれこれ話したわけですね。

これがなぜ、その経緯を正したことが、パワハラなのかわかりません。

ちなみにこの時、事務局の説明だと最初はですね、議員研修会の時ですね、議員が各部署に直接行ってもらえば、やってくれますよ、コピーをただでくれますよ、という話だったんですが、この時にコピー代の話も聞くと、いや議員が担当者にそのコピーをもらう前に事務局へまず連絡してから、言わないとそれはただになりませんというような話だと。いやそれはでも、行ってその場でコピーもらうかどうか決めるわけだから。その時僕も連絡はしたんだけど、たまたま事務局員に連絡がつかなかったんで、とりあえず払って、休みになったわけですけども。そういうタイミングの問題じゃないんじゃない、もうちょっとよく、そのルールをきちんとしましょうや、言うたら、1週間後に事務局の説明は、今度は執行部側がその内容によって料金は無料かを判断することになってるんですと。いやそれはまたこないだと話が違うんじゃないそういうルールじゃないでしょう、もう1回ちょっときちんと調べましょうよ、と言ったら、今度はまた1週間たつと、情報公開請求の申請書を出したら、もう議員としてはお金払わんといけませんよねというような話になるわけですね。

だから、議員が調査活動で、執行部からコピーをもらうときの代金をどうするかという申し合わせが、実は申し合わせになっているけども非常に曖昧だ。

これ、じゃあちょっと調べてみようや、なぜこういう形になったのか、趣旨とか考えてみたらいいんじゃないの、ということで見たら、平成12年5月1日の委員長会議でこれを決めたんだということになってるんですね。

じゃったらその平成12年の委員長会議の議事録か何かあるんじゃないのいうことで調べたわけですがどうもないと。そういうあれこれ、いやこの経緯をちょっと質して調べたりなんだりしたわけですけども。

その過程がこの29ですけども、何か私の嫌がらせのように、資料調べようや、って見解がコロコロ変わっちゃいけないよ、というような話をしたところでもあります。

別に、不当要求でもないし、パワハラでもない。

それから30番は、建設委員会。来年度の予算説明。

予算説明いうのは、議会が議会費として請求する予算の説明についてのやりとりだったわけですね。これもよくわからない。

議運の旅費の要望が出ていたのでその中で、田中がですね増額しろと、議運の旅費を増額しろと発言したとかですね。

僕はその覚えがないんだけど、別に、仮に発言したとしても、それ、不当要求になるんですかね。

それから、議会費の請求なんで、この時議会だよりのページ数をふやすとか、その中身をどうするかというのも、話になっとったんだらうと思うんですけども。

結構いろいろ、議会費が増額になるのはいいことだらうし、あるいは出張旅費も入ってたことも大事だったんですかね。

この頃コロナだったので、隔年、2年に1回やる出張がですね、できる年とできない年があったりして。2年ごとにするのか、あるいは隔年ごとにするのか、できなかった年の予算を次の年に振り替えるようにするのかどうか、結構そんな割と事務的な話をいろいろしたんだらうと思います。

各委員会で作ったわけですから、割と任意の、委員会でいろいろやったんだらうと思います。

これもちょっと、何がパワハラだったのか、ご指摘がこの申請書に書いてないので僕もわからんわけですけども。やっぱり結構事務的に、あるいは議会の中のあり方をやりとりしたことだらうと思います。

このとき一つ覚えてるのはここにあるように、議会報がページふやすのですね、議会だよりのページが増えることになりまして予算が増えることになりました。

だからその中に、いわゆる星取表というか、議員の賛否の一覧表を入れることにしましたというような話があったんですね。

僕はいやそれ逆だらうと。中身を充実させるからページを増やす、という話になるんじゃないの。ページを増やすからそれを埋め合わせるために、ネタをこれこれふやすというのは、本末転倒じゃないの、とそういうような話は何かした覚えがあります。

それから、賛否の一覧表を載せるというのはですね、今までは賛否の一覧表は、討論があったときだけ載せることだったわけですけど、今度は討論がなくても載せることにしたわけですけども。これはよその町では結構、載せる載せないで、議会がもめることがあるわけですね。だから、議会報の編集委員会だけで議論することではなくて、もっと全員でこの話をした方がいいんじゃないかという話はしたことがあります。

事務局の話だとこれはもう編集上の権限の問題だからそんなことは全員にしませんと。議会報の編集委員会で載せると決めたらもうやればいいんです、ということをかかなり何か決めつけて言う。いやそうじゃないんだよ、これは結構微妙な問題ですよという話をしたのは、覚えております。

結局、議会報だけの議題にせず全協でも説明する、というのは翌年やって、今の議会報のあり方になっておるわけでありまして。

これは直接関係ないですけど、この時終わった後に、まだ話しようや言うのに、もう終わり、とか言って委員長が打ち切って、事務局員帰って行ったわけですけども。帰り際に、まだ話しようや、いややとれるか、みたいな話になって、事務局員がちょっと、乱暴な振る舞いがあつたのが、この日のことであります。

翌日、事務局員は、委員会の前で、謝罪されましたけども。僕は口ではちっと厳しいことを言ったかもしれんけど、手は出さんかったよね、というような話をしたことはあるわけです。

31番、議会運営委員長への発言。どんだけ大声出せば、はやっぱり議運の、これは12月15日の議運の終了間際、発言を求めているのに、強引に終了と言って委員長が打ち切ったわけですね。

だから、委員長委員長って、私は大声出して。聞こえんのですか、聞こえんのですか。どんだけ大声だじゃ聞こえるんねっていうようなかなり。いや委員長委員長、終了終了、いうのを、終わり際ににやりとりした。わりゃ梶川ええ加減にせい、と思いますよ、とかってこんなこと言ったんですかね。

梶川さん、とにかくもう怒鳴り声に近い大声を上げても、聞こえんふりをする。かなり、強引な終わり方をしたわけですね。

事務所近いんじゃない家に行くよと。それは言ったかもしれませんね。お互いよく行つとるわけだし、また家に行って話せにゃいけんよと。梶川さんもよう来るわけで。

この時に限らずこの後もですけども、梶川さんも来て話を聞くし。梶川さんは割といつも、僕は割と厳しく言っても、割と平然とうんうんいうてお聞きになるから、なかなか話がいがあるんですけども。議員同士こういうやりとりは、一定の厳しいやりとりがありましたね。これが何で事務局へのパワハラなんか僕はちょっとよくわからん。

32番、同会の規定の解釈。これは令和4年、町村議会の議長会がやる勉強会のことですね。同会の規定により、これ、この時も勉強会を話すのに、ネタがインターネットの研修だったんですよ。

インターネットの研修をするのに、議長会の勉強会の対象議員が、1期生及び2期議員を対象ということになっておるので、どうなんだろうかと。むしろ、インターネット研修で今からやるんなら、もっと古参の議員さんの方も、勉強になるんじゃないの。多分そんなやりとりをいろいろした時だろうと思います。

規定により、1期及び2期を対象となっているんで、規定でそんなこと、1期2期って決めてるんですかと。

それじゃあ規定はどうなのかとか、あるいは、開催規定がそうなってるのか、あるいは、議長会の設置規定でどうなってるんか。んでその規定を見せてねいうことで、最終的には何か規定を確認したんだろうと思うんですけど。その規定のやりとりをここで結構やったんだろうと思います。

何かそんな大声でひどいことを言つとる、とは思いませんよね。あんたの頭脳構造を疑うと。こういう言い方は。

頭脳構造というのは、ちょっと私もわからんんですけども、考え方の問題とかですね、思考回路の方法だとかね、そういうもので今の規定の論理的なやりとりの中で、そういう思考方法が疑われるよとかそういう意味のことは多分言ったんだろうと思いますね。

人格否定をするため、あんたの頭は狂っとんじゃないん、そういう意味では、決して言っとることはないと思いますね。

私は割と理屈屋ですから、理屈で結構いろいろ、それでかみさんに嫌われるんじゃないけども、理屈でのやりとりで、思考過程のこととか何とか、そういうのは、やりとりしたんだろうと思います。

結局この議員研修会はコロナで中止になったんですが。

それから、令和4年、32番。いや、今32をやったんですね。すいません。

33番、西山副議長に対する発言。

これもなんか議長室で西山副議長と私が話したことが、なんで事務局パワハラなんですかね。

これは、4月1日でちょうど府中公民館のオープニングセレモニーの後ですけども。議会の運営をめぐって民主的な運営しましょうね、議会ルールに則ったことをやりましょうね、と議長らと話してたときですから。その当時、副議長だった西山さんと公民館のセレモニーで一緒になって。西山さんが、じゃあ、今からセレモニーが終わったら議長室で話をしようということで、府中公民館から2人でとことこ歩いてって、議長室で話をしたわけですね。議事整理権の濫用ということをいろいろ、このとき議論したんだと思います。

僕は理屈っぽくやる。西山さんは、あまり理屈っぽくなくて、もうちょっと大ざっぱといいますか、おおらかな話をされるわけですけども。印象的だったのは、議事整理権というのは、議員必携に書いてありますよと言うことを、何ページだったかな。

議員必携というのは、この黒い、全国議長会が編んだ公式に近いような見解が書いてある本ですけども、この何ページに議事整理権が載ってますよって西山さんに教えていただきました。

私にしてみりゃ、だからこそ、それをずっと議論してるんだよ、ということだったんですけどね。いずれも、議長室で西山議員、居合わせた川上議員と、この民主的な議事運営について話をしたことです。

これは何で事務局パワハラなのか僕よくわからない。

34番、政務活動費条例の改正について。

あんたは異常じゃと何度も発言、これは政務活動費の条例の改正。これは結構僕は問題があったと思って自分のニュースでも書いてあるわけですけども。政務活動費中の旅費枠を拡大するという、改正だったわけですね。

これは、もともとは政務活動費の支給期限と議員の任期が半年ずれとるからそれを直そうという、議員の提案で条例改正を議論しとったわけですが、なぜか途中で唐突に、旅費枠を拡大しようという。それもついでに、僕に言わせれば便乗ですけど一緒に改正しようという話になった。もう一つ、何か訂正できる条項を付け加えるというのがあったかな、それが加わった。

だから、この政務活動費条例の事務的な改正の中に、突如として旅費枠改定というのが加わって、一緒にやろうということになる。しかもこの条例をですね、普通なら議員提案で出せばいいのに、わざわざ町長提案にしようという事務局が説明する。

町長提案にするけども、質疑や討論は本会議ではしないようにしてくださいね、というような、議事運営上のやり方をしようとする。

かなり異例なんですね。

途中で旅費枠拡大を唐突に加えるということも異例なら、町長提案するというのもかなり異例だし。さらにそこに、質疑討論省こうね、町民の前ではしないようにしましょうね、というそういったような、とにかく異例づくめのいろんなやり方が、この問題については続いたわけですね。

僕はずっとこれ反対して最後まで反対投票して、自分のニュースにも、これがかなり異常だよと。全国オンブズマン会議からはですね、不正の温床だから、絶対許されんなんて抗議声明も出とるわけですけども。そういうものだから、反対してるわけですけども。これは、異例づくめだったということですね。

あんたは異常じゃと何度も発言。僕もこれ、今の、やり方としてはかなり異常だよという、これは提案の方法としても、そういうやり方としても、かなり異常だということはあると思います。

ただ、人格的に、あんたが異常人間だよ、ゴジラだよ、妖怪人間だよ、とかそういう言い方の、あんたは異常という言い方はしてないですね。理屈としてこういう異常づくめですよと、こういうやり方は異常ですよということは、結構言ったと思いますね。

パワハラでもないし不当要求でもない、異常なやり方は異常ですよというのをきちっと指摘して、議論したということであろうと思います。

35番、これやっと去年のことになる。

今までの全部一昨年ですけど、令和5年9月これ最後の指摘ですけども、全会一致原則の主張、堂々めぐりになると。

これも、申請の書類では何がパワハラなのかよくわからない。

田中議員が来客し、議員の身分や報酬に関する議案については全会一致が普通だろう、と聞くので、自動的に決めることはないので、どのことを言ってるのか尋ねる。

田中議員は返答せず、同じ質問を繰り返す。事務局員が、全会一致ではない。

いや、田中議員は全会一致ならまだ協議、議員の長期欠席、委員の報酬をどう削減するか議案ですね。これ、全員一致の原則じゃないかとそうじゃないかという議論を、これしたんだろうと思います。

これが何で、事務局パワハラなのか。ちょっと僕よくわからないですね。

この時事務局の方から、府中町不当行為等対策要綱の写しを、この時じゃなくてこの後ですね、いただきましたね。

不当要求対策要綱というのは、例の、いわゆる反社勢力なんかがガンガンよそから言ってきた場合を主に想定したような要綱ですね。今回、この政治倫理条例にもこれを

適用する拡大解釈で入れようとしたやつですけどね。これをわざわざ事務局が私に突きつけてですね。

これ突きつけたのは何でかというのと、私は事務局からよく言われるんです。あんたと話さないと言われる。いや話し合いしましょう、というのに、もうこれ以上議論しないと行って、話し合いを拒否されるので、いや駄目です話し合いしましょうというのは、よく言うんですがね。

合わせて言われるのがですね。これ以上話しはしません、私はあなたを部屋から追い出す権利があるんです、ということと言われるわけですね。

つまり、事務局は議員である私を、部屋から追い出す権限があるんだと言うて、よく言われるんですよ。だから、そんな権限あるわけないだろ、おかしいだろ、という話を、これまでも何回もしたわけですよ。

このとき、これです、これが追い出す権限ですと言って、9月15日にいただいたのが例の、不当要求等対策要綱の紙なわけですね。もちろん事務局員が、議員あるいは人間をですね部屋から追い出す権限なんてないですよ。

そういう司法警察の権限は、法律でもない、いち要綱にそんなこと書けるわけがないわけですね。

だから、そうやって私にあんたと話さないだとか、追い出す権限があると言って、そうやって突きつけることに対して、ここにあるように、私がハラスメントしたんじゃないなくて、事務局員に私としてはハラスメントされたという気でおるわけでありませぬ。

これが今の35項目、申請書類でですね、書いていただいたことに対する、逐一の弁明というか、説明であります。

今、35項目ほど、こうやってあげていただいたわけですけど、これは先ほど言ったようにこのうちの17項目は、申し合わせ以前だから、倫理委員会の対象じゃない。

しかも、それ以降のうちのほとんどは、2年前以降の話。何がハラスメントなのかわからないことがたくさん書いてある。

僕は厚労省基準で言うところのハラスメントに当たるものは一切ないし倫理基準に該当するものは、私はないと思っているところであります。

それからむしろですね、二見議員も資料で出しておる職場のハラスメントの定義ですよね。議員と事務局員の、職位上とか、優越性の問題ですけども、一般的に議員が事務局に対して力を持つてると、議長は事務局を指揮する。そういう構造になってますよね。

ところが、今ここでたびたび説明してるようにですね、事務局が、議員に対して、これは権限だから事務局でストップさせます、とかですね。あるいはこういうことはしないほうがいいですよ、と言って事務局が議員に指導するとか。こういうことを今指摘しただけでも、たびたび、私は新人として当選以来ですね、受けてきとるわけですよ。

当然、ベテランの事務局と、そういう一緒に注意していただく、古参の議員さんも含めてですが、そういう人達に比べて私達の方はですね、むしろ、職位上の、つまり議会の中での、あるいは事務局での普段の雑談も含めてですよ。議員活動の中で、職位としては、力関係としては弱い。会議一つ開こうとしても駄目だと、開けない。メールも、送れないと。

先ほど、そんなことで、たくさんあったわけですけども。そういう日常の中で、私としては、いろんな注意をしたり、あるいは提案をしたり、あるいは不当な発言封じに対しては抗議してきたりしとるわけですね。

だからハラスメントが成り立つ前提としてのね、その力関係ですね。これは非常に、どちらが強いのか。私は、このハラスメントの前提が問題だろうと思いますね。

これ以外にもですね、ハラスメントの前提と、そしておかしいような、例えば、事務局がいろいろ議員を指導するというか介入する。これはできないんですよ、とやっていうことがあるわけですね。

例えばさっきの、令和2年10月8日の初臨時会の時もですね、正副議長の短期任期の申し合わせについても、これはその任期中しか有効にできないのに、任期を跨いでも有効な申し合わせですよとあって、事務局は議員に介入して言う。

あるいは、議員の一般質問の中でですね、議員が総務部長答弁しなさい、あるいは副町長答弁しなさい、と指定したりするわけですけども、令和4年6月の一般質問のとき、事務局はですね、議員は執行部の答弁者を指名できないんですよ、とあってわざわざ議場の上から注意するわけですね。できるけどそういうふうに、事務局があたかもそういうルールであるかのような、指導をなさるわけですね。

そういうことの日常を踏まえてもですね、私はハラスメントの前提でいうと、むしろ逆に、私の方がいろいろ弱い立場で、いろんな権限を超えたような指導や注意をいろいろ受けてきとるといふ思いは強いところがあるわけです。

ちょっと最後はいささか、愚痴っぽくなりましたけども。以上が、この申請書に対する私の弁明であります。

ありがとうございました。

○力山 委員長

それでは、日程第1、審査対象議員の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

ここで休憩をとりたいと思います。

2時まで休憩。

<休憩 午後1時50分>

<再開 午後2時00分>

○力山 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。



だから、言葉がきついことは、僕は謝ったんですよね。

それはパワハラに当たるような、言葉がきついことイコールパワハラ、ではないと僕は思いますよ。

今言ったように、いろんな提案をする中で、提案自体が不当要求と言ってるんじゃないくて、提案する中で、いろいろ粘り強く説得したり、その法律のルールのことを話したり、そういう中で、僕は理屈屋ですから、厳しくいろいろ話してる。

繰り返してるということですけども、どう言うんですかね。いろいろな提案は繰り返したし、それで理解を得ようと、いろんな説得、あるいは、物言いとして言う。理屈に合うことがあれば、合わんじゃないかという。

それから、今みたいに、さっきも言いましたけども、提案に対して粘り強い説得をする場合と、益田議長には何度も抗議しましたけども、いろんな、不当な発言封じとかね、あるいは事務局レベルでいろいろな発言を封じたり、それはできませんと言ったりする、それに対する抗議ですよ。

その防御的なこと、それはもちろんやってますから、提案すること自体だけでなく、不当な攻撃というか、発言封じや発言つぶしのようなこと、それに対する抗議はもちろん続けています。

だから、何をもって謝罪以降もいろいろ繰り返すのかと言われて、ちょっとどれがどうなのか、僕はわかりませんが、言葉の厳しかった点は、謝っていると。

けども、いろんなことを、今言ったようなですね、前向きな説得や理屈をこねることは、時には厳しい言葉ももちろん使うと。

パワハラに当たるようなことはしてないけども、厳しいことは、その後も繰り返してるし、逆にひどいことをされた場合では、それに対して厳しく防御したり、注意したり、抗議したりすると。これはずっと繰り返しているということでもあります。

僕も益田議長と何度も話しましたよね。

議員同士もしましたし、私も益田議長に、これひどい議事運営しないように、何で繰り返すんですかみたいなことも言いましたけど、反省してくださいって言ったら、あなたに反省と言われるから、もうこれ以上話しません、とかって言われたりしましたけども、そういうやりとりはですね、ある程度はやってきておるところです。

で、さっきも言ったようにこれ、事務局に対してなのか、議員に対してなのか、議員と事務局が一体になってるのか、僕ちょっとよくわからないんですけども。

繰り返してると言えば、今みたいな、パワハラにならない厳しい理屈を言ったり、話をしたりということは続けております。

○力山 委員長

児玉委員。

○児玉 委員

益田委員のですね、質問に対してちょっと関連で質問させていただきます。

私もその場におりました。

今のご答弁の中にありますように、パワハラには当たらないというふうに、田中議員は思いでしょうけども、相手がどうとるかというところにあるのかな、というふうに思います。

そもそもですね、謝罪される、ということ、どういうふうに考えておられるんでしょうか。

私は、何度も間違いや過ちを犯すことがありますんで、その場合に、謝罪することもあります。議場でお詫びを申し上げたこともありました。

それはですね、基本的に、もう二度としませんと、いう誓いをもって謝罪をするのではないかなと私は思うんですが。この場の謝罪もありますし、言葉が厳しかったこと何回も今まであって、謝罪も何回も僕聞いています。

その中でですね、どういうふうな思いで謝罪をされているのかということ、をちょっと教えていただきたいと思います。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中 議員

思い、気持ちとか感情的な問題ということですかね。

それは、何度も言いますけど、言葉は、僕も割とざっくばらんに話す方だから、これまでもいろいろあちこちでいろいろ言われるし、それは今までも職場でもそうだった。社会で六十六、七までいろんなことをやってきましたけども、厳しいこともあったかもしれない。

だから、言葉でね、具体的にじゃあどの言葉がどうなのかということになるんかもしれませんけども。厳しめが、割とゆるい職場だとそうでもないのか、あるいは緊張ある職場だとそうでもないのか。議会によってもいろいろありますでしょうし、職場によってもいろいろあるでしょうし、人によってもいろいろ。今、児玉さんおっしゃるように相手にもよるだろうと。

ちょっとしたことで、傷つく人もいるかもしれない。

逆に、ただ余りにもその甘い態度で、そのぐらいのことはちゃんと自分で律しないといけないのじゃないかという人もいるかもしれない。

いろんな幅があって、受けとめがあって、言い方があって。その辺の見極めが僕もなかなか難しいと思います。

だから謝罪したのは、この時もう3年以上前ですけども、気持ちがどうだったかというところ、ちょっとよく覚えてないんですけども。

僕が今でも思ってるのは、主張してる中身についてはね、きちんと正しいことをしてるけども、言い回しがね、ちいと広島弁になっとるのか、言葉遣いが厳しいのか。そこが問題なんだろうと。

そうすると、ある程度誠意をもって、少しやおい言葉で言やあですね、中身は通じるんじゃないかそういう反省をもってですね、言葉が、きつい、あのときの言い方、

はっきりとは覚えてないけど、きつい言葉があったことは謝罪します、という言い方したんじゃないかと思いますね。

パワーハラスメントを謝罪します、とは言っていないと思うんですね。パワーハラスメントの定義っていうのは、かなり厳しい、その3要件があって、ハラスメント自体はもちろん犯罪ではないわけですが、厚労省の基準というのは、職場における、一つの目安としての3要件があるわけですからね、犯罪になるような暴言というのは、ハラスメントの中でも、よっぽどの暴言でないと犯罪にならないと思いますけども。

だから私は、反省と謝罪したのは、その言葉がきつかったこと、それは申し訳ない。だけど、中身は違いますよというのは、あなたも、こちらの誠意をわかって中身を理解しようとして努力してねと、そうすると、ある程度厳しいことを言ってるけどそれはこういう中身じゃないのわかってもらえるかなと。

あるいは、そういう中で、一定に論理的にきちっとやることでですね、新しい道が開けるのかなと。

そういう思いを持ってしゃべったんだろうと思います。

気持ちがどうかと言われて、ちょっとなかなか分かりにくいんですけど。私としては、そういう誠意を持ってですね、中身を持って。言葉が悪いのは私の育ちとか、しゃべり方で粗雑な面があるので、それは改めないといけないけれども、そこは謝りますという言い方だったんだろうと思います。

○力山 委員長

児玉委員。

○児玉 委員

すいません、あまり長くなつてはいけないので簡単に質問します。

私が聞いたのは、謝るということは、もう二度としませんという誓いがあると思うんですが、それについてあなたはどう思われますかという質問です。

それと、益田委員の方からもありましたけども、これま当選以降、いろんなやりとりがありますよね。

その中で、事務局の方が不快に思っておられると、そういうところに対して議長室に、私も同席させていただいて、事務局長に入ってもらって話をしておると。

だから、それまでにそういった厳しい言動が、事務局の方にとっては、ハラスメントと違ってたということだと思っただけです。

それに対して、多分、謝罪されたと私は理解しているということです。

○力山 委員長

他にございますか。

二見委員。

○二見 委員

今、田中議員は説明で、言葉がきついことや、粘り強い厳しい、理屈で、ということを書いて、でもそれはパワハラに該当しないんだというふうにおっしゃったと思う

んですけれども、田中議員にとって、この言葉遣いがきつい、厳しく話を詰めていくということと、パワハラ、っていうのはどこで境界があるんでしょうか。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中 議員

僕が持つパワハラという言葉の定義と、厚労省の3要件ですか。それは、それぞれ意味があるんじゃないですかね。

パワハラっていうのは広い意味では、パワーハラスメントであって、社会的にはかなり広い意味で使われますよね。

パワハラセクハラ、セ・リーグじゃパリーグじゃとか。僕はパワーハラスメントというのは、ここの厚労省の定義、もちろん知ってますし、いろんな事件になった例だとか、あるいは職場でも。まあ犯罪としてまで行った例は身近には僕はあまり知らないんですけれども、一定に、この厚労省定義に当たるんじゃないかみたいな事例は見聞きしたりしたことがありますから。

僕が考える、厳密にパワーハラスメントの境目はどうかと言われれば、厚労省の定義ですよ。これが一つ。社会的には、パワハラという言葉だろーと思います。

厚労省の定義で、単にきつい言葉を言っただけじゃもちろんパワハラではないですし、職務上の上位となんだっけ、二見さんわざわざこれ資料付けてくれとるわけですけども、あと例が六つほどあるんですかね。

優越的な関係に基づく、そして業務の適正な範囲を超えて行われ、そして身体的もしくは精神的な苦痛を与える。この三つを三つとも満たさなきゃいけない。

言葉遣いでいうとここに一つの主な例で、激しい暴言を吐く等により、人格を否定する、何度も大声で怒鳴る、激しい叱責を執拗に繰り返すと、恐怖を感じさせる。

主に言葉を出す方ですね。シカトするのもパワハラですから、言葉出さない方も、陰湿なパワハラなんわけですけども。

私の場合、発した言葉の方が問題にされとるようなので、これでいうと、激しい暴言を吐く等により、人格を否定する行為、これはした覚えはない。

何度も大声で怒鳴って激しい叱責を執拗に繰り返すことにより、恐怖を感じさせる行為、まあ私はぶ男ですけどそんなゴジラのような面構えでもないし、怒鳴りこんなに激しく恐怖を感じさせるようほど、怒鳴りもしてないと。

だから、発する言葉がきついとってそれがパワハラかどうかでいうと、厚労省基準という境目で言えばですね、私は二見さんがお示しになった、この厚労省定義の、ところが、一つのラインだろーと僕も思ってます。

○カ山 委員長

他になにか。

はい。二見委員

○二見 委員

確認です。ですから、田中議員は、この厚労省の三つの基準、いずれにも、自分のやってる行為は該当しない、というふうに考えられてるということによろしいでしょうか。簡潔にお答えください。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いや、いずれにもじゃなくて。三つがそろわないとパワハラじゃないんですからね。

いずれにもというか、どれかに引っかかるというんじゃないで、三つとも満たさないと、パワハラにならないよって厚労省は言ってるわけですから。

今の二見議員の言い方だと、どれかに引っかかってるんじゃないの、みたいな言い方をしますけども、そうじゃないですね。三つとも満たすような厚労省基準を、僕は、パワハラだと思う。

○カ山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

再度。確かに厚労省の基準ではその三つのすべてにと書かれているんですけども、一つ一つのこと該当することは、田中議員は問題ないというふうに考えられてるということでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

質問の意味がよくわからないですけど、厚労省はこの三つすべてをね、ん、どう書いてある。職場のパワーハラスメント、厚労省ですよ。これ厚労省の定義は、以下の1から3までの要素のいずれも満たすものを、職場のパワーハラスメントの概念です。だから、一つを満たしたから、といってパワーハラスメントとしては、厚労省はしないって言ってるわけだから。

だから、今の二見さんの言い方だけど、一つ一つに引っかかったから、といってパワハラでないというんですね、と言ったらその通りです。

一つ一つじゃ駄目なんです、三つそろわないと駄目なんですよ、厚労省はそう言ってる。

○カ山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

すいません。もうこれで終わります。

ですから一つ一つのことについては、厚労省のパワーハラスメントの概念に、三つそろってないと該当しないので、それぞれの一つに該当するということは、田中さん自身は、だからパワーハラスメントでないんだと、一つ一つの三つそろわない限り

は、自分の言動については、問題だというふうには言えないと、そういうふうを考えられてるんですか。

○カ山 委員長

はい。

田中議員。

○田中 議員

いや、僕がじゃなくて、パワハラとして社会的にね、問題にするには、この三つがそろわないと駄目ですよと言った。僕自身はどの一つにも当てはまらんのじゃないかと思ってますけどもね。

○カ山 委員長

はい。

○二見 委員

オッケーです。

○カ山 委員長

他に。

山口委員。

○山口 委員

先ほど謝罪した時の件で、強い言葉があったというのはお認めになられたと思うんですが、その後田中さんのね、提案したいとかっていう思いは別にして様々のやりとりの中で、謝罪の後もきつい言葉を使ってしまったな、というふうに感じられてることはありますか。それとも、謝罪の後は一切きつい言葉を使った記憶がないのかというのを、教えてください。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

その記憶のこれ、ここ3年分のですね言動でですね、一つ一つ、僕は記憶にないんですけども。

一つはね、言葉が何という言葉かと、ばかあほ間抜け、とかいう言葉を作ったかどうかで言えば、そういうことは使ってないと。

で、今言ったようにね、口調の問題はあると思うんですね。

猫撫で声でばか、あほ、と言うことは、ばかあほ言ったじゃないかいうことになる。

でもやさしい声で、あんた、ええ根性しとるねえ。いい根性してるね、ですからね。でも口調によっては、それはすごい皮肉かもしれないね。

だから難しいんですよ。言葉自体でばかあほ間抜けとか、気違いとか、そんなことは多分言っていないと思う。

記憶にどうかと言えば、口調の中でね、さっき言ったように僕は理屈屋ですから、ここはこうでしょ、この法律はこうじゃないの。それでなぜ答えられないの、そういう、口調としてはあったらどうかというのは、わかります。

具体的には、いついつどこで、どういう言い方か言えって言われるとちょっと困るんですけどね、普段の私の言動でいうとそうだったんです。

○力山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

分かりました。先ほどの件で、田中議員がね、この謝罪の後も、自覚される厳しい口調というのを続けられたというのがわかりましたので、この件に関して私は大丈夫です。

○力山 委員長

他にどなたかございますか。

はい。

○木田 副委員長

1 ページの参考1の2ですね、2項目めのところで質問させていただきます。

田中議員は、議運委員長が委員長として確認すると文書を朗読したもので、委員会全体としての確認、表決等はなかったと述べられていますが、この日の会議録では、第1に、議会運営のルールへの尊重・遵守について、議会運営に関する要綱と、議会運営に関する申し合わせは、町議会の議運、全協において協議を重ね、積み重ねたものだが、初議会や、11月の全協によって、これらを無視するような発言が見られること、第2に、議会事務局職員に対し、本委員会委員が、長時間威圧的な言動を繰り返していることを問題とし、議会運営委員会はもちろん、同席の正副議長も、議会全体として、以上2点を許すつもりは全くない。各委員にも、こういった行為を許す者はいないと思うので、これを確認して議事に入る、としています。

田中議員は、今の確認は自分に関するものか、と問い、議運委員長は、それを含め全体に対し申し上げた、と返答をされました。

田中議員は、ありがとうございます、反省すべきところがあれば反省する、対応すべきところがあれば私も対応する、直接私に言って欲しい、さっきの文を後でください、と述べられております。

この過程を見れば明らかなように、委員会全体としての確認はなされています。

委員長としての確認である、ということはあるはずがありません。

そこで田中議員が、全体としての確認でないとか、誰が作成したものかを問題にする理由をお聞かせください。

お願いします。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

じゃけ、今のは令和2年12月9日の議運ですよ。

これ、今、木田委員も議事録読んでいただきましたけど、ここにも、議事録があるわけですけども、委員長が最初に言っとるのはですね、冒頭に議会運営について、委員長から確認するって言ってるわけですね。

全体で確認するとか、採決するとか議決とかそもそもこれ、議題には入ってない。

この日、突然、委員長がいきなり読み上げ始めたわけですから、議題に入っていないし、みんなで採決するとか、確認するという行為はしてないわけだから。

僕としてはですね、会議としての採決じゃないし、もちろんこの中身について事実誤認があるので、僕は後でこれ質そうと思ったりして、確認するならやっぱりこの文言をちゃんとみんなで共有してですね、こういうことがあったというのを、確認せにゃいけないわけですけども。

そうではなかったから、これは委員長としての確認だと。実際、委員長から確認する言い方されてるから、議題でもないものを、いきなり読み上げられて、しかも委員長がですね、これを確認して議事に入るといふ言い方されてるわけですから、僕はこれは主語はあくまでも委員長確認だと。

議会議決とか、議会の決議とかですね、議会いうか委員会決議だとか、委員会申し合わせとか、というものには至ってないと見るべきだろうと思うわけでありまして。

だから意味がないとは言いませんよ。あくまで委員長の確認だったというふうに僕はとらえています。

実際この読み上げられた紙はですね、いきなり読み上げられたわけだから、もうメモ取るの間に合わなかった。で仕方ないので後で紙をもらって、もう一度読み直したわけですけども、全協において、協議を重ね、初議会や11月の全協においてこれらを見無視するかのような発言が見られるとあって書いてあるわけですね。

議会運営に関する要綱や申し合わせを見無視するかのような発言。この時のをさかのぼって僕も議事録調べたわけですけども、無視するような発言はないわけですね。ないけどもこの委員長読み上げ文書にはそんなことが書いてある。これは到底、後でみんなで共有する場合は、ここは事実誤認を指摘せにゃいけないだろうと思ったわけですね。

それから、梶川委員長が読み上げたわけですけど、決して事務局長と相談することは決して言いなりになってるわけじゃないと、これはあくまで、委員長がご自分の立場をそうやって確認しておられるわけですからね。

この文章の発出の主語というのはね非常にわかりにくいんですけど。だから議運として、これを全員で共有しましょうね、という決め方はしてない。

いきなり読み上げて、それは委員長としてこういう思いです、あるいは委員長としてこう考えてます、ということを読み上げられた。中には事実誤認も含まれとると。そういうのを突然読み上げて、議事に入る。

だからさっき木田委員も読んでいただきましたけども、ありがとうございます、反省すべきところは反省しますが、そのペーパーを後で私にください、確認しますよと言って、紙をもらったわけでありませぬ。

ですから、もう1回改めて言いますが、委員会として決議したわけでも何でもありません。なんでもないというか、委員長が、委員長確認として読み上げたものであって、中身には疑問もあるから後で調べにやいけんなど。で、調べたら、事実じゃないこともあるな、というのがわかった。

ただ、これを後で抗議文出すとかですね、訂正要求するとか、委員長問いただすとかいうところまではしていません。

今のように主語がはっきりしない、突然の読み上げだった。それが、僕の受けとめと対応でした。

○力山 委員長

はい。木田副委員長。

○木田 副委員長

ありがとうございます。ちょっと重複するかもしれないんですけど、委員長が委員会の中で確認をしている点ですね。

まず一つに議会運営のルールへの尊重、遵守。二つ目にパワーハラスメントは許されないの2点について、確認したことが、重要であろうと考えております。

田中議員があえて誰が作成したのかを問題にする理由が何かあれば教えてください。

○力山 委員長

田中議員。

○田中 議員

いや、問題にしたというより、委員長、梶川さん話しやすいんで、この後も話したわけですけども、委員長確認といって、主語が委員長でこれ全部読み上げられたわけですから、さっき言ったように事実誤認があったりすると、草案、起草者に確かめないといけませんわね。その後で問題になったときね。

だから、誰が作ったのかというのは、別に追及するわけじゃないけども、委員長が作ったんですか言うたら、いや、私が作ったものではないとおっしゃった。

追及するほどじゃないんですよ。これ誰が作ったのかね、委員長が読み上げたけど委員長じゃないのって。私じゃありませんって言うけ、困ったなと思ったわけです。

今のような、後で抗議文を出すとかね、この内容を確認するようにやりとりするとかね、そういうことがちょっとしにくいわけですね。

木田議員のご質問でいうと、こだわって追及するほどのことはしていません。

誰が作ったのかなど。主語がはっきりしないな。ご本人は私が作ったんじゃないよと言って、だけどそれ以上何か曖昧なままになってるという。

○力山 委員長

はい、山口委員。

○山口 委員

田中議員の一番最初の説明の中で、政治倫理条例は金銭的に云々で、ハラスメントを取り扱うことは、珍しいといった趣旨の説明がされたと思うんですが、ちょっと聞き取れなかったので、もう1回していただいていたいいですか。その部分を。

○力山 委員長

田中議員。

○田中 議員

僕も全国の自治体の政治倫理委員条例調べたわけじゃないですけども、一般的に、政治倫理条例って定めてるところが、確か全国の自治体で半分ぐらいじゃなかったですかね。

1500の五、六、七、八百だったかな。

ごめんなさい、ちょっとはっきりしない。定めてる議会が半分ぐらいだったっけ。どんぐらいじゃったっけ。いや、はっきりしないが、全部が全部じゃないし、珍しいわけでもなくて、定めるとところは定めるとということで。概ね、定めているところの条例のその制定趣旨はですね、だいたい似たようなものであって、文言通り政治倫理を規定する条例なんですね。

政治倫理っていうのは、もちろん議員や、首長や政治家、私たちも政治家いうほどじゃないですけども、ここの政治倫理基準にあるようにですね、金品の授受とか、今一番国会で問題になってるのはそこですよ。

議員パーティーだとか派閥とか、政治とカネの問題、ここが政治倫理として最大の課題なわけですけどね。

政治倫理条例で規定するのはそういう、金品の授受とか、あるいは買収、強要だとか選挙の時のですね、河井事件は見るまでもないですけどね、そういう金の問題が一番、政治倫理として、条例で規定してるところですね、そういう疑いのある行為をしないこと。そういう名誉を損なうような、そういう政治倫理の違反はしないこと。

そして、行政が行う許認可とかですね契約とかですね、そこに介入しないこと。いわゆる口きき政治というんですかね、口出し政治というんですかね。

あるいは、職員の人事に口出しする。おい、お前飛ばしちやるぞ、町長に言ってやっちゃるぞ、とか、ここらが政治倫理の大きな規制対象なんですよ。

金品だとか、利権だとかで、人事とか。あるいはもちろん政治的な主張というものもあるかもしれないですね。

でありますから、例えば、青少年と変な関係を作らないしましょうねとか、公衆の面前では迷惑かけないようにしましょうねとか、そういう一般社会規範上の倫理はここには規定してないわけですね。

ハラスメントについてもそうです。これ政治倫理じゃないですよ、本来ハラスメントとか不当要求はね。

あくまで、一般社会規範であつたり、府中の場合はそういう要綱で定めてるし、もちろん刑法やその他、いろんな法律があるわけですからね。

だから、ちょっと僕、どういう言い方をしたか忘れてしまったけども、政治倫理条例というのは、本来は、政治倫理、金とか利権とかそういうものを規制する条例であって、全国の半分ぐらいの自治体が定めた条例はほとんどそういう内容になってる、ということの説明したんです。

その中でわざわざね、ハラスメントや不当要求を解釈でこれに入れようという、しかも申し合わせでやってる、そういう事例はおそらく日本中でないんじゃないかなと。これ、マスコミに調べていただきたいんですが、だと思います。

全国町村議長会に問い合わせましたけども、政治倫理条例の中で審査会が設けられたり、そうした例というのは、調べてないということでしたので、誰かが調べてくれたらいいと。おそらく府中町は、全国でも珍しいハラスメントや不当要求を申し合わせで入れてる唯一の例じゃないかなと僕は推定するわけです。

○力山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

はい。ありがとうございます。

先ほど、ちょっと調べました。

そうしたらですね、政治倫理条例の中でハラスメント対策をうたっている自治体はあります。逐条解説とって、その解釈の説明を入れて、条文と説明を入れてる自治体だけで軽く100近く、出てきます。

それで、この田中さんの説明っていうのは、本来ハラスメントは政治倫理条例の中で、やはり、なくしていかないといけないものであるにもかかわらず、府中町が全国的に見ても珍しい手法をとって、さも田中さんをいじめようと、勘違いさせようとする。特に条例に詳しくない方にとっての印象操作のような感じを受けますので、この部分についての田中さんの説明というのは、私の方で、訂正させていただきます。

続いていいですか。

○力山 委員長

はい。

○山口 委員

続いて、参考1、町議会としての対応の2から4までちょっと総括的に伺いたいたんですが、先ほどのハラスメントをうたっている自治体がたくさんあるよ、というお話をしたんですが、田中議員の解釈の中では、全協以前は、不当要求、ハラスメントは政治倫理条例の適用外であった、というふうにおっしゃられましたが、府中町政治倫理条例の第3条の1、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切を慎むとともに、と条例の中にありますが、申し合わせの以前から、その条文にハラスメントや不当要求が、そもそも品位と名誉を損なう行為の中に、含まれていたというのは、田中さんご存知ですか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いや、僕は知りません。含まれていないと思います。

○カ山 委員長

はい。山口委員

○山口 委員

ということは、ハラスメントや不当要求が議員として品位と名誉を傷つける行為だと認識されていなかったということですか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いやそういう意味じゃなくて、今、山口さんがおっしゃるようなこの政治倫理条例の第3条の1項のことですよ。

○カ山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

はい。

○カ山 委員長

はい。

○田中議員

これはだから、第3条の1項、町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと、これは、3条は議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない、次に掲げる政治倫理基準の一つが、今の品位と名誉を損なうようなことだから。これ、素直に日本語を読むとですね。

品位と名誉ってすごい幅広いことだろうと思いますね。そりゃ立ち小便していけんよとかね。あるいは、電車なんかを割り込みしちゃいけんよとかね、未成年者としちゃいけんとか、いろんな品位を傷つける行為があるかとは思いますが、そういうのを一切含んでるんじゃないで、ここで言う3条の1項は、政治倫理基準の中で、その品位と名誉を損なうって、そう読むんじゃないんですかね。

だから、議員としてと言うのはね、もちろんその品位と名誉、そこらに立ち小便しないとかね、青少年と悪いことしないとか、いろんな規範があります。それはもちろんしちゃいけないんですけど、この政治倫理条例で規定してるのは、それじゃなくて、ここの部分を規定してる。

議員、人間としてはね、もちろんこの政治倫理基準以外に、今言った一般社会規範だとか、いろんな備えるべき品位とか基準はあると思います。

○カ山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

もう1回、簡潔にお答えいただきたいんですが、ハラスメントや不当要求が議員として品位と名誉を傷つける行為だと認識されてなかったということですか。それとも認識はされてましたか。

○カ山 委員長

はい、田中議員。

○山口 委員

それ議員としてじゃないでしょ。社会人として、ハラスメントや不当要求というのは社会人として人間として、あるいは町に出入りする業者としてね。それはやるべきことじゃないという、そういう規範じゃないですか。

だから政治倫理条例では、そこが、山口さんの言う、政治倫理条例で掲げるところで、それが該当するかどうかの問題であって、それを、お前やってもいい思うとんかい、と言われたらそんなことないですよ。

ハラスメントももちろん、人、社会人として、人間として、あるいは不当要求にしても、そんな反社勢力のような、そういうなことはね、社会人としてやるべきじゃない。それは当然のことじゃないですか。僕はそんなことは、議員としてじゃなくて、議員以前にね、社会人としてそういうことは、よくないことだという認識ですよ。

ここで言うのは、法律論争じゃないんですかね。

○カ山 委員長

はい。山口委員

○山口 委員

社会人としてやってはいけないということは、もちろん議員としてもやっちゃいけないってことは、認識はされてますよね。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中 議員

当たり前じゃないですか。議員としてじゃなくて、議員以前に社会人としてですよ。だからこの政治倫理基準を適用するかどうかの問題と、人間として社会人としてどうあるべきかということと、ごっちゃにしないほうがいいと思います。

○カ山 委員長

はい。

山口委員。

○山口 委員

ですから、田中議員は、ハラスメントや不当要求が人間として、議員として品位と名誉を傷つける行為だとは認識していたが、その第3条の1、町民全体の代表として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むの中に、ハラスメントが入ってないという、理解をされていたんだろうと思います。

もともとですね、みんなで全協でやった件についてなんですが、一般常識として、3条の1、町民の全体の代表者として品位と名誉を損なうような行為の中に、ハラスメントや不当要求っていうのが、一般常識としてみんな持ってたんですよね。

それを田中議員にパワハラや不当要求をやめるように注意してもやめなかったの  
で、田中議員に対し、わざわざわかりやすく説明するために、こと細かく列挙し、全  
員に周知しただけということをご存知でしたか。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中 議員

いや、ちょっとおっしゃってる意味はよくわからんのですが。

条例適用をするかどうかというのは純粋に、条例解釈の問題であってですね。一般常  
識としてやっていけない、それは当然ですよ。

○カ山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

いろいろありましたがこの一連の流れの感想としてはやっぱりね、品位と名誉を損  
なうような一切の行為というのは、文字にこそなっておりませんが、その時代時代によ  
って変化します。

今回の田中議員の説明の中にね、令和の時代、パワーハラスメントや不当要求が、  
議員として品位や名誉を損なう行為だと、認識をされていなかった、田中議員の理解  
力のなさだとか、どういった行為が政治倫理基準に当てはまるかを考えて行動してこ  
ななかった、田中議員の想像力のなさ、不当要求やハラスメントが、政治倫理条例の適  
用外ではないか、期間外ではないか、文字に書いてなければやってもいいという、自  
制心のなさがね、伺えたと思います。

ここの部分について私からは以上です。

○カ山 委員長

はい。

(不規則発言あり)

○カ山 委員長

もう、質疑は以上です。

(不規則発言あり)

○カ山 委員長

はい。川上委員。

○川上 委員

はい。先ほど木田副委員長からの話もあったんですけどそこで関連でちょっと1点  
お伺いをしたいんですけど、令和2年の12月9日ですね。

議会運営委員会のことについて、参考1の2ですね。

で、田中議員が発言されてます、最後、ありがとうございます、反省すべきところがあれば、反省する、とおっしゃってるんですけども、3年前のことですけども、今これを見て、田中議員が、どう感じているかっていうことをお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中議員

はい。

ちょっと今のは議運の方でしたっけ。謝罪した方じゃなくて議運の方よね。

参考1の2の方ね。感想と言われてもあれなんだけど、さっき言ったようにこの時はいきなり議題に入っていないことを、委員長が読み上げたわけですよ。

で、まあびっくりするわけですよ。ほんで、後で確認せにゃいけないあいうんで、この文章を後でもらったわけですね。

ただ、冒頭でいきなりわーっと読んで、今のなんですか、ひょっとして僕のことですかと。それを含めて全体に申し上げたと。

ありがとうございます、とりあえず。とりあえず言ったらあれかな、わかりましたと、反省すべきことあれば反省します、対応すべきところは対応しますと。

ただ、直接言ってもらわないと、わかりませんねと。しっかり本当に伝えたいんなら、私に直接言ってください。

そうって書いてあるわけですね。

突然の、会議の冒頭でいきなり読み上げられて、あれ、これなんだと、わかりました、後で文書ください、悪いところはもちろん、あれば反省するし直さにゃいけんとか直さにゃいけませんよ。そういう受け止めで。

ただ直接言ってくれないと、具体的にね、どういう思いだと言われても、とりあえず中身を理解するのがまず先ですからね。

議事録にあるんなら、当時はその通りの思いだったんだろうと。

○力山 委員長

はい。川上委員。

○川上 委員

この時の、感想じゃなくて、今これを見て、どう思うかっていうことなんですけど。この反省すべきところがあれば反省するっておっしゃってます。んで、今これを見て反省すべきところがあるのかないのか、今思ってることをちょっと教えていただきたい、その当時ではなくて。以上です。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

今、当時のことをどう思うかと言われて、この時、きちっとね、議長名で田中宛に発出した文書であるとかね。だったら直接、来ればいいのに、非常に曖昧なやり方で、いきなり委員長で読み上げてやったわけですね。その時も、やり方としては何かしゃんとしていないなという思いがあったので、直接私に言ってください、後でもし問題があるなら、もちろん対応しますし、反省すべきところは反省します、って当時言ったんだらうと、今読み直してみてもですね、あの時そうだったんだらうなど。

この時の、委員長朗読というのはですね、やはり、きちっとしてなかったんじゃないかと。もうちょっとね、本当にあるんなら、田中議員宛に文書警告なりなんなりとかでね、やって欲しかった。それなら僕も、一生懸命その中身考えて対応できるし、ちょっと中途半端だったんじゃないかという思いはありますね。中身みて、今読み直してみても、うん。

やっぱり中身のところに、さっき言ったように、事実でないことも書いてあるし、確認しましたがけども、全協ではこんなことなかったわけですからね。

で、さっきから、思いっておっしゃるんで、3年前の思いとか今の思いとかいろいろ、僕の思いというんですか、そういうのを聞かれるんだけども、ちょっとこれに対する思いと言われても、何を求められてるかちょっとよくわからない。

○カ山 委員長

はい。川上委員

○川上 委員

聞いているのが、反省すべきところがあれば反省する、っていうことをおっしゃってるんですけど、何か反省すべき点というものがあったのかなって思ったんですけど。

○カ山 委員長

はい。田中議員、

○田中議員

だからこの3年前の時点ですよね。

反省すべきことがあれば反省するって言ってますよね。

だから、あれば反省すると。具体的に何かを思い出せないんですけど、このとき具体的にあれしまったとかね、これというのがあって、こう言ったのかどうか僕思い出せないんですけども。

これはだから、令和2年12月9日でしょ。その直前の11月10日に謝罪しとるわけでしょ。11月10日に、ひと月前に議長室、僕謝罪してるわけでしょ。

だから当然その言葉遣いとかそういうところは、こないだ謝罪したように、きつい言葉を言ったというのを僕は謝罪してるから、それについてここで委員長がね、こうやって言っとるのかな、というのは多分想像したんだらうと思いますね。

だから、ちょっと思い出せないんだけども、今言った反省すべき点というのは、思いつくとしては、この言葉づくりのところ、きつい言葉のことだらうと思いますよ。

○カ山 委員長

他にございますか。

はい。二見委員

○二見 委員

参考1-3、参考1、町議会としての対応の3点目ですね。

令和3年1月21日、議会運営委員会、実際は、賛否の表決が行われておらず、反対があったけれども、議長が簡易採決したと、このように書かれていますけれども、資料の2-2、今日配られていますよね、ちょっと探してください。

皆さん、大丈夫ですかね。

この資料2-2の3枚目ですね、ページがみんな1になっているんですけども。このここにですね、1月21日の会議録があります。

これを読みますと、委員長が他に意見は出ないようなので、本件については適用することとし、議員の申し合わせに加えるものとして、全員協議会へ提出することとしたと。

ご異議は、と委員長が聞いて、なしと呼ぶ声がありました。で、そのあと委員長がそのように決すると。

こういうふうにした後にですね、要するに、事が決した後に、田中議員が聴取不能の不規則発言をしていると、そういうふうに書かれています。

田中議員は、実際には賛否の表決は行われていないと。ただ先ほどの田中議員の発言では簡易採決されたと、田中議員の資料にも書かれています。

3のところにもね、反対があったにもかかわらず議長は簡易採決したということは、田中議員自身も書かれているんですけども、この件については、簡易採決がされました。

簡易採決とは、議長が案件に対して、異議がないかを諮り、異議がなければ直ちに議長が可決の宣言をし、決をとる方法を言います。

それで、府中町議会会議規則第76条は、議長は問題について異議の有無を会議に諮ることができる、とした上で、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣言宣告する。ただし、異議があるときは、議長は挙手の方法で表決をとらなければならない。このようになっています。

この議事録にもありますように、ご異議は、と委員長が問いかけて、なし、と。この段階で異議ありということになれば、この簡易採決ではなく、挙手の方法で採決がなされたと思うんですけども。議会は、決した後に何かを言われても、それはもう、議会のルールとしては、後戻りできませんので、何の手続き上の瑕疵もなく、簡易採決がなされたということが、会議録から確認できます。

田中議員が不規則発言をし、その内容も確認不能となっているにもかかわらず、反対があったとするのは事実ではないんじゃないでしょうか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

これ、もちろん議事録ですから、実際の会議の場でね、手を挙げてたり、議長いうて叫んでたのを拾ってないことも、もちろんあるわけですよ。

ここの、なしと呼ぶものあり、だけどもマイクによっては、異議ありって手上げとる人がおったかもしれない。議事録ではこうなっとるけど。

ここ、すごい微妙なわけですね。そのあと不規則発言とか聴取不能があるように、これがその後なのか。

委員長のしゃべり方にもよりますね。

では、採決しますとかいって、簡易採決でパパッと行って、ああ、と後から手挙げたら、あんた本当1秒遅かったけ駄目よ、とかそういうような言い方もあるわけですからね。

問題なのは、それまでの議論の過程で、異議があったかなかったか、出そうだったかと。少なし、全員一致でなさそうだったらですね、多数決とるのが、これがさっき二見さんがおっしゃった議会規則等の常識なわけですよ。

だからここで簡易採決が行われたのは、その0.1秒早かったか遅かったか、異議ありがですね、そういう問題もあるかもしれないけども、議運がまるで異議がなくてシャンシャン進んだから、最後簡易採決というんならわかるけどもそうでない場合はですね、少なし表決とるのが普通だろうと。

そういう意味で、僕はここ、実際の反対があったにもかかわらず、簡易採決にと。

反対というのは、その場で異議ありという反対はなかったけども、それまでの議事の中でね、シャンシャンでなかったのに、簡易採決に持ってた結果ですよという、その事実を書いてあるわけですね。

単なる事実経過、私の受けとめとる事実経過を書いているわけです。

○カ山 委員長

他に質問は。

はい、二見委員。

○二見 委員

いろいろ言われたんで、よくわかんない部分もありますが、私がこの読み上げたこの資料の会議録は、今の田中議員の発言によりますと、事実を正確に伝えていない、不正確な会議録だったと、そのようにおっしゃられるのでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

私は、会議録の正確、不正確というんじゃないで、今言ったように、僕がここで書いてあるのは、反対意見があったのにかかわらず、簡易採決を行ったよということを言ってるわけです。

この議事録自体はこれ、議事録だから、成立してるんだから、もちろん認めますよ。

ただ、聴取不能とか、よくよくあるのは、現実の中で、こういう状態だから、手を挙げてたかもしれないし、でも、正式な議事録としてはそれに載ってないよということなわけですよ。結構議運でこういうこと多いかったですね。さっきも言ったように、議長とか叫んだりしてね。

だから、僕は別に議事録を問題にしとるんじゃないでなくて、ここに、書いてあるようにですね。

○カ山 委員長

田中議員、二見委員の質問にストレートに答えていただければ。

○田中 議員

不正確だったと僕は言ってませんよ、議事録は議事録です。

○カ山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

でも、今の田中議員の話を聞きますと、反対があったにもかかわらず、それが無視されて、それがそのまま会議録に残っていると。

これ、会議録として大問題じゃないですか。会議録は会議録として成立して、でも、自分は反対したけれども、それがね否決されてるとか、異議を申し立てたけれども、それが会議録に書かれてないですよ。なしと呼ぶ者ありということしか書かれてない。

これは、もし田中議員のおっしゃることが本当だとするならば、この会議録大問題だと思うんですけど、そんな会議録が会議録で成立するけども、自分はそれと違うなんていう、そういうことが成り立つんでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

最初から言っているように、僕が反対があったのにとというのは、ここの他の意見はのところ、反対という声が明確にここに議事録に載ってないというだけのこと。

反対なんです。簡易採決するかどうかに至るまでにね、その議事の中で、議長が、この場合委員長ですけども、反対意見が出てたりしたら、簡易採決すべきじゃないんですよ。

だから反対意見は、他に意見は言ってバババってやったとき、明確に委員長って言ったかどうかの問題もあるかもしれないけども、それまでの議論の経過で反対意見があったのに、簡易表決に持っていったと。

それが、反対があったにもかかわらず議長が簡易採決したと言うて、僕はこの3の、別紙1の参考1の3に書いたわけです。

議事録の中でね。僕、議事録が、嘘を書いとるなんて言ってませんよ。議事録は議事録です。ただ、議事録が正確にこの、例えばこういう聴取不能だとかね、不規則発

言とかね、なしと呼ぶ者あり、という場合はね、どういう行為があったかわからないことはよくありますよと言ってるんです。

いずれにしても、僕は反対したのはこの場で反対したんじゃない、それまでに反対してたのに、なぜか簡易採決に持っていったよと、ここに記しておるわけですね。

議事録そのものの虚偽記載かどうかいうことを僕は言ってませんよ。

○力山 委員長

はい。二見委員

○二見 委員

改めて議事録読みますけれども、他に意見は言われて、何もないと。

ないようなので、本件については適用することとして、まずこう言ってますよね。

そして議員の申し合わせに加えるものとして、全員協議会へ提出することと決したい、ここまで言ってますよね。

ご異議は、これだけの間に、異議があれば、異議ありという声が、田中議員だったら当然出せたはずだと思うんですよ。

ところが、ここではなしという声で。田中議員もね、厳しく指摘される方ですから、なしと呼ぶ声があったときに、それは異議ありと当然言われるんじゃないかと思うんですけれども、そのようなこともなかったの、委員長はそのように決すると。それで決した後に、何かを言われた。これが議事録から読み取れることですし、我々もその場にいたわけですから。議事が終了しているということですから、とても田中議員の言い分というのはね、事実とおよそ違うものだというふうに、申し述べたいと思います。

○力山 委員長

はい。西委員、

○西 委員

えっとね、先ほど食事する時に田中議員とちょっと話させてもらったんですが、結構田中議員って思い込みがすごい激しいんですよ、ほんま。

誰が言ったとか言うてもね、私全然記憶にないのに、それ言われるんですよ、思い込みで。

その点についてはどうですか田中議員。思い込み、あなたの。

○力山 委員長

西、それはこの1ページ目に入ってないことなんで。

○西 委員

いや、関連で。

○力山 委員長

関連とちょっと違います。

○西 委員

違う。

○力山 委員長

はい。発言は、ちょっと止めてください。

児玉委員。

○児玉 委員

休憩をお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

休憩の申し入れがありましたので、審査会を休憩いたします。

再開は、3時25分。

<休憩 午後3時10分>

<再開 午後3時24分>

○力山 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

他には。

児玉委員。

○児玉 委員

児玉です。

4番の令和3年2月19日、全員協議会であった話の中で、私の方が即決動議を出しましたと、いうことがありました。

ここでですね、先ほど、田中議員のお話の中では、府中町の議会に汚点を残したんじゃないかというようなご発言があったんですけども、それについて、なんで即決動議だったのかという話なんですけど、ちょっとその前にですね、令和3年2月19日に行われました、府中町議会の全員協議会の議事録ありますんで、これ抜粋して読ませさせていただきます。

府中町議会議員政治倫理条例第3条に規定する、議員が遵守しなければならない政治倫理基準には、次の規定にする行為を含む。1、府中町不当要求行為等対策要綱第2条に規定する行為。それから、2番目、府中町職員のハラスメントの防止に関する要綱第2条5号に規定する問題を発生させる行為ということです。これらの要綱については、合同訓令であり、町長部局、部局だけでなく、議員も対象となります。さらに申し上げますと、申し合わせ案は、議員の皆さんは現在も、当然こういった行為をしてはいけませんが、もしこれらの行為があったときは、議会がみずから自立権を発動させるべきですので、要綱とは別に、政治倫理基準を適用することを申し合わせることによってこういったことが起こらないようにすることを目的とするものです。なお委員会の議論の中で、条例改正を行うべきというお話もありましたが、現在の規定でも、当然してはいけないということもあり、個別、具体の禁止事項を条例に記載記

載するより、倫理基準を守る対象である議員が申し合わせで確認するのが適当ということになっております。

ということが、当時の議会運営委員長から、説明がありました。

そこで、私は、議運で決定しておる内容であります。先ほどもずっと話が出ております。田中議員もそのメンバーにおられたわけです。このことを前提にですね、この倫理条例に反対する議員はおられないだろうと。それと、委員長がさっき読み上げた資料で十分事足りるということで、私の方から、即決動議を出させていただいたというものであります。

そこで、それに賛同する議員がおられましたので、この動議は成立し、採決されたもので、何ら問題はないというふうに考えております。

だけど、田中さんの方は問題があるということではありますけどもこれはずっと話しても平行線になるところだと思いますので、それは、質問しませんけども、ここの中でですね、質問はですね、この全協以前のは、政治倫理条例には、適用外であるというふうに、言われていましたけれども、これはどういう意味かということをお教えいただきたいと思っております。

要は、2月19日以前の言動については、除外されるものであるというふうな意見が出ておりますけども、この意味をお教えください。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

意味って言われても困る。

要するに、2月19日の全協で、二つの要綱を、倫理条例に適用することを申し合わせたんですよ。

さっき、議事録を児玉議員が読み上げられましたけども、この2月19日の全協で初めてですね、適用することを申し合わせたんですよ。このときに初めてね。

だから、それ以前は適用することにはなっていないわけですよ。

もちろん、何度も言いますように、倫理条例に適用することをこのとき初めて決めたんであって、ハラスメントや不当要求が合法だったなんて言ってませんよ。

それはもちろん、前から悪いことだし、社会規範上よくないことですから、倫理条例があろうとなかろうとね。社会人として何度も言うように、一般人としてね、それはやるべきことじゃない。それはもう当然、もちろん議会があろうがなかろうが、社会人としてね、決まっておるわけです。

ただ、手続きとして、この新しくできた政治倫理条例で、しかもその政治倫理条例で、さらにこれを適用しようじゃないかといって決めたのが、この時の2月19日なわけですよ。

つまり、それ以前のこの倫理条例では、この要綱は適用されていないわけですよ。

当たり前の話ですけども、まず罪刑法定主義ですよ、基本中の基本ですよ物事の。

この法律では、この条例では、この法令では、これを悪いこととしますと、見て決めると。

決めてないときは、この条例ではですよ、これは悪いことになってないわけです。

他の条例なり他の規範で悪いことになってるけど、だからこれ、さかのぼって遡及することはですね、決めてない時のことも決めごとに、この条例で決めますということは、絶対やっちゃいけないわけですね、法治国家の大原則中の大原則。罪刑法定主義ということですね。

僕が説明するまでもないと思うんですけども、適用外というのは、やってもええいう意味じゃないですよ、何度も言うけど。政治倫理条例ではこの要綱は適用してないということです。

これはもちろん法律の専門家もそういう指摘をしています。そういうことです。

○力山 委員長

はい。児玉委員。

○児玉 委員

私の理解としては、私の理解というか皆さんの理解としては、先ほど申し上げましたように、議会も対象であるし、それから申し合わせ案は、議員の皆さんも現在でも当然こういった行為をしてはいけません、もしこれらの行為があったときは、議会みずから自立権を発動させるべきで、ということになっていますし、こういったことが起こらないようにするのが目的です、ということなんで、これは遡及しても何ら私は問題ないというふうに思います。いかがでしょうか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いや、遡及がいけないと言ってるんですよ。遡及っていうのは、法律の、そもそもどんな良いことでも悪いことでも法律でして、遡及はいけないんですよ。

例えば、もう逆に良いことにして、100万寄付したら表彰状を出すことにしようねっていうルールを決めたとして、昔100万円寄付した人がいたからこのルールに従って表彰状を出そうやと。それは遡及ですよ。駄目なんですよ。

この新しい規定では、別の表彰せにゃいけん。決めたルールで遡及してはいけない。遡及っていうのはそういうことですよ。さかのぼることですよ。

良いことでもあっても悪いことであっても、決めてない時のことにさかのぼって適用するのは、だから罪刑法定主義の大原則だって言ったじゃないですか。

僕、ようわからんけど、良いか悪いかの問題じゃないんですよ。モラルとして良いとか悪いとかの問題じゃなくて、純粹に、ルールとして定める以前は駄目だ、そうでないなら、わざわざここでなんでこう無理くり申し合わせなんかしたんですかね、申し合わせしたということは、その時点で、じゃあこれから、この申し合わせで、これを適用することにしましょって決めたんですよ。

それ以前はだから決めてないわけですからね。

さかのぼるのは、何でいけんのかって言われても、それ法治国家の大原則ですとしか言えないと思います。

○力山 委員長

はい。

二見委員。

○二見 委員

はい。

先ほどの山口議員のね、発言の中にもありましたけど、ハラスメントということが文面上なくても、第3条の第1項、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し、町民の疑念を抱く恐れのない行為をしないことということは、政治倫理条例の中に書かれているわけです。

そういう中で、田中議員は今、政治倫理審査会の条例の適用外だということを合法だとは言っていない、やるべきことだとは思わないと言いながらですね、罪刑法定主義とか遡及しないとか言っていらっしゃるんですけども、政治倫理審査条例の文面いかんにかかわらず、ハラスメントや不当要求するということは、常識的に考えて許されないことであるわけです。

ですから田中議員も合法だとは言っていない、やるべきことだとは思わないとおっしゃられたんだと思うんですけども、それなのになぜこの全協以前は、政治倫理審査会の条例の適用外だというふうな言い方をされるのか。

私はそれ以前にやったことは、仮にハラスメントをやったとしてもね、我々に、法律ではありませんので罪とは言いませんけども、田中議員の言い方で悪いことだとは、判断されないと。決めた以前は悪いことだとは判断されない、このようにおっしゃるのでしょうか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いやそんなこと全然言っていないですよ。悪いことは悪いことなんですよ。

僕が言ってるのは、この条例に適用するべきじゃない。

だから、さっき言った要綱があるわけですからね。

その要綱は当然この倫理条例より前からある。倫理条例に適用する前から要綱があるわけですからね。

悪いことはもちろんこの倫理条例では適用しないけど、そっちの方でちゃんと適用すればいいし、あるいは刑法なり何なり他の法律もあるだろうから。

例えば赤信号だからみんな渡って、それは悪いことですよ。でもそれ政治倫理条例でやろうって、いや悪いことなんだからいいじゃん、というわけにいかんわけですよ。

それは道路交通法があるからそっちでちゃんとやりましょうということですよ。

ハラスメントも不当要求も悪いことなら、もちろん駄目、悪いことですよ。

僕、良いことだなんて全然言ってない。

倫理条例に適用するかどうかの問題で、決め方としてこの令和3年2月19日の全協で、適用することにしようってわざわざ決めたんだから、それ以前は決めてない、そういうことです。

○カ山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

だから、もう常識的だと、合法だとは言っていないというのであれば、なぜそれほどまでに、不当要求対策要綱や、町職員のハラスメント防止等に関する要綱を、政治倫理条例の中に取り込むということについて、なぜそんなに反対するのか、私たちとしては、それが田中議員が、これまでも、そしてこれからも、ハラスメントをすることが問われないようにしたい、あるいは少なくとも、倫理条例以前の問題については不問に付すということを期待されているのではないのかと思うんですけども、この点については田中議員はどのようにお考えでしょうか。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中 議員

そんなこと全く思ってませんよ。非常に悪意に満ちた質問だと思いますね。

取り込むことに反対したのは、僕は、純粋に法律論で立法技術の問題を指摘してるんですよ。

さっき山口さんが全国で100近く例がある、僕知りませんでした。そんなにあるのは知らなかったと。実際に条例の中にハラスメント条項入れてる自治体があるのならね。

僕が調べた時点ではかなりもっと少なかったと思う。今は最近増えたんですね。ありがとうございます。

あるようにですね、そっちの方が普通なんです。条文として解釈として、申し合わせるというのは、立法技術として非常にいびつなんです。おかしいんですよ。

しかも全協ですよ。僕はそれに反対しているのであって、自分の罪を、罪というか、何か疑いがかかることを予測して、それを不問にするための予防線として、そんなことやるわけないでしょう、二見さん。

僕が言ってるのは純粋に立法技術ですからね。だから、反対したのは、あの時もちろんと言ってたでしょう、条例に盛り込みたいなら条例改正を案として出すべきだと。

条例改正するなら当然委員会でやって本会議で、議論して討論して、あるいはリーガルチェックを受けるなりして、あるいは先例を調べるなりして、さっきの倫理条例の第3項の中にですね、書き加えればいいんですよ。

そういう手続きをするのが正しい、そして素直な、立法作法じゃないんですか。

それをせずに、こういういびつなことをやってることに反対してるのであって、何でも言うけども、ハラスメントや不当要求を私が合法化しようだとか自分が将来を、やるかもしれないから予防線として外しておこうだとか、そういうことは一切ありませんよ。純粋に立法技術の問題で、さっき言った罪刑法定主義であり遡及はいけないと、やるんならきちっと、条例改正で勝負すべきだと。これは当日、あのときの議運でもそんな話したと思いますね。

ですから、二見さんの質問に改めてお答えしますが、二見さんが懸念されるような、私は、予防線をはるためとか、あるいは悪意に満ちて、悪意というか自分が何か悪いことするの予防線があるようなことのために反対したのではない、純粋に立法技術の問題です。

○カ山 委員長

はい。

他には質問ございますか。

他にありませんか、1 ページで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

では、次に、2 ページ目に参ります。

2 ページ目で質問ございますか。

はい。西山委員。

○西山 委員

西山です。よろしくお願いします。

私が質問したいのは初当選議員からのラインやりとりについてということです。

事務局員がパワハラを受けて当然とする意見を新人議員間で共有するという内容に見えましたが、田中議員はどう思われてるのでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中委員。

○田中 委員

ちょっともう1回いって。

○西山 委員

事務局員がパワハラを受けて当然とする意見を新人議員間で共有しようとする、ラインの内容に見えましたが、田中議員はどう思っておられますか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

事務局員がパワハラを受けて当然というやりとりに、見えたということですが、ここにちょっと、書いてないけど、これですよね。前回、申請書の方で出てきた資料のことですよね。

これもパワハラなら今後ともどんどんやりますと。この言葉が、事務局員がパワハラと受けて当然というふうを受けとめたということになるんですかね。

だからさっきも説明しましたが、これもパワハラなら、今後ともどんどんやりますと。パワハラじゃないから今後ともどんどんやりますよという、そういう反語的意味でしょ。

当たり前だけど、パワハラをやりますなんて。そもそも、これもの、これは何を指すか。自主勉強会でしょ。自主勉強会を今後ともどんどんやります。

このラインのやりとりは、その前は、本日の勉強会についての経緯、あるいは本日の勉強会、説明会ご苦労様でした大変役に立ちました。幹事ありがとうございました。わかりやすい資料でしたと。町内会でも話しできるな、みんな勉強会やってよかったね、役に立ったね、って喜んで満足して、非常に有意義な勉強会だったねということだったわけですね。

それに対して、この勉強会は事務局の反対を押し切ってやった勉強会ですからね。それがパワハラだと言われるなら、そんなばかなことはない。

これもパワハラだというなら、当然パワハラじゃないからどんどんやりますよと。そういう意味で書いてるんですね。

普通に日本語を素直に読めば、そういうふうには読み取れないと思うんですが、僕の感想はと言われても、感想って自分で書いたわけですからね。

そんなパワハラを受けて当然なんていう意味は全くないし、むしろ逆なんですね。

これはむしろ、新人議員の方がパワハラを受けたんじゃないんですかね。その自主勉強会をするにあたって、協力が得られなかった。メールも、事務局の方でやってくれなかったし、そもそも、特別委員会やろうとして事務局が反対してやむなく自主勉強会になったわけですからね。

新人勉強会としては、むしろハラスメントを受けてやむなくやったと。

パワハラをやったじゃないか、ハラスメントを受けてやむなく自主勉強会になったと、そういう認識で、書いてるわけです。

パワハラならというのは当然やるという意味なんて全くないです。全く逆の意味ですね。

○カ山 委員長

次の質問ございますか。

はい。西山委員。

○西山 委員

パワハラをどんどんしますということについて、事務局員はどう受けとめるかと、どう感じるかと考えたことは、ありますか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いやそれは考えませんよね。これ大体、新人議員の身内のね、プライベートなラインですよ。

事務局員に向かって何か言うのであれば、もちろんきちんと嫌がらせなんかせずね、自主勉強会をもっと協力してよと、事務局には言わんといけんと思いますね。

これ、誰かが見せて、事務局見たとしても、ただ事務局だってこれ見てわかるはずですよ。私らがあんまり協力せんかった事を、こうやってやったんじゃないかと。今後とも協力なしでもやるよってという意味なんじゃないかと。

素直に読めば、そう受けとめるんじゃないですか。今どう思うと思われましてかって聞かれたんで想像力を働かせると、そうだろうと思いますね。

そもそもこれ身内の、やりとりですからね。ここに出すこと自体、非常に問題視してる議員もいますよ。このメンバーの中には、はい。

○力山 委員長

次の質問。

はい。川上委員。

○川上 委員

先ほど田中議員が、ハラスメントを受けたのは新人議員の方だっていう発言ありましたけれども、僕も新人議員の1人として、そういうふう感じたことはないということだけ一つ、言わしていただこうかなと思います。

それで、事務局のですね、意に反して自主勉強会が行われたってということで書かれています。

議員の自主的な活動に、事務局の方がですね、そういったことを言うことはないと思ってるんですけども。自主勉強会に対して、するなとかそういうことを言うことはないと思うんですけど、田中議員は何を根拠に、事務局が自主勉強会に反対していると判断されたのかなっていうところをお聞かせください。

以上です。

○力山 委員長

田中議員。

○田中議員

自主勉強会に反対してるんじゃないかと、災害勉強会ですよ。この自主勉強会の中身は実質、災害特別委員会の中身ですからね。

当初、私達は災害特別委員会を開いて、建設部の説明を受けようと思った。だから、事務局は自主勉強会に反対してるわけじゃなくて、災害特別委員会を早期に開催することに反対だったんですね。

8月の災害が起きてすぐやろうや言うて、私たちが提案した。それで、委員長すらやろう言うて、事務局に言っとるわけですよ。

だけど事務局の方は、今は何かタイミング悪い、とかお盆がどうかね。次が起きるかもしれんけ、そのあとでもいいんじゃないかとか、秋頃がいいんじゃないかということで、災害委員会の早期開催に反対されたわけですよ。

そうこうしよるうちに隣の海田町で、もう災害特別委員会を開いて、災害の現場の報告を受けてると。ほんで、いや、うちはどうなっとんね、わしらも現状を知りたいねと。現地調査ができなくても、その写真なり何なりを、建設部長から受けてやることは十分可能だし。

そういう話で、事務局の反対というのは、自主勉強会を反対したんじゃないくて、災害について、何らかの会議を開くことに、事務局が難色を示したから、我々はやむなく自主勉強会の形で開いたわけですね。

開いた内容は実質もう災害特別委員会の建設部長報告と全く同じですよ。建設部が用意した資料をきちっと説明を受けて、我々も受けたし。

あの時は、建設部長は広テレかなんかにも取材受けて説明したけんねって、やろうやろうってすごい積極的だったわけですからね。

だから、現場の執行部もやりたがってる、我々も聞きたがってる。ひいては町民のために、きちんと見ながら説明できる。それを事務局の反対というか、難色を押し切ってやったこと。だから事務局は何も自主勉強会自体に反対してません。

○力山 委員長

もうちょっと簡潔にしてもらえますか。

同じようなことがずっと答弁の中にもあるようなんです。

じゃあ次を。益田委員。

○益田 委員

今、西山議員それから川上議員が言われましたことにつきまして少し関連的に2点お伺いいたします。

議員間の私的通信について、事務局とは無関係っていうことを意味されているんでしょうか。

何かそういったことについて、おっしゃりたいことがありましたら。

それからもう1点、それまでに事務局以外へのパワハラを議員から指摘されたことはありますでしょうか。

○力山 委員長

田中議員。

○田中 議員

議員からのラインが事務局と無関係かというか、いや、質問があったから答えたんですよ。

このラインをね、事務局がどう受けとめると思ってるのかという質問があったから、そんなことを想定してませんでしたよって答えたわけで、無関係とかどうとかいうって言われても、無関係ですよ。

我々そんなこと考えずに、議員同士で作った、まあ川上さんも入ってるんだけど、事務局がどうこうでなくて全く議員同士で作った私的なラインですからね。

益田さんおっしゃるように、事務局のことは、事務局員に読んでもらうとか、見てもらうということは全く考えないラインですよ。

それから、事務局以外からパワハラだと言う指摘。いや、事務局から直接パワハラだという指摘を受けてないですよ。

何度も言うように災害特別委員会を開こうとして、それに対してやりとりしたときに、児玉議員じゃなかったかなと思うけど、その早期に開こうねっていうの事務局で何回もやったとき、事務局が難色を示して、今忙しい時にあんまりその強要しちゃいけないぞとかね、そういう意味のことを言われたから。事務局もですね、建設部長が出過ぎたことを言ったとか、すごい抵抗があったわけですよ。

だから、それを押してやったことであって事務局員から直接これを開くことがパワハラだって言い方はされてないですね。

でも、多分議員、これ児玉さんだったか、ちょっとよく覚えてないんだけど、そういうやりとりをしてたとき、そういう早期に開こうと言ったら、予算編成時期だからあんまり、強要になるよ、とかそういう言い方をされた。

そういう意味での指摘を受けたということです。

○カ山 委員長

はい。益田委員。

○益田 委員

だから、事務局以外へのパワハラを議員から指摘されたことはないっておっしゃいました。そうであれば普通に考えて事務局職員へのハラスメントと関係しているのではないのでしょうか。

事務局以外へのパワハラを議員から指摘されたことはないっていうふうにおっしゃいました。

○カ山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

災害特別委員会が開けんの反対があったので、それを仕切る形で、自主勉強会を開いたことについて、事務局が直接田中はパワハラだと、僕には指摘してない。

周りにいた議員が、今こんなことをやると強要になるよ、執行部忙しいんだからまだ無理強いしちゃいけないよ、と。

パワハラという言葉だったかどうかわからんけど、そういうニュアンスのことは、強要とか無理することになるからするなよ、というようなことを僕に受けたわけです。

○カ山 委員長

はい。

他に益田委員。

○益田 委員

ですから普通に考えて今ないっておっしゃいましたので、事務局と、関係してる事務局職員へのハラスメントと関係しているのではないのでしょうか。

私はそこ、お答えしていただきたいというふうに思います。

○カ山 委員長

もう1回今の質問を。

○益田 委員

再度申し上げます。

事務局以外へのパワハラを議員から指摘されてないとおっしゃいました。

であるのであれば、普通考えると事務局員と関係してる。

事務局職員へのハラスメントと関係をしているっていうことではないでしょうか。

○カ山 委員長

はい。

○田中 議員

いや僕はハラスメントでも何でもない、不当要求でも何でもないと思ってますよ。

反対があったからやむなく自主勉強会やったことは、ハラスメントでもない、不当要求でもない。当然の道を探って工夫して、我々は勉強した。

僕は何もハラスメント、むしろ、事務局の方から軽い妨害を受けて、そんな印象じゃないかなと思いますよ。

○カ山 委員長

他に質問はございますか。

はい。二見委員。

○二見 委員

2ページ目ですね、真ん中よりちょっと上。私の名前出てますけど、請求議員代表者二見議員の1月9日審査会説明、12月25日に長時間圧力などについて。

先ほどちょっと発言されましたけども、改めて、何が事実誤認なのか、何が曲解なのかということについて、ご説明をお願いします。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

あの時、二見さん、突然、言葉で言い出したわけですけども、後で自分のブログなんかにも書かれてるんで、それプリントアウトしたんですけども。

あれ、どこ行った、ちょっと待って。ああこれか。

驚くべきことに私たちが議長に審査請求した当日にも、田中議員が議会事務局に来て、長時間居座って圧力をかけた。

長時間でもないし、圧力もかけてないと。これは事実誤認ですよ。

それから、マスコミの記者に対していかに正当か長々と説明。それ自体が威圧する行為です。

これ威圧する行為という受け止めは、僕は曲解だと思いますね。

それから、職員の勤務時間後、5時15分までですがそれを過ぎても帰ろうとしない。帰るように促すと、あんたも一緒に帰ろうや、事務局に残らず気か。二見さん大きな体で窓際でどしってなって、威圧的に、事務局の2人にらみをきかせて、と白を黒という、驚くべき行為です。

白黒というのは僕もよくわかりませんよね。

威圧してるのはむしろ、二見さんの方ではないですかと、そういうことを言うてる。

それが白と黒の入れ替わりかもしれませんけども、オセロみたいね。

二見さんのご自身の発言に対して、今のように事実誤認と曲解があるというふうに指摘させていただきました。

○カ山 委員長

他に質問ございますか。

はい。二見委員

○二見 委員

それでは、長時間ではないというふうにおっしゃられたんですけども、私は田中さんがいつからいるのかというのは、途中で事務局からSOSを受けて、行きましたので、始めの時間は私自身はわからないんですけども先ほど田中さんの発言によりますと4時ぐらいからいたと。4時半ですかね、これは、事務局に確認したいと思いませんけど。

そして終わりは、先ほどやっぱりちょっと短めに言われたような気がするんですけど、私の確認では5時40分までおられていました。

その中で、録音もあって、田中議員もご覧になったようなんですけども、もう5時半を過ぎていましたので、田中議員もう5時半過ぎてますよ、あなたがいたらね、職員は帰れませんよ、というふうに言っても、いろいろあれこれ言って帰らないと。またさらに5分経ちましたよと、こういうふうに言っても、帰らなくて、今度は私を巻き添えにして、というか白を黒と。私がいるから事務局職員は帰れないんだと。

私は事務局からSOSを受けて行ったわけですから、私が帰せないようにするっていうのは、およそ考えられないんですけども、まず、この4時台から5時40分だと思えるんですが、終わりの時点、私、確認してますので。2時間近くです、いたということについては、お認めになりますか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

1時間あまりじゃないですか。4時半から5時半過ぎまでね。

居座ってた時間は多分二見さんの方が長いですよ。

あんまりこのやりとりをしてもどうかと思うんですけども、いずれにしても、何がされたのか僕さっぱりわからなかったから、来たわけですよ。

そしたら、請求が出てるということでその文書を読んでたわけですね。

威圧するじゃなく、いや、一体これなんねと。で、読みよったわけです。

そこへマスコミも電話してくる。

圧迫してるんじゃないかと、僕は圧迫されて、何かびっくりしてきて、慌ててこうやって読みよったところですよ。

で、帰る時間は、引っ張ったのは、二見さんの方じゃないですか。僕は、入口のドアで帰ろう帰ろうって。それで二見さんは、窓際でドシッと座ってですね、お帰りくださいお帰りくださいと、自分は居残るとるわけですね。

外には新聞記者が1人いましたけどもね、結局だから、事務局が帰ったのは何時か、新聞紙への対応があったのが何時かわかりませんが、だから、二見氏がここでさっき言ったように、驚くべきことに私が長時間に座って圧力かけてマスコミに長々と説得したというのは違うと、そういうことであります。

○力山 委員長

他に。

はい。二見委員

○二見 委員

私がですね、5時前後に、事務局に駆けつけたときにはですね、田中議員は資料を読んでいるのではなくて、事務局から受け取った、どういう経緯で受け取ったかわかりませんが、マスコミ相手に、職員の椅子に座ってですね、長々と長時間にわたって自分がいかに正しいのかということを説明をされていたわけです。

まあね、それは自分の主張されるのはご自由ですけれども、そういうことをするんだったら、ご自宅か、あるいは事務所もあるようですので、そちらで電話をされたらいいんだと思うんですけども。

その場ではね電話番号だけ教えて、自宅でされればいいんですけども、いかに正しいのかっていうことを、職員の椅子に座って長々と話すってというのは、やっぱりこれ私から見ても、異様な光景でした。

そしてそのあとですね、この資料、別紙2ですね、これを誰が作ったのかと、いうことを執拗に聞いてきまして、これはいろんなやりとりがありましたけれども、我々の責任で出したものだということけれども、先ほどもちょっと発言がありましたけれども、納得しないと。

でも普通に考えて、当町でもね、様々な条例とか、いろんな提案がありますけれども、それはすべて町長の名前で出ているわけで、それを誰が書いたか、担当課ぐらいいね、あれですけども、直接の執筆者が誰なのかということは、これは地方自治体でも、もちろん国でもそうですけども、これは問題にならないんですよ。

それを執拗に聞いてくる、ということが、話の前半で、そして私が勤務時間を過ぎているということを指摘したら、とにかく私と一緒に出ないと帰らないと。

先ほど田中議員自身も言いましたけれども、私がいるから帰れないんだと。

それは、僕が事務局職員を守るために、家から議会事務局に駆けつけたわけで。

田中議員と私のやりとりでもですね、私がですね、いやちょっと待ってじゃないでしょうと、事務局長をはじめ、事務局員に威圧的な態度をとってきた。そういうことがあるから僕は心配で、この前に座っているんであって、今のやりとりにあるように、延々と同じことを繰り返して帰ろうとしない、これは嫌がらせですよ、と私が田中議員に言ったところ、帰さないとならないのはあなたですよ。私が、いやいやそ

んなことはないですと、だからお帰りください。そしたら田中議員がお帰りください、もう帰ろうぜと。こういう不毛なやりとりが続くんですけれども。

で、田中議員がですね、何と、心配なんよ、あなたの大きな体で威圧的に声も大きいのが、威圧的にやね、と。私がですね、いや、僕は威圧的に事務局に対応したことないですよって。そしたら事務局員がないですよと。

ですから私も、ないですよ、はいはいどうぞ、と。そしたら田中議員が大きな体で座とるわけだねという、そういう物語を引き続きたわけでありまして。

そういう、事務局を守るために行った私が、なぜ事務局を帰さないようにしているのか、おおよそ有り得ない話だと思うんですけど、そういう話をされたのは一体なぜなんですか。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中 議員

僕は、さっきも言ったように、4時過ぎに、何が出てるかわからないから文章読んでたわけですね、事務局員とは全くやりとりしてませんよ。

これ、何があったんですかと、この文章を受け取って一生懸命読んだ。

そこで電話かかってきたから、マスコミ探しとるんだらうから、私はここにおるよと。電話代わってね、言って代わって。

いかに正しいかとかどうとかいう言い方したかどうかわかりませんが、とにかく、わからないものを突然4時過ぎに駆けつけて、事務局しかないわけですね。家の方が遠い。市内から帰ってくるわけですよ、これ。

そこで読んでたわけですからね。事務局とやりとりしなくて、そういう読み込んできよるうちに二見さんが来たよと。

それで文章を読むと請求代表人のところは二見伸吾議員になってると。あれっと思ったわけですね。代表議員なら、じゃあこれどういう意図でこれどうやったのと、もううちちょっと聞けると思ってね、この資料、何でこういう説明を作ったのと。で、読むとさっき言ったように、文章。

○二見 委員

委員長、私の質問に答えるように言ってもらえますか。

○カ山 委員長

はい。

質問へ答えてください。

○田中 議員

事務局を守るために、僕はさっきも言ったように、事務局員になんのプレッシャーも加えてないし、二見さんが守るために来たとおっしゃるけども、僕はそれに対して何も事務局にしてないし、請求代表者のところに名前があったからね。

初めてこれ見てあれ、二見さんが。

○二見 委員

委員長。

○力山 委員長

はい。

ちょっと発言を。

○二見 委員

委員長、私が質問したのは、二見さん大きな体で窓上にどしっとなつてね。

威圧的に、事務局員の2人にらみをきかせて、と。事務局員残らず気か、パワハラするんかというふうに言われたのはなぜですか。

この点についてお答えください。簡潔に。

○田中 議員

なぜですかって、もうその通りじゃないですか。

結局2人で居座って、そこで二見さんが僕に威圧的にやりとりすると。結局5時過ぎてこんなやりとりすべきじゃなかったんでしょうけどね。2人でやりとりすることが結局、事務局員を居残らせることになるから、こんなことやめようやという意味で、二見さんと一緒に帰ろう帰ろうって言ったけど。二見さんは窓際にずっと座ってるじゃないの。私はドアの方でもう帰ろうとしてるじゃないの。

事務局員を開放するためにも、私は帰ろうとしてるんだから二見さんそんなとこにどかっと座らずにさっさと帰ろうねと。

そういう事務局員へのプレッシャーだというんなら、じゃあ2人一緒にさっさと帰ろうじゃないかと、そういうお誘いをしてるわけですね。

○力山 委員長

はい。

○二見 委員

今のでわかりましたけれども、田中議員は、私がついて、私が事務局員に威圧的に対応しているので、自分は帰らなかったと。

そういうふうに。違うんですか。

○力山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

いや、だから二見さんは僕の方をにらみつけて、威圧的に行動してるから、この2人のやりとりが終わらんじゃないかと、そういう全体含めてのことですよ。

○力山 委員長

はい。

○二見 委員

以上です。

○力山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

同じことで、同じ部分で関連なんですけど、このたび、職員側からもSOSが発せられた形で、3年以上前から被害を受けてまだ治ってない、ということがおそらく、まだ読んでないですけど、診断書を読めば、まだずっと重なってきた被害で傷ついてきた心身が治ってない、というのが明らかになるんだらうと思いますが。

そういった職員とですね、パワハラをしたと言われている議員が同室に居続けることが、パワハラを受けた側にとって、威圧感や恐怖を感じさせる行為だというふうには思いませんか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

簡潔にお願いします。

○田中 議員

いや、それは僕仕事ですからね。同室って部屋に入らんと仕事になりませんよ。

さっき言ったように、これ自分に対する請求書が出てきたわけだから、それ確かめないとうとうしようもないわけでしょう。

で、市内に行ってマスコミからは電話かかってくる。何ですかって。事務局行きますよ。

で、診断書が最近出たということですけども、事務局で、仕事をせんことにはことにならんでしょ。

僕の存在そのものが、今の山口さんの言い方だとですね、パワハラだみたいな、一緒にいることで、あなた、相手にプレッシャーを与えていることに気づかないのかみたいな言い方されるけど、それ言うんならお前死ね言うんと一緒にじゃないんですか。来るなというのと一緒にじゃないですか、ちょっとひどい言い方じゃないですか。

○カ山 委員長

はい。山口委員

○山口 委員

事務局からの資料というのは、別に同室にいなくても読めるものであって、田中議員がそういった配慮をしないんですよ。相手に対して、自分のやりたいようにやって、常々配慮をしてこない。

言動についても、そう。威圧感や恐怖って書かれてましたよね。田中さんが怖いんだ、と職員が言ったということ。

そういったことの積み重ね、先ほども言いましたけど、やっぱりこういうことをしたら職員がどうか、どう思うんだらうとかっていう、やっぱり想像力のなさですよ。それが積み重なって今回のパワハラの、根源になっているというふうには私は思います。

やっぱり注意して欲しいなと思います、こういうことは。

○カ山 委員長

他にはい。

西委員。

○西 委員

別紙2のところで、ちょっと聞かせていただきたいんですが。

田中議員の求める議会運営の透明化、議論の活性化、迅速な議会対応などの提案は、具体的なものは議会運営委員会において審議され、採決されて委員会として結論を終えていると。

それ以外を議会事務局に求めるのは筋違いだと思う。思い通りにならないことの実現を議会事務局へ要求するのは筋違いで、議員間で結論を得るべきことで、事務局がはっきり言って迷惑だと考えてる、ということなんです。

私もですね、梶川さんの後を継いで、実は議会運営委員会の委員長やってるんですが、私の担当のところで1ヶ所出て、一番最後に出てるんですが。これはちょっと、僕は間違いを言われていると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

事務局が、田中議員の言われていることをあまり良いと思われてないということについて。

○力山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いろんな議会改革、提案だとかね、審議は当然委員会で決めるべきことですよ。

だから、もちろんそれやってきてますよね。

だけどもここに書いてあるように、議員間で提案する以前にね、事務レベルでこれは出せないとかね。あるいは、これは違法ですから出せませんとかね。そういうことを結構指摘して、さっき僕も説明しましたけどもね。

そういう場合はやっぱり事務局レベルで話をするわけですよ。

あるいは、本来議員間でやるべきことを事務局が、それは、事務局としてストップさせます、とかいうこともさっきいくつか指摘させていただきましたけども。そういうことについては、事務局と話しせにゃいけんわけですよ。

だから、基本的には西議員おっしゃる通りです。

いろんな議会改革や、透明化とか、町民のためにどういうよりよい議会にしていくかと、これ議員で話するべきことで、大いにやっています。

だけどそれを持ってく以前に、事務局レベルでストップがかかったり、あるいは事務局が、これは手続きできないんですとか、法的にはこうなんです、とかいうて説明する場合は、やはりそこで僕らも説明せにゃいけんわけですね。

その中で、不当要求だとか、パワハラだとか言われることが、結構ここにあったということだろうと思いますが。

もちろん筋違いのことはもちろんしてませんし、議員間のこともやる。それ以上のことも両方やっているつもりです。

○力山 委員長

他に。

はい、西委員。

○西 委員

田中議員、先ほどの質問書ですね。手書きでやると。

もうこれ事務局がこうやってくださいと言っても、それを押し切られて、手書きで出されてますよね。事務局はどう言っても、それは嫌だと。

言われてないですかね。

○田中 議員

いや、手書きでは出してない。手書きにしとる議員もいると言った。

○西 委員

次にですね、田中議員は、改革改善は提案当初無理に見えても、議員と職員の議論だから道が開ける例は多く、そうした職員が力を信じ、粘り強く話す田中提案が、概要に記されていると書かれています。議会運営については、議会運営委員会で議論すべきことです。

あなたのいう議員と職員の議論とは何でしょうか。議員と職員の議論とは何かということ質問したいです。

○力山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

誰か、さっきも似たような質問がありましたけども、例えばもう、しょっぱなの1からそうですね。

議長選定の立候補制についてね。これ道開くためには、まず事務局のところがね、これ駄目だできないっていうわけですから。提案する以前の議事運営といいますかね、シナリオの段階で、もう断られてるわけですからね。ここはやっぱり粘り強く話した一つですね。

それから、ほかにもあるかな。

傍聴のあり方も、委員外議員のあり方、つまり委員会の会議規則、委員会条例の解釈だとかね。ここは熱心にこう解釈したら道が開けるんじゃないかということは、やっぱり事務局と粘り強く話して、法令解釈でこれできるんじゃないの、前例がこうだったんじゃないの、ということで、新しく道が開けていくわけですね。これもその一つじゃないですかね。

だから、今の調査申出書の問題にしてもね、書式の問題ですからね。

これは事務局レベルで、よりよいものを、直すことはできるし、それによって、わかりやすい文章もできていくと思いますよね。

○力山 委員長

他に。

はい、西委員。

○西 委員

議員と職員の議論というと、好ましいディスカッションのように聞こえますが、事務局員が、喜んで田中さんと議論していたとはあんまり感じてないわけなんですよね。

やっぱりある程度、田中さんが折れるときは折れて、大きな声出さずにゆっくりと。先ほどもちょっと聞きましたけど、ちょっと田中さん短絡的なところがあったり、声を大きくしたり。

私1回だけ注意されてると言いましたけど、先ほど田中さんにも。大きな声、16年で1回しかないんですよ私はね。

田中さんはたびたびあるわけなんですよね。

その点について自分の気持ちの反省、謝るとか。私謝ったのは1回ありましたがそれ以来1回も謝ったことないし、人から非難も受けたこともないです。

その点について、田中さんちょっと気が荒いとか、口が悪い、人を傷つける、声で。これですね、一種の恫喝にも感じられるんですが、僕とすればね。

その点について、田中議員どのようにお考えですかね。何回も謝られてるわけなんです。私はもうちょっと事務局を大切にして、それから事務局員と仲良くして、それから田中さんが事務局へ聞こうとするものを、聞かれるように当初からしとる方がいいんじゃないかと、人間として。田中さんの人間性について言うとするわけなんです。

やっぱり1期目ですよ。まだ、一期も経ってないわけですよ。

ちょっとある程度おとなしくして、大声出さずに。私でさえ出したことがないっていう、16年で1回しかね。

ちょっと、そこらは人間として考えていっていただきたいと私は思うんですよ。

いかがでしょうかその点については、

○カ山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

ありがとうございます。

ただね、声の大きさがどうなのかとかね、やっぱり本当に興奮してしゃべっとるのかどうかね、それ録音データがあるわけですからきちっとですね、調べて、ちゃんと見た方がいいと思いますね。

それから、人の道、人間性だと言われればもう僕はどうしようもありません。僕はもう駄目な人間です。本当に申し訳ない。

人間はできてない、口は悪い、荒っぽい、もうジェントルマンじゃない。西さんのような素晴らしい人、人格識見等もすぐれて、口調も紳士的な、そういう方ではない。

それはもうどうしようもないです。私の生まれと育ちと、これまでの中で。自分としては、かなり丁寧に、いろいろやってきたつもりですけどもね。

そうおっしゃられるならば、そういうふうな人間なんでしょう。そういうふうに見てやってください。

僕としては、ちょっと理屈っぽいところはあるけども、そんな相手をおとしめるような暴言だとか、そういう意味でのやりとりはしてないつもりですよ。理屈でやり合ってるつもりです。

○カ山 委員長

他に、はい。

○西 委員

今のところで例えば叱責するとかね、職員をね。田中さんも一応議員として選ばれて、議会人として出てきたわけなんですよ。

だからそれを、僕の性格だからしょうがないでは逃げられんと私は思うんですが、議会人として。それはちょっと反省すべき点は反省してもらわんと、私は納得できかねるということでご理解ください。

○カ山 委員長

よろしいですか。他に質問等ございますか。

はい、山口委員。

○山口 委員

別紙2、1から14ページの概要についての3行目で、改革改善の提案は、当初無理に見えても議員と職員の議論の中から道が開ける例は多くとあります。

先ほどの説明の中で、一般通告書の書式変更とか、委員外議員ですとか、傍聴が実例なのだと思うんですが、多くとありますので他にもあれば、他の実例を挙げてください。

○カ山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

例えばあれもじゃないですか、星取り表なんかもそうじゃなかったんですかね。

あれは僕が、委員長のところに提案で出して、議会報特別委員会が取り上げてやってくれたわけですけども。あれも、議会報だけでできるんじゃないと言うけど、いやそんなことない、きちっとみんなで議論しようね、ということで全体説明になったし。

そもそも最初の、今当たり前のようにやっているYouTube中継もですね、当初は事務局案は、YouTubeじゃなくて正式動画で、200万だったか、150万だったかで発注して、やるという事務局提案だったのを、僕はもうとにかくYouTubeで、安くできるんだからとせっせと説得してですね。事務局も提案をやり変えて、当初の当初予算から補正予算の時にですね、YouTube案に、考え直してくれたわけですね。

これ何か大きな、僕の粘り強い説得で、YouTubeに道が開けたことも大きなことなんじゃないんでしょうかね。

それから、文章のこと、会議録のこと。ここにあるだけでも今のようですね、ことが、あるわけですね。自主勉強会は残念ながら自主勉強会になったわけですけども。メールの転送の話も、結局は是正されて、話の中で事務レベルで改善して、ノーチェックの垂れ流しをやめることになったわけですね。

いろいろ、ここにあるだけでも、そんなことがかなり書いてありますね。

○力山 委員長

他に質問は。

はい、山口委員。

○山口 委員

わかりました。Y o u T u b e はね、全協でみんなでやって、議員で決めてますので、これが職員との議論の中から開けた、というのとはちょっと違うとは思いますが、他の点につきましては、実際はどうだったのかというのは、今度、職員の聞き取りのときに、田中議員がおっしゃることが本当なのかどうか、というのを聞いていきたいと思います。

というのがですね、基本的に、職員の力を信じて粘り強く話す田中の提案とありますが、特に議会運営に係る変更、町民に近い議会運営に係る変更などは、議会運営委員会での決定が必要であり、職員に変更を決定する権利はないことはご存知ですか。

○力山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

さっきも西議員からも質問がありましたように、本来、議員同士でね、決めることですよね。

けども、それに諮る前に、さっき言ったように事務レベルでね、これはできないと言われてたり、ここは申し合わせでこうなってるからできないよという、そういうことが多々あるわけですね。

だから、何度も言うように、筋違いなんですよ、西さんも指摘された僕も書いてあるように。

本来議員同士でやるべきこと、それが、事務局レベルでいろいろ、関門といいますかね、考えにゃいけないことがあるよという指摘なので、そこはやっとする。当然やっとするということです。

○力山 委員長

他に質問は。

山口委員。

○山口 委員

それは、事務局職員としては、できると答える権利がないので、できないであるとか議長に相談しますとか、そういう答えしかできないことがわかっている、粘り強く話し続けたということによろしいですか。

決定権がないというのは、ご理解されてるという前提なんですけど。

○カ山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや、何度も言うように、議会レベルの範囲内で、例えば文書の改善だとかいうのは、別に議長じゃなくても、事務局レベルで改善できることがあると思いますけどね。

○カ山 委員長

回答になってないと思いますが。

○田中 議員

すべてのいろんな改善、議長や委員長のね、決定権下における改善ではないと思います。さっき言ったように、事務局レベルでできることもあるだろうし。

○カ山 委員長

田中議員、質問と答えがちょっと乖離しているんですが。

要は議会運営委員会でないで決定できない事項を、事務局が、そうしますという決定権限は全くありませんよというのを、山口委員は言われとって、それはご存知ですかという質問なんですね。

○田中 議員

具体的に何のことなんかよくわからんけど、もちろんそうですよ。

事務局に権限のないことは、事務局は権限行使できませんよ。

ただ、ときに事務局の権限がないのに事務局権限だということも、織り交ざってることがあるわけですね。

○カ山 委員長

他にありますか。

山口委員。

○山口 委員

ですからそこで、事務局権限が及ばない部分に関して、田中議員がいかに粘り強く説明しようとも、事務局では決められない、できない、それは議長に、相談しないとイケないという返事しかできない、ということをご理解されてますか。

○田中議員

もちろんです。事務局に権限のないことは、議員、議長の権限であることはそっちでは諮らないとイケないわけですよ。当たり前ですよ。

○カ山 委員長

はい、山口委員。

○山口 委員

では、事務局の権限で決定権がないことについて、事務局に対して粘り強く、説明、説得したとか、議論をしたということはありましたか。

○カ山 委員長

はい。

○田中 議員

何か、ちょっとよくわからんですけど、例えばどのテーマについて、どの議題についてのことなのか。

今言ったように、事務局に決定権がないことを事務局にせつせと言ってもしようがないですからね。それを議長とやりにやいけませんからね。

逆に、事務局に決定権がないけど、事務局が決定権があるというんなら、じゃあそれは、事務局こうやってやったほうがいいよ、って言わにやいけんだろしね。

だから、ケースバイケースじゃないんでしょうかね、中身によってはね。

だから、その中でいろいろ道が開けることもあるし開けないこともあるということだと思いますね。

○力山 委員長

他には。

はい、山口委員。

○山口 委員

分かりました。田中議員が、事務局権限のないことに関しては、粘り強く事務局に働きかけたことがない、説得したことがない、というふうにおっしゃられますので、これも事務局の聞き取りの時に、正確なニュアンスを確認したいと思います。

もしね、決定権がないゆえに、正確な返答ができない職員に対して、粘り強く話すことは、やっぱり事務局に対しての不当要求そのものであり、田中議員の自己満足であるだけではなく、事務局員のね、職責の範囲を超えており、業務上明らかに返答が不可能な議論を長時間続けられる。過大要求になっていたと、やっぱり考えられます。一方的な議論を長時間続けられた職員の心身の負担は大きかったんじゃないかなというふうに思います。

また、1から14ページの概要について、田中が求める、透明化や議論の活性化、迅速な議会対応などの提案が事務局に対する不当要求、過大要求とされていますが、これはむしろ長年にわたり繰り返し、決める権限のない決定権がないゆえに、正確な返答ができない職員に対し、粘り強く一方的な議論をしかけ続けた。

強い口調を、繰り返された田中議員の、事務局職員に対する不当要求、過大要求の常習性を疑うことになると思います。

これは職員に対しての聞き取りで確認したいと思います。

以上です。

○力山 委員長

他にございますか。ありませんか。

はい、児玉委員。

○児玉 委員

2ページ目ですね。

○力山 委員長

はい。

2ページ目です。

○児玉 委員

下から3行目のところにですね、ハラスメント被害は、町の総務課長を窓口とする相談、申し出ができてハラスメントの苦情相談処理委員会が対応処置すると。

そこに報告はされていません。当然のことながら、この一連の件はね。

これは報告がないからどうなのかっていう、これどういう意味なのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思います。

○カ山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや、僕もよくわからんですよ。

なんで報告がないのかなと思って指摘しとるわけです。

さっき言った、別に僕が言うわけじゃないんですけども、例えば、被害救済だとかね、その繰り返される、そういうパワハラを早めにストップする、ということであればですね、もっと早く、対応があるべきだろうし、そういう指摘もあるだろうけど、ここ2年間ないのは。

ここに来て、倫理委員会が開かれるのはどういう意味かなという指摘です。

○カ山 委員長

はい、児玉委員。

○児玉 委員

そもそも、職員同士であれば、この窓口を使うっていうことはあると思うんですけども、議員を対象としているものですから、先ほどの議事録の中にもありますけど、もしこれらの行為があったときは議会がみずからの自立権を発動させるべきで、要綱とは別に政治倫理基準を適用することを申し合わせることに、よるといふふうに書かれています。

そういうことも含めて言いますと、そのために、今回の政治倫理審査会が行われてるといふふうに私は思います。

確認しますが、今回、苦情相談処理委員会が開催されてないということで、田中議員に報告あるような仕組みっていうのはありますか、ないですね。

苦情相談委員会からですね、今回の案件ありましたとか、開催されましたとかいうような情報が入るような仕組みにはなってませんよね。

○カ山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

いや僕はそれ分からない。仕組みはどうなっているんですか。教えてください。

○児玉 委員

田中議員の方に入ることになっていませんよねっていうのが私の質問です。

○田中 議員

よく知りませんそれは。どういう仕組みになってるか。少なし、僕は聞いてないけども。

ただ、この要綱はですね、議会の事務局職員も要綱の対象であって、あるいは外部からのこととかですね、ハラスメントについては、通報の窓口は総務課長になつると、議会の職員もですね、はい。

○カ山 委員長

ここの、2ページ目はですね、最後のところにそれらがされた報告がないというのが、もう結論づけて書かれているんで、それに対してどこかから報告が入るようになってから、こういった形で書かれとるんかどうか。

○田中 議員

いや、すいません。書き方がまずかった。

私は聞いてないということです。

○カ山 委員長

他にございますか。

はい。二見委員

○二見 委員

ここに、ことさらハラスメント苦情相談処理委員会があってそれが対応措置すると。それがされた報告がないということをもって、何を言おうとされているのか。

ないから、それに該当する事例は自分にはないということがおっしゃりたいのか、その点についてお伺いします。

○カ山 委員長

はい、田中議員。

○田中 議員

一般的でしょうけども、この苦情処理委員会なりの総務課の窓口が動くとはですね、対応措置をとるわけですよ。

委員会ができて、執行部側にですね。対応措置をとるわけですから、その対応措置の中でいろんな人事の配慮があったりするとか、あるいはそういう、ハラスメントなり不当要求をした相手に対してですね、こういうことが報告受けてますよ、という通報が当然あってですね、いろんなそういう措置なり対応がされるのか。

これが、処理委員会が、普通に取るやり方だろうと僕は思ってるわけですね。

だからそれがないという、ここ2年というか。これずっとないのはどういうことかな、ということで書いておるわけです。

そこがないままに、今、倫理委員会が開かれているという意味はどういうことなのかと思って、一応記録として残しておこうと思って。

○カ山 委員長

他にございますか。

はい。二見委員。

○二見 委員

その点については児玉委員がね、議員がおっしゃいましたので、繰り返しません  
が、一言で言えば、議会が自浄能力を発揮するために、みずからやるということ。そ  
ういうことでやっているのであって、このハラスメント苦情相談処理委員会が動いて  
いないから、はっきりお書きになったわけじゃないし、わからないとおっしゃってま  
すけれども、ハラスメントがなかったという証拠にはならないということを、確認し  
ておきたいと思います。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

(なしと呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

ここで時間延長いたします。まだ議事が残ってますので、時間延長を行います。
休憩を1回しましょう。では、再開は5時。

<休憩 午後4時42分>

<再開 午後5時00分>

○カ山 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

3ページ目で質問ございますか。

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。二見です。

3ページ目の事例1の第1項ですけれども、多くの市町で所信説明会が実施できな  
いか相談、相談というソフトな表現になっていますが、私たちの用意した別紙2で  
は、いきなりでできるはずだから導入しろと声を荒げて一方的な要求だ、というふう  
になっています。

先ほどそういうことを言ったら、考えられない、事実でないと、いうふうにおっし  
やられましたけども、両者には大きな隔たりがあります。

声を荒げた要求などをできない初々しい新人たちというふうにも資料に書かれてお  
りますけれども、初々しいかとはともかくとして、いきなりでできるはずだから導入し  
ろと、声を上げるということはなかった、あるいは、いきなりでできるはずだから導  
入しろと言ったことは事実ではないと、こういうふうにおっしゃるのでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

はい。その通りです。

○カ山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。二見です。

事例1の2項ですけれども、所信表明会が違法だとの根拠は示されなかった、というふうにありますけれども、事務局職員はいつ、所信表明会が違法だというふうに言ったんでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

ん。

○カ山 委員長

いつ違法だと言ったかというふうに、所信表明会がいつ違法だと言ったか、事務局員がいつ言ったかということで。

○田中 議員

僕そんなこと書いてある。ん。どこに書いてある。

○カ山 委員長

ごめんなさい、資料どこですか、どこ。

○田中 議員

どこに書いてある。

○二見 委員

そうそう。

所信表明会が違法だとの根拠は示されなかったというふうに2-2、二つ目の最後に書かれてるんですけども、根拠が示されなかったということは、違法だというふうに言われたというふうに、普通は理解するんですけど、それは事実と違うんでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

ん。

○カ山 委員長

一番右側の資料の2段落目。

○田中 議員

はい、はい。

ほいで。

○カ山 委員長

はい。

もう一回、言ってください。

○二見 委員

はい。

もう1回、じゃあ、もう一度繰り返しますけれども、3ページ目のですね、①の2段落目といいますか、線で区切ってある二つ目のところの、最後の行に、所信表明会が違法だとの根拠は示されなかったというふうに田中議員お書きになってるんですけども、所信表明が違法だとの根拠は示されなかったということは、所信表明会が違法だというふうに言われたというふうに読めるんですけども、それは事実と違うんですか。

○田中 議員

ん。

○力山 委員長

今の最後の行ですね。

○田中 議員

いやわかりますよ。

あの要するに、所信表明会が違法だとは、僕言われてないですよ。

できんできんとね、できないんだという言われ方を、言い方はちょっとよく覚えてないけども、されたから、できんことないでしょ、いう言い方を多分やりとりがあったんだと思うね。

○力山 委員長

はい。

○二見 委員

はい。

ということは所信表明会が違法だというふうには言われなかったということでしょうでしょうか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中議員

ええ。違法だとは僕言われたとは書いてないですよ。

できないできない言うけども、こっちとしては違法じゃないでしょういうことを確認したんだと思うんです。

○力山 委員長

二見委員、いいですか。

はい。

他に。

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。

同じく事例1の3項目ですけれども、事務局員も、新人も冷静に意見交換し、声を荒げることにはなかったというふうに書かれています。

これは全体の中に、田中議員も紛れ込ませているような表現だと思うんですけれども、このとき、田中議員も、大きな声を出すことはなかったと。

そういう意味でしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

そうです。

○カ山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。

同じく事例1の4項目めですが、現職、これは新人議員でない議員のことと思われるかもしれませんが、現職に所信表明会の開催協力を申し入れる文書を渡すため、事務局にメール依頼など、協力を要請したが、事務局Aは拒否とあります。

職員が断ったのは、先ほども出ていましたけれども、ちょっと待ってくださいね。

事務局職員は、議長の指示のもとに仕事をするということについては、事務局規定の第4条ですね、事務局長は議長の名を受け、議会の仕事をする、とありですね、書かれていることは、先ほどのお話でご存知のようなんですけれども、ですから、議長の名ではありませんので、断るのは、当然だと思うんですよね。

田中議員は協力要請したが事務局Aは拒否、と書かれているわけなんですけれども、これはどうも、断った事務局を非難してるように読めるんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

ん。

別に非難とかいうんじゃないなくてこれ事実として、頼んだけど断られたということですよ。

○カ山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

ということを書かれたにすぎない、という理解でよろしいですか。

○田中 議員

そういうことです。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。

○二見 委員

事例の5ですけれども、脱法行為を堂々と主張、すいません、まる5ですね。

まだ。

すいません。

フライングしました。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。川上委員。

○川上 委員

はい。

③ですね、初当選議員研修についてちょっとお伺いするんですけれども、田中議員が、弁当を取ろうという発言をされているんですけれども、これ、先ほどもちょっと話があったと思うんですけど、もう1回なぜ弁当を取ろうと言ったのかご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いや、午前中で終わりそうにないからです。

○カ山 委員長

はい。川上委員。

○川上 委員

はい。

で、そのあとにですね、足らなければ徹夜で頑張ろうぜと、いうことをですね、議員に呼びかけたというところで、こちら、こちらが用意してる資料ですね、この田中議員の資料ではなく、こっちの資料ではですね、ここでは今夜12時まで議論するかというふうになってるんですけれども、それをですね、事務局員が拒否しているんですよ。これについてお答えいただけたらと思います。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

事務局員。

○川上 委員

わかりますか。

こちらが出した資料です。

○田中 議員

ああ、書いてある、書いてある。

○川上 委員

議員に呼びかけたのに、事務局員が回答してるんですけども。

これについて、ご説明いただけたらと思います。

以上です。

○田中議員

はい、わかりません。

僕が言ったのは、事務局に対してね、脈絡もなく、事務局に今夜12時まで議論するかなんては言ってない。

○カ山 委員長

はい。川上委員。

○川上 委員

はい。

12時まで、今夜12時まで議論するかとは言ってないけど、徹夜、足らなければ徹夜で頑張ろうとは言ったってことは間違いはないってことですね。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

4年前のことなんで正確には覚えてないんですけども、この後も時々僕言いますよね。今日徹夜でってね、熱心にやる時にね、そういう言い方しますよね。

そのたぐいだと思う。

○カ山 委員長

はい。益田委員。

○益田 委員

すいません。

関連なんですけど、先ほど足らなければ徹夜で頑張ろうという趣旨のところ、以前、自分が労働組合と同じような考えで徹夜をしたっていうふうに言われてますけど、その考えは変わりませんか。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中 議員

ごめんなさい。

組合でやったときの交渉というのは一つの経験ですけども。

だから、やろうという意味じゃなくて、徹夜交渉というね、冗談めかしてこれを言ったという意味で、例えば話としては適当ではありませんでした。申し訳ありません。

○カ山 委員長

はい。

他にありますか。

はい。川上委員。

○川上 委員

すいませんじゃ続いてですね、3-2のところですね。

初議会で使用する、議事次第を出せと。

言えば、当然事務局は、拒否すると、拒否というか、ここに何か田中議員は書いてますけども、議会ルールを知るために行われる研修会で、議会ルールを知らないものが勝手な要求をすれば、パワハラと思われて仕方ないというところなんですけど、どう思われますか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いや、それパワハラというのは、その知らない人間が、要求して、駄目ですよって断られ、それは、何。地位の上のものが下に向かって、威圧的に出せというのと全然違うじゃないですか。

パワハラじゃないですよ。

この時、僕以外の議員もなんかそんな話をしてね、あのとき、確かその3日後の、議事の進行だったからね、よりわかりやすいんじゃないのということで、そういうのを出したらどういう話で、できませんよって断られたわけですね。

何か威圧的に、地位の上の議員が事務局に向かってこれを出せと強要したという、そんな状況では全然ないわけですよ。

単にこれ出したほうがいいんじゃないの、いや出せないよって言われたのを、ことさらそういうふうな不当要求のように書いてるけども、そうではないですよいう意味でここで書いとるのが僕の主張です。

○カ山 委員長

はい。

他に何かありますか。

3ページ目で、他にはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

はい。

では続いて4ページ目に参ります。

何か質問ございますか。

はい。山口委員。

○山口 委員

2ページ目の4なんですけど、これ、私がぷらっと居て、その話を聞いたというようなことが出てきたところだと思うんですけど、これかなり、結構時間って遅かったように記憶しております。で、田中議員の方から、所信表明案も想定した式次第の準備

を、事務局に求めたと書いてあるんですが、何時頃、それをされたか。覚えてらっしゃるでしょうか。

そっから作ったらですね、かなり遅くまで働かないといけないような、時間帯になるかもしれませんので、何時ごろか覚えてたら、お答えください。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中議員

はっきりと覚えてないけど、4時とか5時とかじゃなかったかと思います。

というのが、ここに書いてあるように、できないからいうんで、僕が自分で作ったんですね。

ほんで、齋藤議員のそこへ持っていったんですね、その間の午後6時から、事務局はまだ居残ってね。木曜会の、旧木曜会の人たちと打ち合わせしとったわけですからそういう推定からすると、多分4時とか5時とかじゃなかったのかなと思います。

5時、ちょっとごめんなさい、はっきりしてないけど時間的には多分そんなもんだと。

○力山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

これでね、夜遅くからさらに遅くなるまでに、次第書を準備しろっとやってたら、やっぱりパワハラになってましたんで、田中さんがひかれたのはよかったんじゃないかなというふうに思われます。

その次の段なんですけど、事務局、田中提案を封じる事前打ち合わせとありますが、その最後の、後に判明と書いてあります。この後に判明した経緯をお答えください。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

これは、今、委員長されとる力山さんが動議を出して、我々の提案は上程しないこととするという動議を出されたわけですけども、力山さんがその102条に基づく動議を出された経緯はね、いつだったか何日か後に確かめて、そういう動議を出すアドバイスは事務局がしたんじゃないのって。

聞いたらアドバイスしましたって事務局の方で答えられたので、後に判明って書きました。

はい。

○力山 委員長

はい。山口委員

○山口 委員

わかりました。

このことも、事務局の聞き取りのときに、確認させていただけたらと思います。  
続いて、5もいいですか。

○カ山 委員長

はい。  
どうぞ。

○山口 委員

脱法行為を堂々と主張するはずがない、一般質問を制限する府中独特の申し合わせ、所属委員会に関する事項は質問しないに疑問を呈した。申し合わせは議員の政策的行為であるために事務局に強制力がない旨の、発言はしたとあります。

申し合わせが現にある以上、議員は申し合わせを守るべきで、初当選議員研修の場で、事務局が守ってくださいと説明するのは、やっぱり当然なことだろうと思います。どちらかといえば事務局に強制力があるのではなく、申し合わせというものは、守る義務がその構成員である議員側にある、いわゆる慣例法や慣習法の一つであると思うが、どのように考えられますか。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中議員

その通りだと思いますよ。

○カ山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

はい。

じゃ、田中議員は、申し合わせは、議員側に守る義務があったということは認識をされていたということで、次に参ります。

事務局は質問をとめる、の2番ね。事務局は、質問を止める旨の説明をしたが、法的根拠を何度も質したところ発言を修正したとあります。

そもそも申し合わせとは、法律や条例で定められる手順とは別に、自治体、議会の関係者間の合意で決められる内部ルールです。

議会で行われるすべてを法律や条例で決められるわけではないので、それらを補完するものとして、申し合わせというものがあるわけですが、法令の根拠がないから申し合わせを作っているというわけですが、田中議員は申し合わせを説明している職員に、法令根拠を何度も追求したということで、よろしいでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中議員

はい。

僕は法令根拠を追求したのではなくて、事務局として、質問を止めるという言い方されたので、今、山口さんおっしゃるようになりますね、これ事務局で決めることじゃなくて、申し合わせとして我々が自立的に守るべきことですよね。

それを事務局として止めます、という言い方をするので、事務局にそういう止める権限があるのかというやりとりをしたんだと思うんですね。

だから、法令根拠というのは、多分、事務局がそういう議員の申し合わせ、議員の提案をとめる権限があるやにいうから、それは止めると。僕のメモではですね、ここじゃない、13日、そういう意味です。事務局として止めるということについての法令根拠をただしたんだと思う。

○力山 委員長

はい。

いいですか。

山口委員。

○山口 委員

続いて同じところなんですが事務局は発言を修正した、とありますが、事務局は発言をどのように修正したんでしょうか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中議員

撤回したんです。

○力山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

はい。

修正じゃなくて撤回ですね。

間違いないですか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

ちょっと、僕のメモは、事実上の撤回という意味で、修正って書いてあるかもしれませんが、意味としては、事務局に権限はないという、これどこに書いたんかいね、そういう意味です。

○力山 委員長

はい。

はい。山口委員。

○山口 委員

それです、田中は意見しすぎ、同意する方は挙手を、などと呼びかけたとありますが、事務局職員の発言は書かれたとおり、田中は意見しすぎ、同意する方は挙手を、で間違いはないですか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

言葉じりがどういう言い回しだったかまでは、細かくはもちろんわかりませんが、意味合いとしてはね、ここでかなりいろんな質問を連発したりなんだりしたことだったので、それはいろんなことを言いすぎとるけ、研修が進まじやろうというなんかそんなことの意味だったと思うんですけどね。

皆さんそう思いませんかと言って、挙手を求めたと。

一言、隻句なんていうか、田中は意見しすぎ、皆さんどう思いますか、という言い方したと、とまでは僕言いませんけども、意味としてはそういう趣旨です。

○カ山 委員長

はい。

はい。山口委員

○田中 議員

ここ最後にするんですが、田中議員自身がね、熱心に質問していたと書いておられます。田中は意見しすぎ、同意する方は挙手をというような状況があったとするということは、他の近隣からも苦情が出るほど質問をされたということによろしいですかね。

○カ山 委員長

田中委員。

○田中 議員

いやそんなことはないですよ。

事務局員が自らそう思って、申し出たんじゃないですか。

だから、他の議員は、みんなが挙手、みんながというか、そんな雰囲気じゃなかったんで誰も手を上げずにですね、ここは収まったという、そんな状況でした。

○カ山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

最後に確認なんですが、他の議員からは特に苦情が出てないということによろしいですかね。

○カ山 委員長

はい。

○田中 議員

他に苦情というのがようわからんですけども。

お前言いすぎるよのう、いう思いの人はいるでしょうし、それがええことの、いや悪いことの、いろんなことがあると思います。

苦情というのは、ちょっと意味がよくわかりませんが、評価としては、まず発言しすぎやのと評価した人もおるだろうし、そうでない人も、苦情、苦情かな。苦情、苦情とは思いませんけどもね、そういう、印象を持たれた人はいたと思いますね。

○力山 委員長

はい。

他に。

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。

この4ページですね、4ページの⑥についてお尋ねします。

4ページ、3ページの通し番号、9-4の⑥ですか。

⑥、議員特例ではなく、当然の委員外議員の傍聴ですね、についてですけども、委員外議員の扱いを確認しようとしたと、書かれています。

私たちの用意した、別紙2の、令和2年10月16日の記述と、真っ向から食い違っているわけです。

田中議員は、府中町に規定のない議員特例について尋ねに来て、一般の傍聴と同じだという回答に、怒り出したと、このように、資料の別紙2の方は、書かれています。

府中町に規定がなく、事務局員も知らない議員特例について、田中議員、この文章の中では何も⑥の中ではですね、触れられていないんですね。

私はたまたまその場にいまして、職員とのやりとり、2人のやりとり聞いていましたけれども、議員特例について盛んに、この認めるように求めていました。

別紙に書かれていますように、委員長に許可を得れば傍聴は可能で、田中議員も今そうやって、他の委員会を傍聴されてるわけですが、その時にはまだ傍聴されていなかったの、自分の担当でない委員会、私自身もこの部屋の中に入って、傍聴しますよと、委員長に言えばいいだけです、議員は。という説明をしたんですけども、田中議員は、議員特例のことを聞いているのにね、一般の話と、それとをね、同じ訳のわからんこと言うなど、怒鳴ったわけですね。

田中議員は、そんなことはね、言ったことはない、怒鳴ったこともないと、こういうふうに先ほどおっしゃいましたけども、委員外議員の扱いであれば、私の説明でね、私は今も言ったように、議員は入れますよと。

部屋の中で、別室じゃないですよという説明で、納得されたと思うんですけども、あくまで傍聴の議員特例についてね、求めていたと私には聞こえましたが、田中議員は、傍聴の議員特例について、何も言ってない。そういうものは求めていなかったと。そういうことでしょうか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

ん。ちょっと意味がよくわからんですけども、僕は議論。

○力山 委員長

意味がわからないとおっしゃいますので、もう一度質問。

○二見 委員

はい。

意味がわからないとおっしゃいますので、私が聞いた範囲でも、この資料でも、傍聴の議員特例というものがないのか、これを認めなさいということが、この時の私が聞いた限りでの主張だったと思うんですけど、そういうことについてはおっしゃらなかったですかと。

○力山 委員長

はい。

いいですかね。

○田中議員

そういう意味のことを主張しました。

ただ議員特例というより、委員外議員の傍聴ですよ。

特例としてではなくて、つまり当然の権利としてこういうのが、日本の議会では、委員外議員はあるんだよと、よその町はこうだよという話、そういう法令とか、よその町との比較の論議だったと思います。

○力山 委員長

はい。

○二見 委員

はい。

それでしたら、私の説明で、議員は委員会の中に入って傍聴できるという説明で納得されなかったのはなぜなんですか。

○力山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

そんな説明がありましたかね。

○力山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。

私からは以上です。

○力山 委員長

はい。

他に質問ございますか。

はい。益田委員。

○益田 委員

7番目です。

会議録作成の録音についてですけども、ここの記述には血相が変わり怒鳴る、興奮した様子っていうことで、先ほどそのような指摘のような振る舞いはないとおっしゃいましたけども、これ、再度お聞きしますが間違いございませんか。

○カ山 委員長

はい。

○田中 議員

はい。そうです。

○カ山 委員長

はい。益田委員。

○益田 委員

議会事務局が決定する権利がないということで、私の方に電話で問い合わせがございました。

かなり私の方としても、議会事務局が答弁しましたように、すぐに録音は聞かせられないっていうことで、議会運営委員会にかけようということを、何度も繰り返し電話で言いましたけども、何回言っても聞き入れられなかった。

私の携帯が長くなるとちょっと不調になるっていうこともあって、不通になったんですが、そのあと、かなり激怒されて、私の職場の方にこられました。

私は予定がありましたので、もう職場におりませんでしたけども、何にも関係ない夫に対してかなり言い寄られたような話を聞きましたので、それは不当要求に当たるんじゃないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いやご主人にそんなことしてませんよ。

ご主人は電話、ここ行ったのかな。ご主人はカウンターにあって電話をとってこうされたんだと。ほんで電話口の向こうで僕が出て、ご主人がすいませんね、電話放置しとってって言うから、いやいや、ほんで議長おってんですかって。もういませんよんで、ガチャッと切れたんですよ。

あの店に行って、ご主人にそんな怒鳴ったりなんかは一切してませんよ。

店に行ったかなあ。

○カ山 委員長

はい。益田委員。

何かありますか。

よろしいですか。

はい。

他に何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

それでは次、5ページ目ですかね、に参ります。

5ページ目で何か質問ございますか。

はい。

児玉委員。

○児玉 委員

⑨番の令和2年11月24日の件でございます。

これで事務局は休む暇ないでと発言して帰った、というところがありましたけども、そのようなことは言ってないと。仕事増やして悪いなという意味で言われたというような話でありましたけども。ここではですね、そのまま、こちら提出している資料にいきますとですね、11月24日、はっきりとですね、ここ中にはですね、事務局職員に対して、これで事務局は休む暇ないでと言って帰られたということなんですけども、これは、先ほどおっしゃられた内容と違いますけども、確かでしょうか。

ちょっとそこを確認させてください。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

言い回しの細かいね、一言隻句まではもちろん覚えてないです。

それで、録音があるならきちっと聞き直してですね、いったらいいと思いますし、どんな言い回ししたのか僕わかりませんが、そんな意地悪を込めてパワハラに当たるようなね、そんな暴言として言ったという覚えはありません。

○力山 委員長

はい。児玉委員。

○児玉 委員

次回、事務局の聴取の際に、再度確認させていただきます。

はい。

他にございますか。

山口委員。

○山口 委員

10番。令和2年12月2日の委員会事務調査申し出の提出2に参ります。田中議員は、細かい言い回しは覚えてないとおっしゃっておりますが、書面では、調査申出書を書き換え、分割小出しせよとの事務局の求めに対しと、事務局から命令されたような、言い回しになってるんですが、さすがに事務局から命令された場合、言い回しは覚えてると思うんですが、これ事務局から、分割小出しにせよと命令されたという、いうことで間違いはないですか。

命令なくて、分割して出してくださいというお願いじゃなくて、分割小出しにせよ、分けて出せというような命令口調を事務局からされたということで間違いはないんですね。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

口調がどうだったかまではそれは僕覚えてないですけどね。

これ、日本語の命令系なわけですよ。

分割小出しにせよと。

それは、分割して小出しにしてくださいという言い方だったかもしれないですけど、要するにその1枚の紙を分けなさいと。

そうして出してくれよと、そういう求めがあったということです。

命令調だったか、お願い調だったか、ここではそれを問うてるわけではないですし、いずれにせよ、私は事務局がパワハラしたなんてここで言ってるわけじゃないですからね。

○力山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

はい。

しかし、やはり、事務局から命令される、分割小出しにせよと命令されたことに対して、このまま順番に審議すれば済む話という、売り言葉に買い言葉なのと、事務局が小出しにしてください、分けてくださいってお願いしたのに、突っぱねたのであればやはり、印象に非常に差がありますので、ここは事務局に確認しようと思います。

以上です。

○力山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。児玉委員。

○児玉 委員

はい。

11番、ちょっと確認をさせてください。

一般質問のフォーマットについてなんですけども、このフォーマットでは非常に書きづらいということで、個別に作られたフォーマットで出そうとされたみたいなんですけど、最終的にはこれ出されたんですか。議会のフォーマットで出されたんでしょうか、それとも、自分のフォーマットで出されたんでしょうか。

○力山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

議会のフォーマットで、何かちょっとずれたんだったかな。

議会のやりにくいフォーマットで出したように記憶しております。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

○児玉 委員

いや、大丈夫です。

はい。

○田中 議員

あ、逆だったか、いや、ちょっと手書きじゃなくてワードで出しました。

○カ山 委員長

5 ページはもう何もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

続きまして6 ページに参ります。

6 ページで質問です。

山口委員。

○山口 委員

1 3 番、手渡さなかった件についてという、ここは録音がありますので、お聞きください。

○カ山 委員長

録音ですか。

はい。

録音あればお願いします。

○森 議会事務局長

すいません、事務局なんですけども、この録音につきましては、職員のスマートフォンで録音がされておりまして、録音を再生する際に、着信音がかなり大きい音で入りますので、そこが入りましたら、ご用心をいただきたいと思っております。すいません、どこに入るかがちょっと私も覚えてませんので、よろしくお願いします。

(録音音声を再生)

○カ山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

今ので、資料を梶川さんが見たけどその時にたまたま持ってなかったの、ちょっと詳しい経緯はわからないんですが、どちらにせよ、資料をもらったかもらってないかというのは梶川さんに確認すべきところを、それを梶川さんに代わって答えることのできない事務局職員に長々と、他の議員が止めても、食らいついてネチネチやった、これが田中議員のやり方の一つだと思います。

で、田中議員。これは梶川委員長に、持っているか、持っていないか、もらったかもらっていないかというの、梶川議員に確認すべきであって、事務局が渡してないと決めつけて、詰めた理由を教えてください。

○力山 委員長

田中議員。

○田中 議員

前の日に梶川さんに聞いたら、持っていない言うから、次の日こうやって、僕、当日だったかちょっと覚えてないけど、梶川さんに確認したから事務局行って何で渡してないんでお話をしてるんですよ。

○力山 委員長

はい。

他に。

はい。山口委員。

○山口 委員

わかりました。

じゃあ、これももう言った言わないになりますし梶川議長、その当時委員長ですね、にどういうふうに資料がなかったかというの、ちょっと私らではわからない部分がありますので、これも事務局への聞き取りのときに、再確認したいと思います。

○力山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。木田委員。

○木田 委員

はい。

ちょっと田中議員確認したいんですけど、16番ですね。

午前中の説明で、優しく注意したと言われたと思うんですけど、間違いないですか。

○力山 委員長

田中議員。

はい。

○田中 議員

はい。

ああ、これ木田さんが言った時のことよね。

○木田 委員

午前中説明された時。

○田中 議員

そうですね。

あの時、僕もよく覚えてるけど、あのとき議長席、いや委員長席行って、梶川さんの背中をこうやって、梶川さん、左右のプレッシャーに負けずに自分でちゃんと発言しんさいよということを、木田さんも向こう側だったかな。

○木田 委員

そこです。

○田中 議員

こっちか。

僕そこら辺だったですね。

そういう言い方をしたはずですよ。

おどりゃあとかいうたわけじゃなくて、左右におられたわけですからね。

ちゃんとやってねいうふうに言うとする、僕はそう覚えとる。

○力山 委員長

はい。木田委員。

○木田 委員

はい。

もう1点確認なんですけど、議員同士のやりとりで事務局へのパワハラではないと。今の理屈ならそういう見解なんでしょうけど、位置関係で言えば、間に事務局がいますんで、田中議員がおられて、事務局おられて、委員長おられて副委員長と。いう中で、今優しく背中をと。これは議運の中の話なんで、たくさんね、議運のメンバーが見てます。

ここで私が委員長に失礼だと叫んだと。

多分、びっくりしたんでしょうね、田中さんの言動に。

そんなことしちやいけんよ、とという意味で止めるつもりでたぶん叫んだんじやと思うんです、私は。振り返ってみてですね。

これをね、先ほど今も優しく注意した、そういう場面もあったかもしれませんが、だんだん興奮されましたよね。だんだん興奮されて、最後はもう結構、声荒げてやられちゃったように私は記憶してます。それでどうでしょう。

間違いですか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

多少興奮しとったかもしれませんね。

ただ、あくまで事務局じゃなくて、梶川さんに向かってね、僕は注意したわけで、手挙げても当てない、おかしい、そこで終了させるんで、そこへ行って梶川さんに向かって、ちゃんと自分でやってね、と言った。木田さんもかなり興奮して、失礼だろうってね、こっちから言ってね。僕もそれ、それにも僕びっくりした。なるほどなと思って。でも、いずれも全部、議員間のやりとりでしたよね。

○力山 委員長

はい。木田委員。

○木田 委員

そうは言っても、間に事務局おるわけですよ。

事務局も聞こえますし、事務局に対しても、ありましたよね。

副委員長に対しても、横からチャチャを入れるなどか、そういう感じのニュアンスで2人に対して、最初は柔らかかったかもしれんですけど、だんだんエキサイトして行って、というふうに私は記憶します。

それで、びっくりしたんでしょうね、私もね。

ええ、と思うて、多分、ここへ叫んだ言うて書いてあるけど、失礼だろうと言ったんだと記憶してるんですよ。

私の記憶でいいですか。

○力山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

概ねそうだと思います。

これ、休憩中ですから、もう、多分ね、終わって、そこへわざわざ僕はそこへ行ったんだと思いますね。

で、あくまで僕が非難してるのは、委員長の優柔不断と言いますかね、自分、議員を見ずに、シナリオとか、左右で決めていくやり方を、注意した覚えがあります。

○木田 委員

私も24年ぐらいやらしてもらってますけど、議事次第見ながら、当日朝貰うんですけど、それ見ながら一生懸命やっています。

たまに、ちょっとね、焦って抜かしたりすることもあるんですけど、別に事務局にそうやってやってもらうことが問題だと思わんし、助かってますので、非常に。

それはそれで問題なんですか、それが。私は、それはそれでいいんだろうと思います。で、要するに田中議員が自分の意見が通らない時ありますよね。

そういう時に、だんだんエキサイトされて、口調が荒くなって声が大きくなって、多分、私の記憶ではそれで休憩になったんだと。

ちょっと違うかもしれないですけど、その時の発言ですね、私の発言はね、多分、先ほどほぼそれでいいということだったんで、それ以上言ってもしょうがないんで、これやめておきます。

○力山 委員長

はい。

はい。児玉委員。

○児玉 委員

今の関連なんですけども、ここで田中さんの発言の中にですね、委員長、副委員長と、事務局の操り人形だという発言に対して先ほど木田委員が、失礼だという発言をされたというところなんですけど、その時にですね、やっぱり議長がですね所信表明演

説の否決、臨時条例の全会一致可決というところで、多分田中さんと反対の意見だったんでしょけども、これが、引き金になったようにというふうに私は記憶しております。

これだけ申し添えておきます。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

二見委員。

○二見 委員

はい。

同じページの14番であります。

この時の情景についてですね、田中議員は、議員が雑談するため着座する窓際の椅子に逆向きに腰かけてメモを取ったと、書かれております。

通常、議事録などを、田中議員が閲覧する場合ですね。

なるべく事務局内に立ったまま、(時には1、2時間)読みメモをするという記述があります。

窓際の椅子には、私もよく座りますけれども、逆向きに腰かけてメモを取るのなかなか難しいんじゃないのかと思います。

普段は立ったまま読んだり、メモしたり、そういう光景はお見受けしますが、なぜこの日に限って、そのような不自然な格好で、読んだり、メモをしたりされたんでしょか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

おそらくあの時、あそこ、本がずらっと窓際立てかけてありますよね、いろんな資料がね、あそこの、本だったのかなあ。

だから、いずれにしても借り出してどっか持っていくよりも、なるべく近くでね、読んですぐ返せるように、読む、という意識が働いて、焦ってあそこへ、他の人もいなかったからね。座って、あそこでじっくり読んだんだと思います。

○カ山 委員長

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。

この日以外に同じような形であそこの席に座って、何か資料を読んだということは、たびたびあるんでしょか。

○カ山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

いやほとんどないと思いますね。

○力山 委員長

他にありますか。

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。

その前段のことがあって、特殊な状況で、怖いというふうに言われたというようなことがある中で、職員から言われたということがある中で、椅子の両サイドには、事務局職員が座っているわけですけども、そういう形で座って資料読むということは、圧力をかけていると、いうふうに思われなにかということについては、考えられましたか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

全くそうは思いません。

○力山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。西山委員。

○西山 委員

このページの18番ですね。

令和3年3月25日、委員会事務調査申出の提出5という部分なんですけど、教えていただきたいんですけど。

こちらの中の文章にある、申出書をめぐりやりとりで、怒ることではない。

文章の意味を粘り強く説明したというのと、一番最後に、あれこれ可能性を議論したとあるんですが、そういう説明とかあるんですが、具体的にはどのようなことを説明し、議論をしたんでしょうか、教えていただきたいんですけど。

○力山 委員長

田中議員。

○田中 議員

これも、細かいやりとりはあれなんで、ちょっと待って、令和3年3月、申し合わせ、皆さんもちょっと不思議だと思いませんでしたかね、議員の申し合わせの中に、人事案件について事前に顔写真が請求できるような申し合わせがあるんですよ。

何か意味がよくわからんですよ。

だから、今、具体的にどんなやりとりかいと言われたけど、だから、それが一体写真提供するというのはどういう意味で、ここ、僕のメモでよると、写真提供、詳しくどういう経緯だったかって西山さんおっしゃるんだけど、写真提供、どういう意味なのかと。

申し合わせの中に事前に人事を確認する内容だから、当然一緒に、写真を出せと言うのかって、いや、出す出さんの問題じゃなくこの申し合わせがどういう意味なのかと。

実際に、そのこれまでそういう写真提供の要求が議員から出て、事前に出た例があるんだらうかと。

ないんじゃないかとか、あるんじゃないかとか、これ事前に見せることの意味がどうなのか。

出せということなんか、いや、だから出せということじゃなくてこの意味を聞かないと、我々も要求するなり何ができんじゃないかとか、過去の例はどうなのかとか、そういう経緯とですね、根拠をですね、いろいろどうなのかとこの申し合わせが非常にわかりにくい申し合わせですからね。どういうケースの場合にどういう写真を提供できるという申し合わせとか、あるいは過去何かの事例があって、こういう時顔写真を事前に出すようにという、何か事件なりなんなりがあったのかどうかね、そういうことを多分、あれこれ議論したんだらうと思います。

西山さんに詳しい経緯と言われて、これ、僕別に録音してるわけでもない、わかりませんが、内容的にはそういうことだったと思います。

○カ山 委員長

はい。

○西山 委員

ではその中で、日本語で書いているのが何でわからんのかと怒り出すとあったんですけども、こちらの、こちら側から出てる文章ですね、それについてはいかがでしょう。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

僕は、はっきりこういう言い回ししたかどうか、よく覚えてないわけですけども、いろんな文言とかね、やりとりの中で、意味がわからんとかね、あるいはここはどうかいうところで、何でこれ書いてあるのか分らんのかねとか、そういうやりとりはあったかもしれませんね。

多分、英語じゃなくて全部日本語だったと思いますけどもね。

怒り出すとかいうより、やりとりをかなりこう、さっきも言ったように、僕、理屈屋ですから、どういう理屈なの、これここなぜわからないのこれ、書いてあるでしょうと。

そういう言い方は多分したんじゃないかと思います。

○西山 委員

語気が強くなるとかいう場合はあったんじゃないでしょうか。

いかがですか。

○田中 議員

いや、それはだからあったかもしれません。

口調とかね、そこらはきつくなることはあったかもしれません。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。益田委員

○益田 委員

益田です。

20番なんです、総務文教委員会終了後、まだ。

○カ山 委員長

はい。まだまだ。

6ページの部分ですから。

6ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

はい。

では、6ページはないということで、続いて7ページに参ります。

何かございますか。

はい。益田委員。

○益田 委員

すいません。

20番なんです。ごめんなさい。

総務文教委員会終了後に田中議員が、議長室へ入ってこられました。

府中町議会の強行採決問題という、そういった文書を提出されました。

その上で、議長に全協の議決について抗議文、田中には常に何か議決に際して、不具合が生ずると抗議文という形で、文書を出してこられておりました。

その中で、反省はしないのかというふうな文言もございましたし、議員との対談を拒否するのかっていうようなことも、再びこのような強行採決をするのかっていうようなことも、何度も問いただされ、同じ質問を何度も繰り返されております。

この民主的な、先ほどもご説明がございましたけれども、民主的な議事運営をするよう求め話し合ったというふうには、具体的にはどのようなことでしょうか。

ちょっと教えてください。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

益田さんとのやりとりがどうだったかということ。

○カ山 委員長

はい。

○益田 委員

そうですね。

民主的な議事運営ってということについて、どういうお話をされましたでしょうか。

○田中 議員

これ、益田さんに文書渡して、益田議長から文書回答しますと言って頂いて、結局文書回答いただけなかったりしたことがあるわけですけど、これ、ここにある資料では、熟議の民主主義、公正な議事運営に反していませんかって書いてる。

これは、通常、委員会の調査事件は全体会議で、①委員長報告②質疑③討論④表決の順で行うと定められているのはご承知の通りです。

府中町会議規則、35から38、議会ルールの基本中の基本でしょう。

今回、児玉副議長から唐突に採決の動議がだされ、それを先決して、動議は議長が中断して、だから、きちっと議論、さっきも言いましたけども、質疑討論を省略するというのは、民主主義の、熟議の民主主義にとって一番やってはいけないことだと、基本でしょうと。

そういう意味を、益田委員長に、偉そうに私がですね、民主的な議事運営をしましょうという意味で話したんじゃないかなと思います。

文章としてはそういうものをやりとり。

結構、あの頃、益田議長も忙しい時だから、ちょっと話しては、今日はここまで、どっか選挙応援がありますから海田がどうかで、またましようというんで、また別れて次の日、また日程が合わずになかなか会えなかったりで、また文書を出したりということがたびたびあって、あったようには記憶しております。

○力山 委員長

はい。

他にございませんか。

はい。児玉委員。

○児玉 委員

児玉でございます。

21番、監査請求と同じ内容の一般質問。

でこれ、ちょっと回答はですねもしかしたら重複するところがあるかもしれませんが、もう一度確認させてください。

この件は、監査請求中の案件であるので一般質問の通告を提出したところ、事務局が答弁が出るかどうかわからないということになってですね、そう申し上げると、急に声が大きくなりですね、事務局員失格じゃと怒り出したというような言い方になっているんですが、これは、そういう言い方はしてないということですか。

○力山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

そういう趣旨のことは、今言ったはずですよ。

○力山 委員長

はい。

何かありますか。

はい。児玉委員。

○児玉 委員

はい。

失格じゃ、というような人格を否定するような言い方もされたという理解でいいんですかね

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いや人格を否定じゃなくて、その議会人として、執行部に忖度するような、特に、厳しく問いたださなきゃいけない時にね、そういう人間としてじゃなくてですよ、そういう質問を、職、職務としてね、ブレーキかけるような言い方は、これは議会人として、あるまじきことだろうと。

事務局員としてはそういうことは失格でしょうと。

そういうのはそのことは申し上げたと思います。

人格を否定してるんじゃないで、仕事としてね、役割として、きちっと、議会の役割を果たそうという意味で、人格とは関係ありません。

○力山 委員長

はい。児玉委員。

はい。

○児玉 委員

すいません。

これ、一般的にこう言われるとね、人格否定としか、僕は、仮に言われたとしたらそう受け取ってしまうと、いうこともありますんで、これまた事務局の聞き取りのときに、再度確認させてください。

どういう状況だったかというのは、

○力山 委員長

他にございますか。

はい。二見委員。

○二見 委員

はい。

続きまして22番です。

インターネット中継に関する意見ですけれども、インターネット中継について、職員が委員会の公開は自治法上規定もないので、議会運営委員会で委員会公開の議論をし、結論が出てからの話で、議運で論議もしてないのに、全員協議会にいきなり出すことはできないと、手順を踏むようにというふうに説明したところ、納得せず、その

時に、補正予算で本会議場の工事をするとき、ついでに業者に委員会室の工事もさせればよいという提案をするという話を私は聞いて驚きました。

他の予算に潜り込ませるようなことをしたら、予算のそもそもの意味がなくなります。田中議員はこのような提案を、全員協議会で協議するように、職員に求めたと思うんですけども、求めませんでしたか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

議題にするよう職員に求めることはないと思いますね。

話題として、こういうことができるよと、前例としてあるよと。

しかも、例えば5000円だったとしたら、いろんな予算の流用でもできるかもしれない。いろんな事例があるよ、こんな工夫してる大竹があったよという紹介であって、事務局に対してこれを議題として出せなんていう要求はしないはずです。

しません。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

○二見 委員

明確に言い切られましたので、そのような提案しなかったというふうに理解をしたいと思います。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。川上委員。

○川上 委員

はい。

先ほどの自主勉強会の件で少しまた質問させてもらって、ちょっと再度もう1回確認をさせてください。

○カ山 委員長

どこの部分。

○川上 委員

23番です。

○カ山 委員長

23番ですね。

○川上 委員

はい。

災害特別委員会の早期の開催を事務局Aが拒むため、やむなく自主勉強会の開催と、田中議員が書かれてると思うんですけれども、この拒んだ理由っていうのは、田中議員自体が、認識をされているのか教えてください。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

あの時の説明は確か、今の時分じゃなくて、お盆もあつたりして、次の災害が起こるかもしれないし、そのあとでもいいんじゃない、いうのも一つあったと思うし、あるいは執行部の方のね、都合もあるから、そう早く決められないんじゃないかという、割とそんな理由だったと思いますね。

主に、覚えているのはそういう理由だったと思いますね。

○力山 委員長

はい。川上委員。

○川上 委員

はい。

すいません。

この当時、災害対策委員長、宮本委員長だと思うんですけれども、宮本委員長の意向として現地調査をしたいっていう、思いがあったと思うんですけれども、その時にですね、大雨があつて林道がちょっと危険な状態ということで、現地調査、厳しいんじゃないかと。

当然、そこでけがをしたりとか、何かあつたらいけないっていうことで、っていう理由で、ちょっと今回はできないんじゃないかっていうことを提案させてもらったはずなんですけど、その認識はありますか。以上。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

それも一つありましたね。

ただ、現地調査しない委員会、もちろんね、できるわけですから、僕、現地調査にこだわったわけじゃなくて、現地調査は今できないよというのでは、別に調査しない委員会もある。

実際それやったわけなんですけどね、この後ね。

○力山 委員長

はい。

他にあります。

川上委員。

○川上 委員

だからそれを拒むという言葉を使ってるんですけれども、それを拒むこと、拒んだのか。

こういう理由でできないんですっていう説明を受けて、自主勉強会に切り換えたということなので、この拒むっていう言葉が、ちょっと引っかかかってるんでちょっとお答えいただいてもよろしいですか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

それはもう事務局にお聞きになった方がいいんじゃないですか。

早期開催、とにかく早くやろうと、早くやろうということについては、できないと。

拒まれたんだと思うんですよね。

○カ山 委員長

他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

なければ7ページを終わります。

続いて8ページに参ります。

何かございますか。

はい。

川上委員。

○川上 委員

すいません、引き続き、25番ですね。

この議員勉強会の呼びかけのメール発信をですね、拒否してっていうふうに、書かれてるんですけども、この拒否、なぜ拒否されたっていうという認識か、ちょっとお答えいただいてもよろしいでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

何か拒否したのは事務局だから、事務局にお聞きになったらいいと思うんですけども。メール送信問題は、この後も出てきますけども、議員の自主勉強会は、こういう場合使えませんということで拒否されたんだと思いますね。

別に田中嫌いじゃけ出さんよ、とかってそんなことは言われたわけじゃない。拒否する理由は、議員の自主活動には使わないからということだったと思いますんで、僕も別にこれはしょうがない、もうそんなことなら、呼びかけるしかないって思ったわけです。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。川上委員。

○川上 委員

すいません。ちょっと続いて26の件もちょっと確認させていただきたいんですけど、田中議員の方では、たとえ共政会からのメールでも外部依頼には便宜を図るっていうふうに書かれてるんですよね。

事務局Aの方が言ったと。

ただ一方で、こちらもう1個の資料ですね、こちらが出してる資料では、田中議員からそういう話が出たと。

この食い違いっていうのはどう考えますか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

はい。

細かいやりとりはもちろん、あると思いますね。

この時、例えば、発出者がはっきりしてないような、得体の知れん団体でも出すんか、出しますと、そういうのを繰り返す中で、いやそんなこと言ったら、共政会でもね、メールでも出すのって、出しますと、いや、えーとか言って、ここは何度か確かめたんだ、共政会でも出すのって、出しますという強調されたので、共政会のメールでも出しますという趣旨を、便宜を図る、というふうに事務局の方は説明したということですよ。

○力山 委員長

他にございますか。

はい。川上委員。

○川上 委員

そういう、これだけじゃないですけど、いろいろ、この、こっち側の資料と、こっち側の資料ですよ、ていうのが食い違いが多いんですけど。

今回、この共政、暴力団にそのメールを送ったって、これ事務局が言い出したことなんですか、それとも田中議員が言い出したことなんですか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いや、共政会に送ったんじゃないで、共政会から来てもね、流すよというふうに、僕が共政会から送ってもやるんじゃないで、って質したら、そうですと、えー、本当なのって何度も質して、そうですと言うやりとりだと。

共政会だけじゃなくて、得体の知れない、あの時は法輪功の反対やらなんやら、とにかくいろんなものがあるんで、これでもやるの、こんなこともやるのと、ほいで、いろいろやりとりする、そんなことまでやるならじゃったら、共政会からもやるんじゃないで、そうです、とそういうやりとりであったと。

○力山 委員長

はい。

○川上 委員

わかりました。

○カ山 委員長

はい。西山委員。

○西山 委員

先ほどの話の関連になるんですけども、そのあとの、27番ですね。

益田議長と私に対応した折に、文章として書かれてたと思うんですけども。

あちらについては、田中議員がみずから考えて作られたということによろしいでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

そうです。

これ全議員に配ったから、皆さんのところへ、お手元に行ったんじゃないかと思いませんけどね。

各議員への一斉メール要請と。暴力団でもOKなのに、議員はノーと。

議会事務局の不可解方針、是正を求むということで、さっきのやりとりを書いて、こういう方針は問題ですよということで、是正しましょうという呼びかけを、全議員に、これですよ、配りましたよね、皆さんそこ配ったはずですよ。

僕が作りましたよね。

○カ山 委員長

他にございますか。

○西山 委員

いいです。

○カ山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

一点確認なんですけど、25、26、27のところ、先ほどから事務局職員との話し合いの中で道が開けた例として、メールの送り方が変わったというような説明があったんですけど、どのように変わったか教えてください。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

外部からのメールは、たれ流さないことになりましたよね。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

山口議員。

○山口 委員

はい。

すいません。

垂れ流すの意味を教えてください。

○カ山 委員長

はい。

○山口 議員

どこからどこまでが、どの団体からどの団体までが垂れ流してるわけじゃなくて、どっからどこ、どの団体だったら垂れ流しになるのかという、おそらく、田中議員と事務局職員の間で合意が得られたんだろと思うんですけど、そこを教えてください。

○カ山 委員長

はい。

田中議員。

○田中 議員

いや、僕は合意なんかされてませんよ。僕の知らないところで改善されたんです。議長と事務局の間で改善されたんです。

○カ山 委員長

他に質問ございますか。

はい。山口委員。

○山口 委員

このこともまた確認いたします。

○カ山 委員長

他にございますか。

はい。西委員。

○西 委員

28番について、お伺いします。

これ、社会福祉問題について議員勉強会で計画したため、ダブる可能性がある災害特別委員会との調整を図ろうと事務局に日程状況を尋ねた。事務局は質問に質問するなどで、なかなかはっきりしないで具体的な調整をしようと話し合ったいうところで、災害特別委員会は公的なあれですよ。

議会としての。田中さんらがやろうとしているのは勉強会ですよ。

それも、それは公的なものが優先されるんじゃないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

その通りです。

だから、公的な委員会の方がね、日程決まりそうなら、どの辺に決まりそうなのかとかね、それを教えて欲しいと。

こっちはそれに応じて日程を決めるからと、そういう調整だった。災害委員会の方、こっちから何とかしてくれって言ったわけじゃない。逆です。

○カ山 委員長

はい。

他に質問ございますか。

○西 委員

えっとね、下に事務局Aは特別委員会の委員長らに、田中らに日程を言うなど口止めしていたと、こんなことは事実上あるんですかね。

まあ、僕は今までそういう経験がないもので、誰議員これ口添えしてくれとか、いうことがないもので、ちょっと聞いてみたいんですが。

あると思いますか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

事務局長に聞いてください。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

○西 委員

じゃあ確認します。ほいじゃね。

それじゃ、その次でお願いします。田中さんが、議員の資料請求の問題の論議をした際、平成12年5月1日。

○カ山 委員長

どこの部分でしょうか。

何番でしょうか。

○西 委員

29です。

○カ山 委員長

はい。

じゃあ29番お願いします。

○西 委員

はい。

何がいやがらせなのか不明、いうんで、議員の資料請求の問題を論議した際、平成12年5月1日委員会会議と記された記録があった。その存在の可能性を探って事務局Aと話し合った。

事務局の動きが鈍いため、田中は和多利元議長らも取材した、いうて、これよう分  
からんのじゃが、和多利町長のとこまで行って話をされたということですか。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中 議員

はい。

そうです。

○カ山 委員長

他にはございますか。

○西 委員

それによって結果が得られましたか。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中議員

いやだからここに書いてある、結局不明だったって括弧で書いてある。

○カ山 委員長

他にございますか。

はい。児玉委員。

○児玉 委員

30番。

議会の議会費の増額の件で、前日にあった厚生委員会での話とそれから、建設委員  
会でもやっぱり同じような話が出たというところでございますけども、それぞれ、そ  
もそもなんですけども、委員会の所掌事務っていうのをご理解いただいているのかな  
というのを、ちょっと一つ質問させていただきたいと思います。

これ委員会ってというのは、それぞれ常任委員会なんかは、三つありまして6人ずつ  
が分かれてやってるわけで、それぞれに権限を持つてると言うんですよ。

時々、いやいや委員会の決定事項であろうが、覆すことはできるというような話は  
されるけども、そうじゃないと私は思ってます。

そこの見解を、委員会そのものの所掌事務、この辺について、どういうご理解され  
てるかいうのをちょっとお伺いしたいと思います。

○田中 議員

ソショウ事務って、何か。

○カ山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

ソショウ事務。

○児玉 委員

所掌事務。

○田中 議員

所掌事務、それは理解しています。

そうそう、うん。

予算要求の件については、委員会じゃなくて、委員会の協議会じゃないですかね。

正式に委員会で何か決めるものじゃなくて、委員会の協議会だったか、委員会が終わった後の事務説明だったか。

そういうことで、予算、議会費予算の要求の議題はですね、どの委員会の所掌事務でもない僕が理解しております。

○力山 委員長

他にございますか。

はい。山口委員。

○山口 委員

29番にちょっと戻るんですが、何がいやがらせなのか不明のところ、和多利元議長らにも取材したとあるんですが、その前に事務局と話し合った、事務局の動きが鈍いためとあるんですが、この事務局の動きが鈍いというのはどういう意味なのかをお答えください。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

その下の段に書いてあることと合わせての話だったと思うんですが、結構ね、この経緯を追求するのになかなか資料がないし、記録も残ってないんでね。

苦労したんです。事務局も苦労したんです。僕も苦労した。

で、結構時間がかかって、次の週、ここにあるように、事務局の説明も、こうだろうこうだろういうふうに変わって行って、結果1月ぐらいこの問題で、ああでもないこうでもない議論したわけですね。

その間に、さっき僕も、古い人に聞いてみるかいうことで和多利議長に聞いてみたりしたということです。

○力山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

ということはですね、和多利元町長も委員長会議ということについて、よくはご存知なかったんだらうと思います。もちろん資料がなかったんで、事務局としてもなかなか探し出すことができなかったんだらうと思うんですが、これ、資料がなかったとかっていうのを、田中議員ご存知ですよ。

調べた中で資料が出てこなかったというのを知っておりながら、事務局の動きが鈍いという表現は、すごく失礼になると思うんですが、その辺、田中議員どのようにお考えですか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

もう僕の書き方の表現が失礼だと言われるなら、それは失礼無礼だというんならそう受け取ってくださって結構ですけども。

無礼だ失礼でいうのであれば、この請求書の書類なんか、これ無礼失礼だらけですよ。めちゃくちゃと言っていいぐらい、無礼失礼じゃないですか。

わけがわからんのに興奮するだとか何とかですからね。

失礼だとおっしゃるならそれはその通りだと思いますけども。

○カ山 委員長

はい。

ほかに質問。

○田中 議員

動きが鈍かったのは間違いのないわけですからね。

○カ山 委員長

はい。山口委員

○山口 委員

一生懸命探したけど、なかなか出てこなかったということに対して、動きが鈍いという、ありがとうじゃなくて、動きが鈍いという判断を、感想を持たれる方だということがわかったんでこれで大丈夫です。

○カ山 委員長

はい。

他に質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。

8ページを終わります。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

ここで1時間半たちましたので、トイレ休憩をを取りたいと思います。

あと1ページですが、ちょっと休憩を入れます。

再開は30分ですね、よろしくお願いします。

<休憩 午後6時22分>

<再開 午後6時30分>

○カ山 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

9ページについて。

はい。児玉委員。

○児玉委員

児玉です。すいません。

30番がちょっとページ跨いでますんで、9ページ目なんですけども、事務局員が乱暴な振る舞いをしたというところでございます。

これ終了間際にですね、あったことで、やっとなるかいということで書類の束を田中議員に向かって投げつけたというふうに書かれています。

田中議員のこの資料の方ですね、に書かれていますけども、これ現場におった我々の証言としてですね、別に田中さんに投げつけたわけじゃなくて、テーブルに投げつけたということだったというふうに記憶しておりますし、当たってもいないし、かなり距離も離れてると思います。

今、田中議員のお座りのところから、川上委員のお座りのところくらいまで距離離れてますから、直接物があたってるのかそういうところじゃない。

確かに、この乱暴な振る舞いに対してはこれあってはならないことです。

しかしながら、今言ったようにですね、田中議員に向けて投げたわけではないということだけはちょっと付け加えたいと思いますし、その翌日ですけども、委員会委員の前でですね、事務局員からですね、謝罪があったと。

と同時に、この中には書いてありませんけども、田中議員からも、行き過ぎた言動があったということで、語気を荒めたということで、謝罪もあったことも申し上げたいと思います。

○力山 委員長

はい。

他に何かございますか。

はい。西山委員。

○西山 委員

はい。

32番です。

これについては録音がありますので、お願いいたします。

○力山 委員長

はい。

録音をお願いします。

(録音音声の再生)

○力山 委員長

はい。西委員。

○西 委員

はい。

すいません。

田中委員、いろいろ研修とか、いろいろあっちこっち行ってきたいとか、勉強したいとか言われたのに、この研修についてね、何で異論を唱えられてるのか、私には全く意味がわからんのですが。

むしろ勉強したくないと、研修会を。受け取れるんですがどうでしょうか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

したくないなんて言ってないですよ。

○西 委員

いや、じゃあなんでそんなに、しつこく質問する必要があるんですかね。

○力山 委員長

はい。田中議員

○田中 議員

研修に行くいかんの問題じゃなくて、これ、最初にも何かあったようにもうこの研修自体中止になって、という話でしょ。

I T研修がね、コロナもあってね。

だから、議長会の規約、議長会の、県の議長会そのもののね、規約規定、こういうものがあるなら欲しい、今回は、この規定、規定規定言うけども、その規定が出てきた文章を見ると、派遣アドバイザーの概略というふうに書いてあるわけで、だから会、議長会そのものの役割だとか任務だとかね、そういうことを規定してる規定じゃないでしょ、という話を何回もやりとりしてるんだと思う。

○力山 委員長

質問から大分離れておりますので。

次、はい。

二見委員。

○二見 委員

今、録音、皆さん、私も聞きましたけれども、あんたの頭脳構造を疑うということは明白に言われたと、確認しています。

そして、先ほどの田中議員の、この資料に基づく説明では、そんなことは言っていないと。

思考過程と、確かに資料でも思考回路と。人格否定ではなく、思考回路とその考え方の道筋の指摘だったとお書きになってるわけですけども、今ね、あんたの頭脳構造を疑うということは、録音で確認しましたけども、この先ほど、そのようなことは言っていないということは撤回されますか。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

はい。

表現としてはその通りです。

ただ、今の表現でいうと、これを規定とするんなら、あなたの頭脳構造を疑うというような言い方でしたよね。

だから論理的に。

○二見 委員

言ったか言わないかを端的に教えてください。

○田中 議員

切り取って言えばそういうことです。

はい。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。山口委員。

○山口 委員

はい。

先ほどのテープですかね、を聞いたら、研修会ですか、研修会が1期及び2期の議員を対象にしてるっていう決まりはですね、かなり早い段階で田中議員も理解されてたと思うんですが、そこは間違いはないですかね。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

はい。

だけど僕ちょっとよくわからない。

1期2期を対象とした議員研修だったのは理解しています。

○カ山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

やっぱりそこからですね、1期2期以外じゃなくて、ベテラン議員にも研修をさせたらどうかという田中議員の提案に対して、議長会側からのルールの中で、1期2期にしてるんだよ、ということなんだろうと思うんですが、普通だったら、あ、そうなんで済むところを、そこから規定かどうかという、本筋から外れた内容にずらして、ネチネチ、ネチネチやられた挙げ句、思考回路がおかしいでしたか、頭脳構造がおかしい、何かそういったことがおかしいというような、人格否定ともとれるようなことにつなげたのはなぜですか。

田中議員の提案が、議長会のルールとして駄目なんだよというのは、もう理解されてるということでしたので、そっからですね、事務局長の頭脳構造がおかしい。

わざわざつなげる必要はないと思うんですよね。

それはなんで、田中議員は、本筋の話をわざわざ規定かどうかという話にずらして挙げ句、事務局長に対して、人格を疑うような話に持っていったのか、その理由をお聞かせください。

○力山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

1期2期の、対象の、さっきの話の中にも出てきてましたけども、1期2期を対象とするのは、テーマ設定ですよ。

今回IT研修だったわけですから、だから、むしろ、そういう1期2期の研修だというなら、テーマとしてはITじゃなくてむしろね、もっと別のテーマがふさわしいのではないか。

つまりIT研修なら、逆に1期2期よりベテランも含めたね、ベテランの方こそ、必要かもしれない。

そういうテーマじゃないかと、そう論議をしとったんじゃないかと思えますね。

○力山 委員長

はい、他に。

○田中 議員

あの、ネチネチしたいというのは、確かにネチネチ言っとると思えます。

そこはテーマ設定の問題と、僕はこれを機に、その議長会そのものがね、どういう規約とかどういうルールで成り立ってるのかを知りたいと思って、いろいろ聞いたんだと思えます。

規約規約、規定か、だから労務管理規定だとか、あるいは勤務規定だとかね、給与規程だとか、いろんな規定が、普通、第一条何々とか、いろんな規定が世の中にあるわけですがけれども、この県の議長会の存在規定といいますかね、そういうのがどういふところにあるのか、新人研修、その中に例えば、研修は1期2期を対象に行うと、それをふさわしいテーマ決めましょうというような規定があるのかどうかね、そういうところも議論して、なるほどなとか、あるいはこれはこう変えたほうがいいんじゃないかという話をしたかったわけですね。

それから、規定というところが一体何の規定かと話したら、まあいろいろやりとりしたら、結局会の存立規程というわけではなくて、アドバイザー派遣についての概略という文章だったということがわかったんです。

で、人格否定とおっしゃるけども、僕は別に人格否定をしたわけじゃなくて、さっきのように切り取っているとそういうことだけでも、この規定論議をね、あれこれ理屈っぽくやりとりしてる中でこれを、さっきの会の存続規定だというなら、それはおかしいですよという意味で言ったことです。

○力山 委員長

はい。山口委員。

○山口 委員

はい。

ですから、議長会の規定だとかルールとかいうことですから、府中町の事務局長には、極端な話、関係ないというか、すぐ答えることができないのは、おそらく田中議員、我々も想像はつくと思うんですが、やはりさっきも言ったんですけど、その答えることができない職員に対して、長時間答えることができない議論をふっかける、というのがやっぱり過大要求に値するなというふうに思います。

以上です。

○カ山 委員長

はい。

他に。

はい。西委員

○西 委員

1期2期というのは、我々何期もやってきた議員もそれぞれ1期2期の研修会を受けてますので、それを先輩議員を抜きにして、馬鹿にしたようなちょっと言い方というのはね、本当、先輩議員を馬鹿にしとるんじゃないかと受けとめられますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中議員

いや、全然馬鹿にしてませんよ。

僕が言ってるのは、1期2期にふさわしい研修、今回、ITがテーマだから、ITの場合、馬鹿にしとるとかどうかじゃなくて、例えば期数を重ねた、あるいは年齢層が高い、必然的に年齢層が高い議員の方こそITは馴染みが薄いからね、ふさわしいテーマかもしれない。

馬鹿にしてるといふんじゃないかと、初任者研修に相応しいテーマがあるんじゃないかと、ITというのは、むしろ、中高年にふさわしいテーマじゃないかと、そういう議論の、話なわけです。決して馬鹿にしとるとかそういうものじゃない。その期数に相応しいテーマがあるんじゃないかという話。

○カ山 委員長

ほかにございますか。

西委員。

○西 委員

これはですね、議長会で決まったことなので、議長会でね。

別に事務局長が決めた問題でもなし、それを1期2期の議員でやって、どうか、年配議員、長期議員に相応しいというような、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが。田中さんなら全部知って、ほかの議員が全部知らんと、古い議員は。というように、ちょっと聞き取れたよね今の話ね。ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですがね。皆さんはどうお思いですか。

田中議員、どう思われますか。

あなただけ知られて、ITは。長期議員は知らない、長期議員も受けるべきじゃないかという発想ですよ。

それこそ、もうちょっと、すごい失礼な発想じゃないか思うんですよ、私はね。

○カ山 委員長

質問ですね、それ回答が要りますか。

○西 委員

いや、回答ください。

○カ山 委員長

田中議員。

○田中議員

さっきも言ったけど、全く失礼なことないと思いますよ。

その世代に相応しいテーマがあり、そうでないテーマがあると。

で、ITに疎いことが、別に馬鹿にしとるわけでも何でもなくて、僕だって非常にITうといじじいですからね。

そんな、誰かが疎いからどうか言ってるわけじゃなくて、しかもこれは議長会を決めることですから、町の、町議会の事務局には権限はありませんよ。

それをやれと言ってるわけじゃないですよ。

そう話題にしてるだけじゃないですか。

今回のこのテーマも、ほいでもう中止になってるわけですからね。

ほんで、派遣してくるのは花田さんなわけでしょ、アドバイザーがね。

だから、そういう中身の議論でいろいろテーマはこうなんじゃないかと、要求したり何だりしとるわけじゃなくて、話題にして話をしとるわけですからね。

ほんで、もちろん町の議長会、町の議会事務局であれば、県の議長会事務局の規約というのが当然備えられているんだろうと思ったわけです。

実際に町には全国の。

○カ山 委員長

質問以上の回答をどんどん、どんどんされよるんで、答弁いうか、今の発言、そこで止めていただきたい。

○田中議員

はい。

○カ山 委員長

他に。

はい。木田議員。

○木田 委員

すいません、34番です。

田中議員に質問いたします。

私おったの覚えてます。ここが問題なってるこの場面ですね、政務活動費の議会事務局の方へ。

○田中議員

いや覚えてないけど、おったんでしょうね。はい。

○木田 委員

私と田中議員が口論になりました。

たまたま別で狩野議員もおられて、その場を聞いておられます。

それは覚えとってですか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中議員

いやだから、その1年以上前の話なので、はっきりとは覚えてないけど、このやりとりからこういったことがあった、概ねはあったことは大体覚えてます。

○カ山 委員長

はい。木田委員。

○木田 委員

すいません。

はい。結構な剣幕でエキサイトされて、事務局の方に言っておられました。

私は、他の事務局の人と用事があって話をしてて、ちょっと目を疑って、ちょっと聞いてたら余りにもひどいというので、割って入って、私と田中議員が口論になりました。

思い出していただきましたかね。

で、それでお互い、結構エキサイトして、私に言わせれば、ちょっと僕は悪くなったような場面で、得意の論点すりかえて、全く違う、あるやめられた議員さんの懲戒の話を出してこられました。

要は私を挑発するような形で出してこられて、そういうことがありまして、ちょっと私の心配だったんで、事務局に大丈夫と。

いや、もう弱っておりますと。

私が、今ここにおるのは、もうそのときにその事務局からそういうお話を聞いて、田中議員にも何回かお話しさせていただいたと思います。ただ、どんどんそれがまだ続くと、いうお話だったんで、ここにおる次第です。

質問は以上です。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

はい。西委員。

○西 委員

35番でちょっとこれ、私が委員長の時に出した案なんですが、これ全会一致による議決の関連のその確認しようとしたいうて、これ別に多数決で私はいいと思うんですが、どこに全会一致っていう言葉は、出てくるんでしょうか。

どこで、府中町の条例のどこで全会一致いうのんが出てくるんでしょうか。

○カ山 委員長

はい。田中議員。

○田中 議員

いや、もちろん条例にはありません。

条例にはありません。

○カ山 委員長

はい。

○西 委員

ない。

ないのになんで、全会一致いうて書かれたんでしょう。

○田中 議員

全会一致の申し合わせがね、ずっとあるのは、もう我々議員になった時からずっと事務局からも他からも言われて、議員の身分だとか報酬に関することはね、全会一致が原則だと、それで決めるんだと、だから全会一致ができないことは、特に身分や報酬に関することはね、決められないと。

それでずっとやってきたという話を聞いてます。

申し合わせで。実際、私が議員になってすぐの令和2年の12月議会だったか、議員報酬の削減の時も、前回多数決ならパスしただろうけど、全会一致原則だから、提案できなかったということがありました。

過去の町内会長に就任しないのを、議員倫理条例に入れるかどうかという問題とかもね、条例全会一致ができないから、条例案から外して、申し合わせいうことに、努力目標にしたわけですよ。

そういう全会一致の申し合わせというのは、ずっと不文律としてあったというふうには僕は理解している。

○カ山 委員長

はい。

他にございますか。

二見委員。

○二見 委員

最後になるんじゃないかと思えますけれども、最後に田中議員にお伺いします。

田中議員と私は30年近いね、つき合いがあって、私が最初に田中議員とお会いした時には、労働組合の書記長をされていました。

プロフィールの中でもね、お書きになっていますけれども、そのことを踏まえてですね、お答えいただきたいんですが。

この審査会での説明やマスコミのインタビューで、議会のルールを含めた法令違反やパワハラや強要など、一切していないと、この、そういうご主張だったと理解しました。

それに間違いありませんね。

○田中 議員

はい。

○二見 委員

以上です。

○カ山 委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。

他にないようでございますので、ページ9ページの質問を終わります。

ないようでございますので、これで、日程第2、審査対象議員の説明に対する事情聴取を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

本日はこれをもって審査を終了し、次の審査会においては、政治倫理条例第6条第4項の規定により、事務局職員への意見、または事情の聴取を行うこととし、2週間後の2月6日火曜日、に審査会を再開したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

ご異議ないということなので、そのようにいたします。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

以上で本日の議事日程のすべてを終了しましたので、議会議員政治倫理審査会を閉会といたします。

お疲れ様でした。

審査会 閉会宣言

<審査会 閉会 午後6時59分>